市貝町地域防災計画

平成 26 年３月

市貝町防災会議

市貝町地域防災計画

目　次

【水害・台風、竜巻等風害対策編】

第１章　総則 1
第１節　計画の目的等 1
第２節　防災ビジョン 2
第３節　防災関係機関等の責務と業務の大綱 4
第４節　市貝町の概要 14
第５節　過去の主な災害 17
第６節　町民及び事業者の責務 18
第７節　計画の点検・評価 18
第８節　計画の習熟・訓練 18
第９節　被害の想定 18

第２章　災害予防（減災）計画 19
第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化計画 19
第２節　地域防災の充実に関する計画 24
第３節　防災訓練計画 27
第４節　避難行動要支援者対策計画 29
第５節　物資、資機材等の備蓄計画 33
第６節　災害に強いまちづくり計画 34
第７節　治水対策計画 36
第８節　土砂災害予防計画 40
第９節　農業災害予防計画 44
第１０節　火災予防計画 46
第１１節　林野火災予防計画 49
第１２節　通信施設災害予防計画 51
第１３節　避難体制の整備 53
第１４節　緊急輸送体制の整備 56
第１５節　危険物施設等災害予防計画 57
第１６節　建築物等災害予防計画 60
第１７節　公共施設災害予防計画 61
第１８節　救急・救助体制整備計画 64
第１９節　医療体制整備計画 65
第２０節　文教対策計画 67
第２１節　防災拠点等整備計画 71
第２２節　広域応援体制整備計画 73
第２３節　孤立集落災害予防対策 74

■竜巻災害について（参考） 75

第３章　災害応急対策計画 85
第１節　活動体制計画 85
第２節　災害情報収集・伝達計画 100
第３節　通信運用計画 109
第４節　広報・情報伝達計画 112
第５節　避難対策計画 115
第６節　広域一時滞在対策 123
第７節　消防計画 126
第８節　災害救助法の適用計画 128
第９節　緊急輸送計画 131
第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達及び供給活動..... 137
第１１節　救急・救助活動計画 142
第１２節　医療・救護計画 144
第１３節　農業対策計画 150
第１４節　林野火災対策計画 152
第１５節　保健衛生計画 153
第１６節　障害物除去計画 157
第１７節　遺体の捜索・処理・埋葬計画 158
第１８節　廃棄物処理計画 161
第１９節　文教対策計画 165
第２０節　住宅応急対策計画 168
第２１節　労務供給計画 170
第２２節　義援物資、義援金の受入れ・配分計画..... 172
第２３節　ボランティアの受入れ・活動支援計画..... 173
第２４節　公共施設等災害応急対策計画 174
第２５節　危険物施設等災害応急対策計画 181
第２６節　孤立集落応急対策 185

第４章　災害復旧計画 186
第１節　復旧・復興の基本的方向の決定 186
第２節　民生の安定化対策 188
第３節　公共施設等災害復旧対策 191

【震災対策編】

第１章　総　　則 199
第１節　計画の目的等 199
第２節　防災ビジョン 199
第３節　防災関係機関等の責務と業務の大綱 199
第４節　市貝町の概要 199
第５節　過去の主な災害 200
第６節　町民及び事業者の責務 200
第７節　計画の点検・評価 200
第８節　計画の習熟・訓練 200
第９節　被害の想定 201

第２章　災害予防（減災）計画 203
第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化計画..... 203
第２節　地域防災の充実に関する計画 203
第３節　防災訓練計画 205
第４節　避難行動要支援者対策計画 206
第５節　物資、資機材等の備蓄計画 206
第６節　災害に強いまちづくり計画 206
第７節　地盤災害予防計画 206
第８節　農業災害予防計画 206
第９節　火災予防計画 207
第１０節　通信施設災害予防計画 208
第１１節　危険物施設等災害予防計画 208
第１２節　建築物等災害予防計画 209
第１３節　公共施設災害予防計画 211
第１４節　救急・救助体制整備計画 213
第１５節　医療体制整備計画 213
第１６節　文教対策計画 213
第１７節　防災拠点等整備計画 213
第１８節　広域応援体制整備計画 213

第３章　災害応急対策計画 213
第１節　活動体制計画 214
第２節　災害情報収集・伝達計画 220
第３節　通信運用計画 221
第４節　広報・情報伝達計画 221
第５節　避難対策計画 221

第６節　広域一時滞在対策 223
第７節　消防計画 224
第８節　災害救助法の適用計画 225
第９節　緊急輸送計画 226
第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達及び供給活動..... 227
第１１節　救急・救助活動計画 227
第１２節　医療・救護計画 228
第１３節　農業対策計画 228
第１４節　保健衛生計画 228
第１５節　障害物除去計画 228
第１６節　遺体の捜索・処理・埋葬計画 228
第１７節　廃棄物処理計画 228
第１８節　文教対策計画 229
第１９節　住宅応急対策計画 232
第２０節　労務供給計画 233
第２１節　義援物資、義援金の受入れ・配分計画..... 233
第２２節　ボランティアの受入れ・活動支援計画..... 233
第２３節　公共施設等災害応急対策計画 233
第２４節　危険物施設等災害応急対策計画 233
第２５節　孤立集落応急対策 233

第４章　災害復旧計画 234
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 234
第２節　民生の安定化対策 234
第３節　公共施設等災害復旧対策 234

付編　東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策 235
第１節　総則 235
第２節　平常時における対策 236
第３節　警戒宣言発表までの対応措置 237
第４節警戒宣言発表時の対応措置 239

【原子力災害対策編】

第１章　総則 249
　第１節　計画策定の趣旨 249
　第２節　計画の基礎とするべき原子力災害の想定..... 250

第２章　予防 252
　第１節　初動体制の整備 252
　第２節　町民等への情報伝達体制の整備 254
　第３節　避難活動体制等の整備 255
　第４節　モニタリング体制の整備 257
　第５節　町民等の健康対策 258
　第６節　農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備..... 259
　第７節　児童生徒等の安全対策 260
　第８節　緊急輸送体制の整備 261
　第９節　町民等に対する普及・啓発活動 262
　第１０節　防災訓練の実施 263

第３章　応急対策 264
　第１節　災害対策本部等の設置 264
　第２節　情報の収集・連絡活動 268
　第３節　町民等への情報伝達 269
　第４節　屋内退避・避難誘導等 270
　第５節　医療・救護活動等 272
　第６節　農林水産物・加工食品等の安全性の確保..... 273
　第７節　児童生徒等の安全対策 274

第４章　復旧・復興 275
　第１節　町民等の健康対策 275
　第２節　除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理..... 277
　第３節　損害賠償 278

水害・台風、竜巻等風害編

第１章　総則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

市貝町地域防災計画（以下「計画」という。）は、市貝町における風水害や地震、竜巻などの災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、町及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町域、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 42 条及び市貝町防災会議条例（昭和 47 年条例第 23 号）第２条の規定に基づき市貝町防災会議が策定する計画であり、町、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

防災関係機関等は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の体系

この計画は、「水害・台風、竜巻等風害編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」からなり、本編はこのうち「水害・台風、竜巻等風害編」として、各災害に共通する対策と震災を除く個別災害の応急対策を定める。

第４　修正

市貝町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第２節　防災ビジョン

第１　計画改定の背景

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、国内観測史上最大の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、本県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また、平成 23 年の台風 12 号や 15 号等によって栃木県でも住民避難が発生したり、平成 24 年には県東南部で竜巻が発生したりするなどの風水害が発生した。

県では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行い、県防災計画の修正を行った。

町としても、修正された県地域防災計画を基本として、近年の災害で得られた教訓等を踏まえて町地域防災計画を改定する必要がある。

防災行政は、町、関係機関及び町民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、町、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、町民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第２　計画の理念

本計画では、前述の背景を基に、自助・互助・共助・公助を基本とした以下の計画理念に基づき、行動を行うものとする。

1　防災・減災のまちづくり
2　災害に的確に対応できる体制の確立
3　災害に強い地域づくり

第３　計画達成のための方策

1　防災・減災のまちづくり

様々な都市整備手法を多角的・総合的に展開し、歴史に培われた市貝町の豊かな町並みを活かしつつ、防火構造を備え、街路、空地等の防災空間が適切に配置された災害に強い都市構造の構築に努め、町民の安全な生活を支えるとともに、防災のみならず「減災のまち」として歴史的資産を後世へと伝承する。

2　災害に的確に対応できる体制の確立

災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制を構築する。

また、町による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他市町との相互応援協定の充実に努める。

3　災害に強い地域づくり

災害の被害を軽減する上で、町民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たす。また、行政の能力を超える甚大な災害の際には、町民、事業所、

行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠となる。

あらゆる機会を活用し、町民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自分の身は自分で守るという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

第３節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧対策が的確、円滑に実施されるよう、町や県、防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第１　防災関係機関等の責務

１　町

町は、町の地域における災害に直接的に対処する責務を負う地方公共団体として、町の地域、町民の生命、身体、財産を大規模災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

また、「共助」の観点から、町民の自発的な防災活動を一層促進させるよう努める。

２　県

県は、県の地域、県民の生命、身体、財産を大規模災害から保護するため、市町村や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町村や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう指導を行う。また、町長又は知事以下の主要職員の被災等により、指揮命令系統が壊滅し、適切に公権を行使することが困難になった場合に、町長又は知事に代わり、消防、水防、救助等の応急措置を実施する。

４　指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、主体的に防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

第２　防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

１　町

機　関　名	業　務　の　大　綱
市貝町	町は、法令、市貝町地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。消防機関は、法令、市貝町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を町と連携して実施する。 １　災害予防対策 （１）防災に関する組織の整備・改善 （２）防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 （３）都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 （４）災害危険箇所の災害防止対策 （５）防災に関する施設・設備の整備、点検

機　関　名	業　務　の　大　綱
市貝町	（６）災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 （７）他市町、県との相互連携体制の整備 （８）自主防災組織等の育成支援 （９）　ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリング体制の整備 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他市貝町地域防災計画に基づく災害予防の実施 ２　災害応急対策 （１）被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 （２）活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 （３）災害救助法の運用 （４）消火・水防等の応急措置活動 （５）被災者の救助・救急及び医療措置の実施 （６）保健衛生、廃棄物処理に関する措置 （７）緊急輸送体制の確保 （８）緊急物資の調達・供給 （９）災害を受けた児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (12) 町民への広報活動 (13)　ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (14) 原子力災害時の町民の避難、屋内退避、立入り制限 (15) 県外からの避難者受入に係る県への協力 (16) 県外からの広域一時滞在の受入れ (17)　その他市貝町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 ３　災害復旧・復興対策 （１）被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （２）民生の安定化策の実施 （３）公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 （４）風評被害による影響等の軽減 （５）その他市貝町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

２　消防

機　関　名	業　務　の　大　綱
芳賀地区広域行政事務組合消防本部真岡消防署（市貝分署）	災害時における消防、救急、救助その他防災に関すること。

3　県

機　関　名	業　務　の　大　綱
栃木県	1　災害予防対策 （1）防災に関する組織の整備・改善 （2）防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 （3）都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 （4）災害危険箇所の災害防止対策 （5）防災に関する施設・設備の整備、点検 （6）災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 （7）県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 （8）消防防災ヘリコプターの運用、点検 （9）国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2　災害応急対策 （1）被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 （2）活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 （3）専門家等の派遣要請 （4）災害救助法の運用 （5）消火・水防等の応急措置活動 （6）被災者の救助・救急及び医療措置の実施 （7）保健衛生、廃棄物処理に関する措置 （8）緊急輸送体制の確保 （9）緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (15) 県外避難者の受入れに対する総合調整 (16) 町民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3　災害復旧対策 （1）被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （2）民生の安定化策の実施 （3）公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施

機　関　名	業　務　の　大　綱
栃木県	（４）除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 （５）損害賠償の請求等に係る支援 （６）風評被害による影響等の軽減 （７）各種制限の解除 （８）その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
真岡土木事務所	災害時における管内区域の県管理の道路及び橋りょう等の応急対策に関すること。
県東環境森林事務所	災害時における管内区域の森林・林地災害及び林道等施設災害の復旧に関すること。
県東健康福祉センター	災害時における保健衛生対策に関すること。
芳賀農業振興事務所	１　災害時における農産物等の技術指導に関すること。 ２　災害時における農地・農業用施設等の復旧に関すること。

４　警察

機　関　名	業　務　の　大　綱
茂木警察署 市塙警察官駐在所 赤羽警察官駐在所 続谷警察官駐在所	１　災害情報の収集・伝達に関すること。 ２　被災者の救出救助・避難誘導活動等に関すること。 ３　遺体見分等に関すること。 ４　二次災害の防止に関すること。 ５　社会秩序の維持に関すること。 ６　交通応急対策に関すること。 ７　被災者への情報伝達等に関すること。 ８　関係機関等との相互連携に関すること。

５　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
関東農政局 （宇都宮地域センター）	１　災害予防 （１）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 （２）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 ２　応急対策 （１）農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 （２）種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （３）主要食料の需給調整に関すること。 （４）生鮮食料品等の供給に関すること。 （５）農作物、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること。

機　関　名	業　務　の　大　綱
関東農政局 （宇都宮地域センター）	（６）土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 （７）農産物等の安全性の確認に関すること。 ３　復旧対策 （１）災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （２）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 （３）風評被害対策に関すること。
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ２　商工鉱業の従事者の義務の正常な運営の確保に関すること。 ３　被災中小企業の振興に関すること。
真岡労働基準監督署	１　産業安全（鉱山関係を除く。）に関すること。 ２　災害時の関係労働者の安全に関すること。 ３　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
真岡公共職業安定所	災害時の職業安定に関すること。
関東運輸局 栃木運輸支局	１　運輸事業の災害予防に関すること ２　災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送等に関する指導、調整に関すること。 ３　運輸事業の復旧、復興に関すること。
関東財務局 宇都宮財務事務所	１　災害における金融上の措置に関すること。 ２　地方公共団体に対する融資に関すること。 ３　国有財産の管理及び処分に関すること。
東京管区気象台 （宇都宮地方気象台）	１　気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。 ２　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを町民に周知できるよう努めること。 ３　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 ４　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと。 ５　市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ６　環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。 ７　県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。

機　関　名	業　務　の　大　綱
関東地方整備局 （下館河川事務所）	所管河川についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。 1　災害予防 （1）防災上必要な教育、訓練 （2）通信施設等の整備 （3）所管施設等の整備及び安全の確保 （4）災害危険区域等の関係機関への通知 （5）防災に関する広報、情報提供等 2　災害応急対策 （1）災害に関する情報の収集、河川予警報の伝達等 （2）災害発生直後の施設の点検 （3）災害対策用資機材、復旧用資機材の確保 （4）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 （5）災害時のための応急資機材の備蓄 （6）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 （7）緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

6　自衛隊

機　関　名	業　務　の　大　綱
陸上自衛隊第 12 特科隊	天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する。

7　指定公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
日本郵便株式会社(市貝郵便局、赤羽郵便局、小貝郵便局)	1　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　災害特別事務取扱いに関すること。 （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及援護対策 ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除 エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便局の料金免除 （2）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い 3　その他、要請のあったもののうち協力できる事項。
東日本電信電話株式会社栃木支店	1　平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 2　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 3　災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること。 4　災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 5　災害復旧及び被災地における情報流通について町民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
株式会社エヌ･ティ･ティ･ドコモ栃木支店	1　移動通信施設の運用と保全に関すること。 2　災害時における移動通信の疎通の確保に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社小山支店	1　通信手段の運用と保全に関すること。 2　災害時における通信の疎通の確保に関すること。
ソフトバンクモバイル株式会社	1　通信手段の運用と保全に関すること。 2　災害時における通信の疎通の確保に関すること。
東京ガス株式会社	ガス施設（パイプライン等）の保安の確保に関すること。
東京電力株式会社栃木支店	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力株式会社 日本原子力発電株式会社	1　原子力施設の防災管理に関すること。 2　従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3　関係機関に対する情報の提供に関すること。 4　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 7　県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 8　除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること。

機　関　名	業　務　の　大　綱
日本赤十字社栃木県支部 市貝町分区	1　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。 2　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3　義援金品の募集、配分に関すること。 4　日赤医療施設の保全に関すること。 5　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。

8　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
芳賀中部上水道企業団	1　上水道関連施設の安全・保安に関すること。 2　応急給水、災害時の飲料水確保に関すること。
芳賀地区エコステーション	廃棄物等の処理に関すること。
芳賀地区広域行政事務組合環境クリーンセンター	し尿等の処理に関すること。
市貝町土地改良区、小貝川中部土地改良区、芳賀台地土地改良区、	1　水門、水路の操作に関すること。 2　災害時における農地・農業施設等の復旧に関すること。
真岡鐵道株式会社	1　路線が不通となった場合の対策に関すること。 2　路線等の監視に関すること。 3　死傷者の救護及び修理に関すること。 4　部外への救護要請や報道機関への連絡をに関すること。 5　建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理に関すること。
(一社)栃木県エルピーガス協会	1　ガス施設の安全･保全に関すること。 2　災害時におけるガスの供給に関すること。
株式会社栃木放送 エフエム栃木株式会社 株式会社とちぎテレビ	1　町民に対する防災知識の普及に関すること。 2　情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3　報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周 4　受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被害地への情報提供 5　放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6　義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

機　　関　　名	業　　務　　の　　大　　綱
（一社）栃木県医師会 （社）栃木県歯科医師会 （一社）栃木県薬剤師会 （公社）栃木県看護協会 （公社）栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること。
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
（社）栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

6　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	業　　務　　の　　大　　綱
農業協同組合等農林業関係団体	1　町が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 2　農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3　被災農家に対する融資又はその斡旋に関すること。 4　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5　飼料、肥料等の確保対策に関すること。 6　農林水産物等の出荷制限等への協力。
商工会、商店会等商工業関係団体	1　町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力斡旋に関すること。
病院等経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　災害時における傷病者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保に関すること。 3　放射性物質の安全対策に関すること。 4　被ばく医療への協力に関すること。 5　被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　災害時における入所者の安全確保に関すること。
自治会及び婦人会等	1　食料・生活必需品・防災資機材等の備蓄品の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること。 2　町が実施する予防対策及び応急対策についての協力に関すること。

機　関　名	業　務　の　大　綱
運輸業者	災害における緊急輸送の協力に関すること。
建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安措置に関すること。 2　危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関すること。
市貝町社会福祉協議会	1　災害救助金品の募集、被災者の救護に関すること。 2　災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。 3　ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。 4　ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること。 5　その他町が実施する応援対策についての協力に関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2　災害時における入所者の安全確保に関すること 3　被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4　福祉避難所としての施設の提供に関すること

第４節　市貝町の概要

第１　自然的条件

１　位置

本町は、栃木県の南東部に位置し、東は茂木町、南は益子町と真岡市、西は芳賀町と高根沢町、北は那須烏山市の２市４町に接している。

役場所在地：栃木県芳賀郡市貝町大字市塙１２８０番地

東経：１４０度　６分

北緯：　３６度３２分

標高：　９９．６０ｍ

２　地勢

本町の面積は６４．２４ｋ㎡で、東西約９．９㎞、南北１５．６㎞のほぼ長方形をなしており、栃木県の面積（６，４１３．７９ｋ㎡）の約１％にあたる。南西部は関東平野の北端であり、平坦で耕地が多く、東北部一帯は八溝山系に属し、河川は八溝山系に源を発している小貝川が町の中央を南北に貫流し、桜川は東部山間地を南流して小貝川に合流している。その他、大川、赤堀川、思川、市の堀等が南流している。

◇本町の主な山

名　　称	海　　抜	備　　考
富　士　山	２４９．０ｍ	
観　音　山	１７２．２ｍ	
御　嶽　山	１６２．２ｍ	

◇本町の主な川

名　　称	川　　幅	水　　位	流路延長
小　貝　川	５．０ｍ	１００㎝	１５㎞
桜　　川	５．０ｍ	３０㎝	７㎞
塩　田　川	５．０ｍ	２０㎝	４㎞
赤　堀　川	３．０ｍ	５０㎝	２㎞
大　　川	４．０ｍ	５０㎝	３㎞

３　気象

本町は、太平洋岸型気候で内陸のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東南部よりも暖かくなり、低温の年は東北地方と同じような気温を示す。また、夏期は、雷の発生が多く盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため最低気温が氷点下の日が多い。

第２　社会的条件

市街地への人口集中、避難行動要支援者の増加など社会構造の変化に伴う災害態様の多様化などに的確に対応するため、本町における社会的条件の変化を明らかにする。

１　人口（国勢調査による）

（１）人口の推移及び一世帯あたりの構成人員

本町の人口は、平成７年での 12,546 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年では 12,094 人となっている。

世帯数は核家族化の影響により増加を続け、平成２年に 3,132 世帯であったが、平成 22 年には 4,018 世帯となっており、世帯当りの人数は平成２年の 3.67 人から平成 22 年の 3.01 人と 20 年で 0.66 人減少している。

◇人口・世帯数

区　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口（人）	11,481	12,546	12,441	12,401	12,094
世帯数（戸）	3,132	3,536	3,559	3,783	4,018
一世帯当り人数（人）	3.67	3.55	3.50	3.28	3.01
県の一世帯当り人数	3.37	3.17	2.70	2.84	2.69

（２）年齢階層別比較

年齢階層別では、近年、年少人口（０～14 歳）の減少と年齢人口（65 歳以上）の増加が著しく、高齢化の進行が顕著となっている。

単位：人

区　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
０歳～１４際	2,283	2,414	2,214	1,839	1,623
１５～６４歳	7,401	7,927	7,766	7,922	7,840
６５歳以上	1,797	2,205	2,461	2,640	2,631

２　産業

（１）農業

近年、農業を取り巻く環境は、農産物の輸入自由化の進展、農業後継者不足など先行き不透明なものとなっている。

しかしながら、町の基幹産業である農業は、町の重要な役割をもっている。そのため町では、土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を行い、活力ある農村づくりを展開している。

今後は、本町の恵まれた地理的・自然的条件を活かし、米麦・畜産に加え果樹・野菜の振興を積極的に推進し、活力と潤いのある農業を目指している。

（２）工業

昭和 49 年度に赤羽工業団地 28.1ha、昭和 63 年に赤羽西部工業団地 8.7ha が造成され、誘致企業が操業している。

今後も優良企業の誘致については、町に豊かさをもたらす重要な役割を担っていることから、

大規模未利用地等の確保に努め、道路や用排水・下水道等の整備をし、企業の誘致を図るとともに、町内企業の更なる充実を進める。

（3）商業

本町の商業は、国道・県道沿いに自然発生的に形成された商店街で、集積密度が低く集客力が弱いものとなっている。また小規模な家族経営が多く、消費者のニーズの多様化等にともない地元購買率が低迷している。

このような中、町では商工会との連絡を密にし、各店舗の消費者ニーズへの対応のため、経営の近代化・合理化を推進し、地元購買率の向上を図る一方、商工会を中心に活力ある商店街の形成を図る。

◇産業別就業者の推移

区　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
第１次産業	1,459	1,272	1,098	1,036	720
第２次産業	2,590	2,497	2,459	2,296	2,275
第３次産業	2,348	3,071	3,082	3,425	3,340

第５節　過去の主な災害

本町における過去の主な災害は、次のとおりである。

◇風水害等

年　　月　　日	種　　類	概　　要
昭和 48 年６月 20 日	大雨	住宅半壊２棟
昭和 57 年９月 12 日	台風 18 号	多田羅・塩田（消防団員 131 名出動）
昭和 59 年７月 19 日	大雨	古宿下町（消防団員 10 名出動）
昭和 60 年７月 1 日	台風 6 号	赤羽上町東地内、市の堀用水決壊 床下浸水１棟（消防団員７名出動） 市貝町立市貝中学校､校庭南東斜面土砂崩れ(長さ 64m 幅 20m) 降水量 129mm
昭和 61 年８月４日 ～５日	台風 10 号	杉山地内、河川氾濫１名死亡 大谷津地内土砂崩れ 市塙地内床上浸水 古宿上町・古宿下町・後大久保地区 25 世帯 90 名に 避難命令指示 指示の日時：昭和 61 年８月５日３時 29 分 指示の解除：昭和 61 年８月５日 11 時 00 分 農産物被害 394,826 千円 農業用施設被害 42,757 千円 降水量４日・５日（合計）311mm
平成元年９月 10 日	大雨	床下浸水１棟
平成３年９月 19 日	台風 18 号	床下浸水３棟
平成４年５月 23 日	竜巻	住宅半壊１棟
平成４年９月４日	雷雨 （ひょう） （強風害）	住宅被害２棟 農作物被害 288,814 千円 強風害　農業用施設被害 6,732 千円
平成 10 年８月 26 日 ～31 日	豪雨	竹内地内床下浸水１棟、１世帯４名避難 降水量 26 日～31 日（合計）150mm
平成 10 年９月 15 日 ～16 日	台風５号	農作物被害 6,154 千円 農業用施設被害 50,000 千円
平成 23 年９月 21 日 ～22 日	台風 15 号	竹内地内　住宅１棟孤立状態 市塙地内約 400 世帯停電 消防団員 161 名出動 降雨量（21、22 日の計）　169.0ｍｍ
平成 25 年９月 15 日 ～16 日	台風 18 号	住宅床下浸水２棟（市塙、石下） 床上浸水（続谷　福祉施設） 役場に避難所開設（３世帯４名が自主避難 消防団員 146 名出動 降雨量（15、16 日の計）　180.5ｍｍ

第６節　町民及び事業者の責務

第１　町民の責務

町民は、自助・共助の意識に立って、災害時は相互に協力し、住家若しくは使用する建物の安全性を図るものとする。

また、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

第２　事業者の責務

事業者は､所有若しくは使用している施設について､法令に即した安全性の確保を図るとともに、救助用資機材の準備等、必要な対策を講じるものとする。

また､町･防災関係各機関が実施する防災事業の実施に積極的に協力するとともに､災害時には、事業活動を通して、最大限の対応を図り、周辺住民との連携及び協力に努めるものとする。

第７節　計画の点検・評価

町及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

第８節　計画の習熟・訓練

本町の各部局及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、市貝町地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、町民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の町民への周知を徹底する。

第９節　被害の想定

風水害・台風、竜巻等風害対策編における被害の想定は､「市貝町洪水ハザードマップ2009」に示されている水害を想定する。想定雨量は、昭和61年８月豪雨（おおむね150年に1度の確率）時の３日間雨量318㎜とする。

※詳細は、平成19年３月発行「市貝町洪水ハザードマップ2009」を参照。

第２章　災害予防（減災）計画

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化計画

〔総務課、建設課、こども未来課、健康福祉課、社会福祉協議会、市貝分署、消防団〕

町は、職員に対して防災教育を行うとともに、町民が相互に密接な連携を保ち単独又は共同して防災活動が行えるよう、常に防災意識の高揚に努める。また、町のボランティア活動の支援及び育成に努める。

第１　職員に対する防災教育

町は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配布により防災教育の徹底に努める。

１　気象予警報、災害等に関する知識

２　防災対策に関する知識

３　災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動

４　その他災害対策上必要な事項

第２　町民に対する防災知識の普及

１　防災知識の普及啓発

町は、町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発等を推進する。

（１）主な普及啓発活動等

ア　防災講演会・講習会等の開催

イ　防災パンフレットや防火チラシ等の配布

ウ　新聞、広報紙、テレビ、ラジオ等による広報活動の実施

エ　貸出用視聴覚教材の充実

オ　防災訓練の実施促進

カ　防災器具、災害写真等の展示

キ　各種表彰の実施

（２）普及啓発すべき防災知識・技術

ア　災害時の心得

イ　避難経路、避難場所、避難所の場所

ウ　気象に関する知識

エ　応急・救護方法

オ　家庭での予防・安全対策

カ　災害の前兆現象

キ　災害危険箇所

（３）防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

ア　防災週間（８月 30 日から９月５日）

イ　防災とボランティア週間（１月 15 日から１月 21 日）
ウ　全国火災予防運動（春：３月１日から３月７日　秋：11 月９日から 11 月 15 日）
エ　水防月間（５月１日から５月 31 日）
オ　山地災害防止キャンペーン（５月 20 日から６月 30 日）
カ　がけ崩れ防災週間（６月１日から６月７日）
キ　土砂災害防止月間（６月１日から６月 30 日）
ク　全国山火事予防運動（12 月１日から２月７日）

２　県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センターを宇都宮市に設置している。

町は、広報誌等を通じて当該施設の周知、利用を啓発し、大雨、大風等の疑似体験や応急措置の実地練習等を通じて防災技術や防災知識の普及を図る。

３　消防団員等による巡回等

町は、消防団員等による地域の巡回を促進し、災害危険箇所の点検・把握、住家等の危険箇所の地域住民への周知等を行い、防災知識の高揚を図る。

【参考】

生命・身体を守る方法：内閣府（防災担当）資料「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」から

（共通）

◆ ラジオやテレビの気象情報に注意する。
◆ インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
◆ 停電に備えて、懐中電灯を用意する。
◆ 非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
◆ 自分が住む地域が、過去に風水害、竜巻等を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

（水害）

◆ 河川や用水路、田んぼや低地などを見に行くなどの外出を控える。
◆ 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている市街地で短時間の大雨が発生したときは、地下室等の水没に注意する。

（土砂災害）

◆ 次のような土砂災害の前触れが発生したときは、すぐに周りの人たちと安全な場所に避難し、町役場や消防、警察署等に通報する。
- 川の流れが濁り、流木が混ざり始める。【土石流】
- 雨は降り続いているのに川の水位が下がる。【土石流】
- 山鳴りがする。【土石流】
- 沢や井戸の水が濁る。【地すべり】
- 地割れができる。【地すべり】
- 斜面から水が噴き出す。【地すべり】
- 崖から小石がパラパラと落ちてくる。【崖崩れ】

・ 崖から水がわき出ている。【崖崩れ】
・ 崖に割れ目が見える。【崖崩れ】

（竜巻等の突風）

◆ 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。
・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
・ 大粒の雨やひょうが降り出す。

◆ 屋内では次のような行動をとる。
・ 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
・ 窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
・ 1階の窓のない部屋の中央に移動する。
・ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

◆ 屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。
・ 頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
・ 身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

第３　児童・生徒等に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

１　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、安全指導資料等の活用により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

２　防災教育の充実

（１）学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

（２）防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。
また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各種啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

（３）災害発生時に、児童・生徒が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

３　避難訓練等の実施

避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練の工夫を行う。

第４　防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関等は、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、適切な防災に努める。

１　危険物等施設

危険物、高圧ガス等の危険物の保安管理施設

２　病院、社会福祉施設

３　ホテル、旅館

４　大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第５　防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は、県、防災関係機関等と緊密な連携を取り合い、次の事項等に関して、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

１　風水害に関する調査研究

２　火災、林野火災に関する調査研究

３　地すべり、崖くずれ等土砂災害に関する調査研究

４　危険物等災害に関する調査研究

５　災害時の避難の安全確保に関する調査研究

６　防災アセスメントの実施

７　防災カルテ、ハザードマップの作成

第６　防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に十分に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７　言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域は、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第８　災害ボランティアの連携

１　ボランティア活動の支援

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と連携して、町民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開してボランティア活動の支援に努めるものとする。

（１）ボランティア広報誌等の発行（県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）

（２）ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施（県社会福祉協議会、

町社会福祉協議会）

（３）ボランティア団体の育成・指導（県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）

（４）災害救援ボランティア活動計画及びマニュアルによる活動（県社会福祉協議会、町社会福祉協議会）

２　行政とボランティアとの連携

町及び町社会福祉協議会は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

３　ボランティア同士の連携強化支援

町及び町社会福祉協議会は、災害時の混乱した中でもボランティア同士が協力して円滑な活動が行われるよう、平常時のボランティア同士の顔の見える関係づくりとネットワーク化を図る。

（１）災害ボランティア登録

町社会福祉協議会は、平成15年から開始された災害ボランティア（個人・団体）の登録を推進する。

第２節　地域防災の充実に関する計画

〔総務課、健康福祉課、建設課、市貝分署、消防団〕

町民一人ひとりが「自らの安全、自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、平常時から災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

第１　自主防災活動の推進

１　町民の自主防災活動の促進

災害の「初動」対応については、町民一人ひとりが「主役」になって、自主防災に努め「災害に強いまち」を目ざす。

このため、地域住民は、平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

（１）平常時の活動

ア　家族防災会議の開催

（ア）避難場所、避難路の確認

（イ）家族の安否確認の方法

（ウ）食料、身の回り品等の３日分相当の家庭内備蓄

（エ）わが家の安全点検の実施等

イ　災害危険箇所、避難場所の把握

ウ　災害時の地域住民の活動マニュアルの作成

エ　防災用資機材の整備、点検

オ　防災訓練の実施

（２）災害時の活動

ア　身の安全の確保

イ　出火防止、初期消火活動

ウ　避難活動、誘導

エ　情報伝達

オ　傷病者、災害時要支援者等の救出・救助活動

カ　飲料水、食料などの配分、炊出し、給水活動

２　町民の防災意識の高揚

町は、各種広報や防災教育、防災訓練等の実施を通じて、町民の防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発を図る。

３　住宅防災・防火対策の推進

住宅の耐震性の向上及び住宅火災の発生を防止するため、住宅防災、防火対策の推進を図る。

第２　自主防災組織の育成指導計画

１　育成指導すべき自主防災組織

（１）自主防災組織の規模及び編成

自主防災組織は、原則として自治会等の組織を生かした編成とする。

自主防災組織には、組織リーダーとして隊長、副隊長及び班長を置き、情報班、消火班、救出救護班及び給食給水班の各班を設置する。

（２）自主防災組織の活動内容

ア　平常時の活動

（ア）防災に関する知識の普及

（イ）防災マップの作成（地域における災害危険箇所、消火栓・防火水槽・井戸・避難場所・避難所・医療救護施設等の把握）

（ウ）災害時の活動マニュアルの作成

（エ）地域における防火・防災等予防上の措置（各家庭の安全点検等）

（オ）地域における情報収集・伝達体制の確認

（カ）防災資機材の維持点検

（キ）防災訓練の実施

イ　災害時の活動

（ア）出火防止及び初期消火

（イ）傷病者の救出、救護

（ウ）地域住民の確認

（エ）情報の収集伝達

（オ）避難誘導、避難生活の指導

（カ）飲料水、食料などの配分

（キ）地域の災害時要支援者の救助

（ク）他地域への応援等

（３）自主防災組織への支援策

ア　自主防災組織にはテント、担架、トランシーバ等災害応急資機材の配置を促進する。

イ　自主防災組織の育成強化

（ア）啓発資料の作成

（イ）各種講演会、懇談会等の実施

（ウ）情報の提供

（エ）各自治会・自主防災組織への個別指導・助言

（エ）各自治会・自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施

（エ）表彰制度の活用

２　事業所における自主防災組織の育成・強化

町内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に多数の人が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を強く指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化する。

（１）自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置を図る。

ア　高層建築物、旅館、学校、病院等多数の人が利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織を設置し、出火の防止にあたることが効果的である施設

（２）自主防災組織の活動内容

事業所等は、災害に対し、次の対策・活動に努めるものとする。

ア　事業所の平常時対策

（ア）自主防災組織の育成

（イ）防災訓練の実施

（ウ）地域防災訓練への参加

（エ）防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

（オ）防災体制の整備

イ　災害時に事業所が果たす役割

（ア）従業員、顧客の安全の確保

（イ）ボランティア活動への支援

（ウ）地域への貢献等

３　防災ネットワークの整備

大規模な災害が発生した場合、想像を超える被害が発生し、行政機関その他社会秩序の混乱が予想される。こうした混乱状態の中で、町民の生命、財産を守り、被害を最小限に止めるためには、町を中心とする防災関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等が相互に協力して、迅速かつ的確な防災活動が図れるよう、平常時から防災組織のネットワーク化を推進する。

第３　消防団（水防団）の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火活動、救助救出活動、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

町は、次のような事業を実施し、消防団の育成強化、装備の充実を図るとともに団員の加入促進等、特に女性消防団員の加入推進を図り、地域の防災力を向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

（１）消防団活性化総合計画の策定

（２）消防団活動に必要な各種資機材の整備・充実

（３）消防団員に対する各種教育訓練の実施

（４）地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報

第４　婦人防火クラブの育成・強化

火災の出火原因が一般家庭に多いことから、家庭の主婦を対象に婦人防火クラブへの加入を促進し、防火教室・講習会等の開催、また、初期消火、通報及び避難の訓練等を実施して、防火意識の啓発、防火知識の習得を図る。

第５　地区防災計画の策定

災害発生時において地区内の居住者及び事業者が「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担えるよう、各地区においては地区防災計画の策定に努めるものとする。

町は、各地区より相談を受けた場合は、その作成方法や作成イメージを指導し、地区防災計画の充実に努めるものとする。

第３節　防災訓練計画

〔総務課、健康福祉課、町民くらし課、建設課、生涯学習課、市貝分署、消防団〕

町は、防災関係機関等と協力して、災害応急対策の円滑な実施を図るため、各種の防災訓練を実情に即して実施し、防災体制の整備と防災思想の普及を図る。

第１　総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関等との連携強化及び町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関等の参加、学校や事業所等との連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また､災害時の応急対策活動に果たす町民の重要性に鑑み､広く町民の参加を求めるとともに、町民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、町の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

1　職員の動員並びに災害対策本部等設置訓練
2　情報の収集・伝達、災害広報訓練
3　消火、救出・救助訓練
4　避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
5　応急救護、応急医療訓練
6　ライフラインの応急復旧訓練
7　警戒区域の設定、交通規制訓練
8　救援物資・緊急物資輸送訓練
9　防災ヘリコプターを利用した訓練
10　広域応援訓練
11　避難行動要支援者避難支援訓練

第２　防災図上訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における迅速、的確な災害応急対策の実施を図る。

第３　通信訓練

町及び防災関係機関等は、被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行う。

第４　非常招集訓練

町及び防災関係機関等は、災害時における職員の動員を迅速に行う。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

1　平素における非常招集措置の整備
（1）招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
（2）招集の区分
（3）招集命令伝達、示達要領
（4）非常招集の命令簿、非常招集記録簿
（5）非常招集の業務分担、配置要領
（6）待機命令の基準
（7）その他非常招集のために必要とする事務処理

2　非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、無線放送、電報及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

3　集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4　点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

（1）伝達方法、内容の確認点検
（2）発受時間及び集合所要時間の確認点検
（3）集合人員の確認点検
（4）その他必要事項の確認点検

第５　消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、広域消防本部、消防団との連携を十分図る。

第６　水防訓練

町は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図る。

第７　町民の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域防災力の強化を図るため、自主防災組織等が中心となり広く町民や地域の事業所、防災関係機関等の参加を得た訓練を実施することなどを通して、町民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

（1）情報伝達訓練
（2）避難訓練
（3）初期消火訓練
（4）救出・救助訓練
（5）避難行動要支援者避難支援訓練　等

第４節　避難行動要支援者対策計画

〔総務課、健康福祉課、こども未来課、企画振興課〕

町は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う「避難行動要支援者」に対して、情報伝達、避難誘導、救護活動、避難収容等の面において各種対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

第１　避難行動要支援者の現況

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、町民の一人ひとりが必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々が「避難行動要支援者」と言える。

避難行動要支援者は、傷病者、障がい者、乳幼児、高齢者及び外国人などが考えられるが、高齢化、国際化の進展等によりその数も今後増加していくものと思われる。

第２　避難行動要支援者対策計画

避難行動要支援者対策としては、町内会等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

１　避難行動要支援者名簿の作成等

町は、避難行動要支援者について、地区等の範囲ごとにその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとし、その更新は年１回とする。

（１）　名簿に登載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

ア　介護保険における要介護認定者及び要支援認定者

イ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により、身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けた者

ウ　厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

オ　難病患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年４月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知）別紙特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患にり患している者等）

カ　65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

キ　その他、町長が特に必要があると認めた者

（２）　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、避難行動要支援者区分、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援者の有無を記載し、又は記録するものとする。

個人情報の入手方法は、次に掲げる福祉部等の通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報が名簿の作成に必要があると認められるときは、県知事に対して情報提供を求めるものとする。

ア　要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

イ　障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。

ウ　ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査のデータにより把握する。

エ　民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。

オ　福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。

カ　避難行動要支援者本人から同意を得て把握する。

（3）　避難支援等関係者となる者

避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を実施するため、避難支援等関係者については以下のとおりとする。

ア　自主防災組織

イ　民生・児童委員

ウ　社会福祉協議会

エ　消防署

オ　消防団

カ　警察署

（4）　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を町の関係部局内で活用する（災害対策基本法第 49 条の 11 第 1 項）とともに、本人の同意があった場合は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町の関係部局で活用し、避難支援等関係者に対し、事前に名簿情報を提供するものとする（災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項）。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると町長が認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供する（災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項）。

（5）名簿情報を提供する場合における配慮

町は、名簿情報を避難支援等関係者へ提供する場合、個人情報保護のために、次に掲げる事項について配慮するものとする。

ア　名簿情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　名簿情報が無用に共有、利用されないよう避難支援等関係者に対し指導する。

ウ　災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを避難支援等関係者個人に対し十分に説明する。

エ　避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、また、その保管については、適正かつ厳重に行える場所等で行うよう指導する。

オ　団体への名簿情報の提供である場合は、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するように指導する。

カ　名簿情報の提供先に対し、名簿情報の取扱いには十分に注意するよう周知し、啓発する。

（6）　その他避難行動要支援者名簿の活用・運用について必要な事項

避難行動要支援者名簿の作成・活用・運用に係る具体的な手順等については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき「市貝町避難行動要支援者支援対策ガイドライン」

に掲載するものとする。

2　地域支援体制の整備

避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、「市貝町避難行動要支援者対策マニュアル」に基づいて、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行う。

（1）地域における要援護者に対する安全性の確保

ア　地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自治会（自主防災組織）、婦人防火クラブなどに協力を求め、平常時から見守りのできる体制の構築を推進していくことが必要である。

イ　救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時に多発すると、消防、警察等の救急救助活動が大幅に制約されることから、町は、消防団、自治会（自主防災組織）、婦人防火クラブ、民生・児童委員等と連携し地域における避難行動要支援者に対する支援体制を構築し、救出、救護体制の確立、強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携をした体制の確立、強化を図る。

ウ　緊急通報システムの整備

町は、緊急時における一人暮らし高齢者の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を行う。

エ　幼稚園児等対策

町は、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

オ　防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識の周知と拡充を図るとともに、地域防災訓練等への積極的な参加呼びかけ、災害に対する基礎知識の理解が図れるよう努めていく。

3　社会福祉施設対策等の安全対策

（1）社会福祉施設対策

1）防災設備の整備

自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設(特別養護老人ホーム､養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する｡また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2）土砂災害危険区域の情報提供等

土砂災害を受けるおそれのある避難行動要支援者関連施設の管理責任者に対し、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

（避難行動要支援者関連施設）

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

3）緊急連絡体制の確保

社会福祉施設に町防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4）夜間体制の充実

夜間及び休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとることとする。特に特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設については、管理宿直員を配置するよう指導していく。

5）防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立する等、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

（2）老人保健施設、幼稚園等に入院（所・園）している者に対する対策

1）非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導・搬送の体制を確立する。

2）避難訓練を実施する。

3）避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。

4）病院・診療所については、重傷患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別な配慮をする。また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者療養室は、できる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

5）災害時の傷病者等応急手当のできる体制を確立しておく。

第３　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

町は、高齢者、障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設、公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場の設置等、避難行動要支援者に配慮した対策を推進する。

また、非常用電源（照明、暖房用等）の確保や、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第４　外国人対策に対する防災対策

町は、日本語の理解も十分でない外国人に対して、自主防災組織等が地域全体で支援する体制を整え、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

また、町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

第５節　物資、資機材等の備蓄計画

〔総務課、健康福祉課、農林課、こども未来課、生涯学習課〕

町は、大規模な災害が発生した直後、地域住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行うものとする。

第１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

１　県では、災害履歴、地理的条件を考慮し、地震被害想定調査結果を参考にして、要避難者約194,000人に相当する食料、生活必需品を備蓄することを目標とした。

本町では、その目標の役割分担として、要避難者約200人の概ね１日分を目標数量として食料、生活必需品の備蓄に努める。

※町の要避難者数は、P201の「被害予測」より。

（１）具体的な備蓄品目

ア　食　　料　アルファ米、乾パン、飲料水等

イ　生活必需品　毛布、肌着、外衣、食器、光熱材料、粉ミルク、炊事道具類、洗面用具類等

２　町は、町民に対して家族構成等に応じた食料、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図るものとする。

第２　医薬品、医療救護資機材等の調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速性を確保するため、町内医療機関や薬局等と連携を図り、備蓄及び調達体制の整備に努める。

第３　防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄、調達体制を整備する。

１　備蓄対象品目

消火・人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材を備蓄するように努める。

２　関係機関との連携

町は、資機材の備蓄にあたっては、市町村相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

第４　物資・資機材等備蓄スペースの確保

学校や公民館等避難場所となるべく施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を確保する。

第６節　災害に強いまちづくり計画

〔総務課、企画振興課、建設課、農林課、町民くらし課〕

町は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

第１　災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

町は、県の指導等を受けて次の事業の実施を図るものとする。

１　防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における町民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

２　防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を町民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランを策定するなど、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第２　災害に強い都市構造の形成

河川・道路等の整備を通して災害に強い市街地を形成するとともに、防災施設や組織の整備を図る。

１　水害発生の防止

市街地や集落での浸水被害を防止するため、道路側溝等排水施設の整備を進めるとともに、宅地化による保水機能の低下を抑制するための道路・駐車場の浸透舗装や宅地開発に伴う調整池の設置等総合的な雨水対策を推進する。

２　防災空間の確保

市街地等住宅の集積する区域においては、火災発生に伴う被害を最小限に抑えるため、延焼遮断空間となる道路や公園・広場の整備を推進するほか、建築物の不燃化を促進するための施策について検討する。

３　防災拠点の整備

道路整備計画や都市計画マスタープランとの連携により、災害時の避難場所の不燃化・耐震化を進めるとともに防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の防災施設の機能充実に努める。

４　避難路・ライフラインの確保

災害発生時の避難路の安全確保を図るため、生活道路の整備による防災ネットワークの確立に努める。

また、災害時における上下水道施設の機能確保と緊急給水のための予備水源の確保に努める。

５　災害時要支援者への対策の推進

（１）町は、災害時にパソコンやファックス等の活用や福祉関係者等の戸別訪問等を検討するなど、災害関係情報の迅速で確実な伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、災害時要支援者の安全確保に努める。

（2）国、県、町等の公共施設管理者は、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、避難場所、避難路となる道路、都市公園、避難施設等の段差を解消するなど、災害時要支援者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。

第３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

１　町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、通信施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園の整備を推進する。

２　道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第４　火災延焼防止のための緑地整備

１　避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

２　災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

３　火災に強い森林づくり

林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯を設けたり、消火活動等に供するため防火管理道を開設する。

第５　再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、町及び県は、太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第７節　治水対策計画

〔総務課、建設課、消防団〕

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第１　水防管理団体の義務

１　水防管理団体等の責務

（１）水防管理団体の責務

町は、「水防法（昭和 24 年法律第 193 号)」第 4 条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定されており、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（２）水防管理者の責務

町長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

（３）居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

２　水防計画の策定

町長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

３　重要水防箇所

町では、県内の河川法を適用する河川で、水防上特に警戒又は防ぎょを要する箇所を資料編のとおり指定されている。

第２　水防活動体制の整備

１　資機材等の整備

（１）町（水防管理団体）

町は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準（H24・栃木県水防計画より）

	器　　具						
資機材名	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま
数量	5 丁	5 丁	5 丁	20 丁	5 丁	3 丁	5 丁

	資　　材					
資機材名	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	500 袋	100 枚	70 本	50kg	50kg	15kg

２　観測・伝達体制の強化

県は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、町・消防本部等へ平常時から広く情報を提供する。

町は、町民に対して、町防災行政無線、町ホームページ、電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行うほか、県の提供するインターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）の周知徹底に努める。

３　訓練、研修等による水防団の育成・強化

（１）平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

（２）毎年出水期前に１回以上の水防訓練を実施する。

（３）河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第３　水位情報の通知及び周知

１　指定河川及びその区域

本町において、知事が水位情報の通知及び周知を行う河川として、小貝川、荒川、五行川が指定されている。

河川名	区　　域	基準水位観測所			所　管 事務所名
		避　難 判　断 水位	はん濫 注　意 水位	水防団 待　機 水位	
小貝川	金井橋から下流	鉄道橋下（益子町）			真岡土木事務所
		2.3	1.5	1.0	
荒川	三沢川右岸（荒川橋付近）	連城橋（さくら市）			
		―	3.0	2.5	
五行川	主要地方道真岡烏山線（61 号）西側	妹内橋（真岡市）			
		2.7	1.9	1.6	

２　通知及び周知を行う基準

指定河川が避難判断水位（特別警戒水位）（はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう）に達したときは、その旨を当該河川の水位等を示して通知及び周知を行うものとする。その種類は次のとおりである。

予報の基準	はん濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
	はん濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
	はん濫危険情報 （洪水情報）	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。
	はん濫発生情報 （洪水情報）	はん濫が発生した後速やかに発表する。

第４　水防警報伝達体制の整備

県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

また、水防警報の内容及び発表基準は以下の通りである。

種類	内　容	発表基準
待機	1　出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第５　浸水想定区域における対策

県は、指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、町に通知する。

本町では、小貝川、荒川、五行川が浸水想定区域を指定した河川となっているため、次の事項を定めるとともに、町民に周知を図る。

・洪水予報の伝達方法
・避難場所
・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
・浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等

また、町は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップの整備を進める。

第６　施設等の水害予防対策

１　河川管理施設等

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

２　ダム施設（多目的、利水ダム）

（１）平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

（２）保守管理目標

ダム施設の管理者は、ダム検査規定で定められている河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第８節　土砂災害予防計画

〔総務課、建設課、農林課、市貝分署、消防団〕

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるよう、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等について、危険区域の把握に努め、実態を調査し、砂防工事等を順次実施するとともに、危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図るものとする。

第１　警戒体制

土砂災害対策の推進は、町、県等の行政機関を通してあたる。災害発生のおそれのある箇所においては、町、消防本部、消防団等で警戒巡視体制をつくり、警戒避難体制の整備を図る。

第２　山地災害防止対策

町内における山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区６２地区、地すべり危険地区２地区、崩壊土砂流出危険地区７地区がある。これらの危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図るものとする。

◇山腹崩壊危険地区◇

番号	地区名	位置		人家	公共施設	備考
		大字	字			
1	塩田（2）	塩田	念仏塚	10	無	
2	見上（1）	見上	オツタテ	5	県道	
3	見上（2）	見上	ウラヤマ	45	公民館・県道	
4	大谷津（1）	大谷津	駒塚	15	無	
5	源内	大谷津	源内	5	無	
6	大谷津（2）	大谷津	滝ノ入	35	町道	
7	ワカミヤ	大谷津	ワカミヤ	45	町道	
8	杉山	杉山	サイチ	20	県道	
9	刈生田	刈生田	タハタ	10	無	
10	田野辺	田野辺	ハヌキ	5	無	
11	市塙	市塙	カナイ	12	町道	
12	西ノ内	田野辺	西ノ内	3	町道	
13	梅ヶ平	田野辺	梅ヶ平	2	町道	
14	浦山	塩田	浦山	5	町道	
15	カジヤ（1）	文谷	カジヤ	1	町道	
16	伏久	杉山	伏久	1	町道	
17	上立	続谷	上立		町道	
18	向山	塩田	向山		県道	
19	貝ノ久保	続谷	貝ノ久保	1	無	
20	西丸山	羽仏	西丸山	1	町道	
21	サイカチ	見上	サイカチ		町道	
22	沼田	塩田	沼田		町道	
23	灰俵峯	続谷	灰俵峯		町道	
24	番場田	塩田	番場田		町道	
25	山下	塩田	山下		町道	
26	山谷（2）	塩田	山谷	2	町道	
27	七曲	塩田	七曲	1	町道	
28	ツルタ	塩田	ツルタ	1	町道	
29	打越	見上	打越	2	町道	
30	大谷津	大谷津	大谷津	2	町道	
31	滝ノ入	大谷津	滝ノ入	1	町道	
32	柿木沢	塩田	柿木沢	1	町道	
33	上ノ山（2）	塩田	上ノ山	1	町道	

34	宮ノ入	塩田	宮ノ入	2	無	
35	八重沢	塩田	八重沢	1	無	
36	長峯	続谷	長峯	1	無	
37	野出ヶ沢	塩田	野出ヶ沢	2	無	
38	カサメキ	文谷	カサメキ	3	町道	
39	大作	見上	大作	1	無	
40	続谷	続谷	続谷	2	町道	
41	杉山（2）	杉山		2	県道	
42	トラレ沢	塩田		1	町道	
43	栗木平	塩田	栗木平	1	県道	
44	仙釜	塩田	仙釜	1	町道	
45	高室	石下	高室	1	無	
46	カジタ	竹内	カジタ	3	無	
47	源内（2）	大谷津	ゲンナイ	10	無	
48	タテゴシ	大谷津	タテゴシ	3	無	
49	カタフタヤマ	多田羅	カタフタヤマ	1	町道	
50	竹内	竹内	フジヤママエ	1	県道	
51	続谷	続谷上		1	無	

◇地すべり危険地区◇

番号	地区名	位置		人家	公共施設	備考
		大字	字			
1	見上	見上	大作	12	県道	
2	竹内	竹内	大日向	30	県道	

◇崩壊土砂流出危険地区◇

番号	地区名	位置		人家	公共施設	備考
		大字	字			
1	滝沢	見上	滝沢	6	公民館・県道	
2	上ノ山	塩田	上ノ山	5	県道	
3	八重沢	塩田	八重沢	4	町道	
4	栗木平	塩田	栗木平	3	県道	
5	中道	大谷津	中道	5	町道	
6	上立	続谷	上立	8	無	
7	長峯	塩田	長峯	5	無	

第３　急傾斜地崩壊危険箇所対策

町内における急傾斜地崩壊危険箇所は 19 箇所である。崩壊するおそれのある急傾斜地については、町民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについてはそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施して、災害の未然防止を図るものとする。

1　急傾斜地の崖崩れに備えるため、崩壊危険箇所の把握に努め、避難勧告等の基礎とする。

2　危険な箇所に居住する町民に対し、崩壊の危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言が発令された場合は速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

3　急傾斜地崩壊危険箇所（災害危険区域）における、土地所有者等による防災工事、家屋の移転等を行う場合には、崖地近接危険住宅移転事業や集団移転促進事業などの公的融資制度が活用できる旨、周知する。

4　崖崩れ、危険箇所の点検を定期的に実施するとともに、必要に応じ危険箇所の補修を行うよう

土地管理者への指導を行う。

◇急傾斜地崩壊危険箇所◇

番号	箇所名	位置		人家	公共施設	備考
		大字	字			
1	塩田	塩田	東	5		
2	市塙	市塙	下町	6	有	
3	杉山	杉山	東	1		
4	竹内	竹内	東	1		
5	竹内	竹内	東	2		
6	竹内	竹内	東	1		
7	見上	見上	下	2		
8	見上	見上	下	2		
9	塩田	塩田	東	2		
10	塩田	塩田	東	2		
11	塩田	塩田	東	4		
12	塩田	塩田	東	1		
13	杉山	杉山	東	2		
14	杉山	杉山	東	1		
15	見上	見上	上	2		
16	見上	見上	上	3		
17	塩田	塩田	東	2		
18	竹内	竹内	東	3		
19	見上	見上	上			

※参考　危険状況判断のための着眼点

（1）降雨量の増加、積算雨量等

（2）崖中途からの地下水の湧出

（3）斜面への段差や亀裂の発生

（4）樹木、電柱等の傾斜

（5）家屋等の歪み

（6）樹木の伐採等による保水力の低下

第４　土石流防止対策

町内における土石流危険渓流は 12 箇所である。

土石流危険渓流とは、土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあることとされた渓流で、最近の災害の特徴としては、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、両岸を削られ、たい積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂をたい積させ、災害を起こす例が多い。

町は、砂防工事の実施を県に要請するとともに、土石流危険渓流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

◇土石流危険渓流◇

番号	区分	河川名			大字	人家	公共建物	区域	
		水系名	幹川名	渓流名				警戒	特警
1	Ⅱ	利根川	小貝川	杉山一号沢	杉山	3		○	○
2	Ⅱ	利根川	小貝川	杉山二号沢	杉山	4	県道	○	○
3	Ⅱ	利根川	小貝川	杉山三号沢	杉山	2	県道	○	○

4	Ⅱ	那珂川	那珂川	刈生田二号沢	刈生田	1	国道	○	○
5	Ⅱ	那珂川	荒川	竹内東沢	竹内			○	○
6	Ⅱ	那珂川	荒川	見上一号沢	見上	2	町道	○	○
7	Ⅱ	那珂川	荒川	見上二号沢	塩田			○	
8	Ⅱ	那珂川	荒川	見上三号沢	塩田	3	町道	○	○
9	Ⅱ	那珂川	荒川	塩田沢	塩田	2	県道・町道	○	○
１０	Ⅱ	那珂川	荒川	見上四号沢	見上	2	県道	○	○
１１		那珂川	荒川	刈生田一号沢	刈生田	1		○	○
１２		那珂川	荒川	見上四号沢	見上		県道	○	○

※区分Ⅱは、被害想定区域内に人家が１～４戸の箇所

第５　土砂災害防止法に基づく対策

１　現状

土砂災害の発生するおそれのある危険箇所は、新たな宅地開発等に伴い年々増加傾向にある。そのため土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにした上で、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが重要であり、平成 13 年４月「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行された。

２　予防対策

（１）基礎調査の実施

町は、県の実施する渓流や斜面及びその下流などの土砂災害等により被害を受ける恐れのある区域の調査に協力する。

（２）土砂災害警戒区域の指定に伴う措置

町の意見を聞いて県では、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定する。

町では、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項等円滑な警戒避難に必要な情報を町民に周知するよう努めるものとする。

（３）土砂災害特別警戒区域の指定に伴う措置

町の意見を聞いて県では、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、町民に著しい危険が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお、「土砂災害特別警戒区域」に指定されると特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の規制や勧告が行われる。

また、町では、当該区域に居住する町民や所有者に対して、土砂災害特別警戒区域の指定や公示に関する図書を縦覧できるよう窓口を開設する。

（４）土砂災害情報相互通報システムの整備

町では、土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害関連情報を町民と町が相互通報するシステムの整備を図り、自主避難体制を確立する。

第９節　農業災害予防計画

〔農林課〕

町、県、農地・農業施設等の管理者は、災害の発生に際して、農水産業被害を最小限に止めるため、連携して予防対策を実施する。

第１　農業技術対策

１　農作物の凍霜害予防対策

（１）晩霜に対する防止対策の周知

ア　晩霜に対応するため、生産者団体等を通じて農業者に対し、農作物凍霜害防止対策について周知を図る。

イ　町は、農業者に対し、凍霜害防止対策期間中天気予報等により情報を収集し、特に晩霜への注意を喚起する。

（２）予防のための技術対策指導の徹底

町は、関係機関と協力して、県が作成した農作物の凍霜害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図る。

２　暖候期における農作物気象災害予防対策

（１）暖候期における気象条件と農作物気象災害

暖候期における気象条件が農作物の生育、収量等に大きく影響し、場合によって、農作物への被害が懸念される。

（２）暖候期予報に伴う技術対策指導の徹底

関東・甲信地方暖候期予報（毎年２月気象庁発表）に基づいて作成された県の技術対策資料を、町及び関係指導機関は、団体等に配布し、農家に気象変動に対応した栽培技術指導の徹底を図る。

第２　農地・農業施設対策

各土地改良区等の農地・農業施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県、町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

１　各施設の共通的な対策

（１）管理体制の整備

頭首工、揚水機等の農業用施設の管理については、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（２）施設等の点検

平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２　用排水施設対策

頭首工、揚水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第３　農業共同利用施設対策

農業協同組合、町等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努め

る。

1　管理体制の整備

農業共同利用施設の管理については、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2　各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第１０節　火災予防計画

〔総務課、市貝分署、消防団〕

町は、県、消防機関と連携して、防火思想の普及徹底、消防体制の充実強化を図り、火災予防、火災被害の未然防止及び軽減を図る。

第１　火災予防対策に関する指導

１　消防同意制度の推進

消防本部は、消防法の規定に基づく消防同意をもとめられた場合は、当該制度を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を推進する。

２　火災予防の徹底

（１）地域住民に対する指導

町、消防本部、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と初期消火技術の徹底を図る。

また、町及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ、幼少年消防クラブの育成、指導を図る。

（２）防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

（３）予防査察の強化、指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策に万全を期すよう指導する。

ア　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく予防査察

（ア）定期査察

年間計画を樹立し、管内の対象物を定期的に査察するほか、年末年始等随時行う。

（イ）特別査察

消防長または消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。

（ウ）警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

（エ）住宅査察

町民の協力を得て、一般家庭の防火診断を実施する。

（４）防火対象物点検報告制度の推進

消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火対象物点検報告制度の推進を図る。

（５）火災予防運動の実施

町は、春季・秋季の全国火災予防運動及び年末年始特別警戒等を実施するほか、ポスターの掲示、防火ちらしの配布、広報誌の活用など広く町民の防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

３　消防団の警戒態勢

（1）警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には直ちに要員が確保できるように、消防団員のうちから要員及び責任者を指名しておくものとする。

また、出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、報告要領などを定めておくものとする。

（2）点検計画

消防機関は、各区域ごとに組織体制の整備を図り、直ちに出動できるよう消防施設の点検整備と非常出動体制を確保しておくため、点検は次により行うよう点検要領を定めておくものとする。

ア　通常点検

イ　夏季点検

（3）消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、火災その他の防御の基本として、消防本部及び消防団は一体となって活動するものとする。

第２　消防力の整備強化

1　消防組織の充実強化

町は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努めるものとする。

また、消防団員の減少やサラリーマン化、高齢化等の問題に対し、団員の確保と資質の向上を図るものとする。

2　消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図るものとする。

3　消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高い。

このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

（1）消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

（2）河川水の緊急利用

小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

（3）耐震性防火水槽・貯水槽等の設置

防火拠点整備計画に基づき、庁舎等の災害対策活動拠点、公立学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽・貯水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4　自衛消防力の強化

（1）自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、町は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

（２）消防用設備等の整備充実

町は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第 17 条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を整備充実及び維持させることにより、火災による被害の軽減に努めるものとする。

５　化学消火剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

第３　防火管理者の消火活動

町は、学校、病院、工場、事業場、興行場、社会福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備等の点検、整備等を指示し、迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努めるものとする。

第１１節　林野火災予防計画

〔総務課、農林課、市貝分署〕

林野火災はいったん発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火し難い。このため、町、県、森林関係者は、関係機関、地域住民の協力を得て火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策に万全を期す。

第１　消火用資機材等の整備

１　空中消火用水利の確保

町、県及び消防本部は、空中消火の実施に際して必要となる水利について検討・選定するとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等による水利の確保、整備に努める。

２　林野火災消火用機械器具の整備

町、県、関係機関は、林野火災が発生した場合に初期消火活動が迅速に行えるよう林野火災消火用機械器具を整備しておく。また、山林周辺の水利の現状を把握し、緊急時における迅速な利水を確保する。

第２　予防対策の推進

町、県、関係機関、森林所有者は、相互に連携して、次の対策を推進する。

１　防災意識の普及啓発

林野火災は、森林への入山者一人ひとりが火の取扱いを注意することによってその大部分を防止することができるため、入山者のモラルの向上等防火意識の徹底を図る。

（１）テレビ、ラジオ等による啓発
（２）広報車による巡回広報
（３）ポスター、チラシ等の配布
（４）新聞その他広報誌による啓発
（５）学校等を通じての広報
（６）林野火災予防標識、立看板等による啓発
（８）森林保全巡視員による巡回指導

２　発生原因別対策

（１）一般入山者対策

ハイキング、山菜採取、狩猟等の一般入山者に対して、次の事項を啓発する。

ア　火災防止標識板の設置による防火意識の啓発
イ　火災警報発令下におけるたばこ、たき火の制限、火災予防上特に必要がある場合の一定期間のたき火や喫煙の禁止
ウ　危険時期等における入山の制限

（２）山林内事業者が行う対策

山林内において事業を営む者や、造林・伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。

ア　新規就労者等に対して安全衛生教育における防火意識の啓発に努める。
イ　防火責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
ウ　防火責任者は、あらかじめ事業所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
エ　事業所に、喫煙所、たき火、ごみ焼き箇所を設けるとともに、標識、消火設備を完備し、

防火責任者がこれを管理する。

（3）火入れ対策

火入れにあたって、町、関係機関は、市貝町火入れに関する条例、芳賀地区広域行政事務組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる出火の防止に努める。

（4）森林所有者が行う対策

森林所有者は、自己の所有する林野から放火、出火が生じないよう次の事項を実施する。

ア　一般住民に対する防火意識の啓発

イ　無許可入山者の排除

ウ　火入れに対する安全対策の徹底

エ　森林組合広報誌、関係誌等を通じての防火意識の啓発

第３　森林保全巡視活動

県は、栃木県森林保全管理事業実施要領に基づく巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生を予防するとともに、林野火災予防の普及啓発を行う。

第１２節　通信施設災害予防計画

〔総務課、企画振興課、市貝分署〕

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じる。

第１　本町の通信施設の現況

町は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

（１）防災行政無線
（２）県防災行政ネットワーク
（３）一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
（４）携帯電話
（５）インターネット

第２　防災行政無線

本町では、防災行政無線を次のとおり整備している。

区　　分		設　置　場　所
同報系	親　　局	市貝町役場
	遠隔制御局	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
	再送信子局	竹内西集落センター、大峰配水地、笹原田テレビ塔跡地、町営赤羽団地
	屋外拡声子局	町内 59 局
	画像監視設備（監視カメラ）	竹内東（荒川橋付近)、芝ざくら公園、市塙駅前（古宿橋)、道の駅付近
	文字表示盤	きら里館、道の駅付近、下赤羽（国道）
	戸別受信機	町内　170 台（文字表示付 20 台）
	非常用親局設備	市貝町役場
	メール配信設備	市貝町役場
移動系	基　　地　　局	市貝町役場
	中　　継　　局	刈生田
	陸上移動局	２９局
	遠隔制御版	７台
	消防車車載局	１７局
	消防車携帯局	１９局

第３　県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備されている。県は、災害によって生じる通信回線の途

絶等の障害の発生を防止するため、次の対策を講じ万全を期している。

1　地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と自営の移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図っている。

2　市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関 131 箇所を基本的に衛星系と移動系で整備し、完全２ルートとしている。

3　衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、充分な回線数を確保している。

第４　一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、災害時優先電話を登録している。

町は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周　知　事　項

登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第５　消防無線施設

消防機関は、町内の災害状況を迅速に把握し、的確な災害応急活動を展開するために、災害発生時に予想される通信施設の被害に対処し、通信施設の途絶防止対策並びに災害復旧体制の確立に努めるものとする。

第１３節　避難体制の整備

〔総務課、企画振興課、健康福祉課、町民くらし課、建設課、こども未来課、社会福祉協議会〕

災害発生時に危険な区域にいる町民等を混乱なく避難場所等に避難させるため、あらかじめ場所の選定、避難誘導体制、避難場所等の運営体制の整備を行い、避難者の安全確保に努める。

また、災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水、地震等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、災害の危険が及ばない公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設を対象に、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し地域防災計画に定める。

なお､指定緊急避難場所については､洪水等から町民が緊急的に避難する場所及び施設であり、一定期間滞在する場としては適切でない場所を含める。

また、現在指定してある避難場所が、町民等を受け入れる場所として適切かどうか随時確認を行い、指定又は解除を行っていく。

第２　避難所の整備

東日本大震災の経験を踏まえ、指定避難所において避難者が一定の避難生活を送ることができるよう照明・暖房機をはじめとする設備の充実、高齢者や避難行動要支援者に配慮した段差の解消など必要な対策を講じるよう努める。

また、避難所の整備にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」に基づき整備を行う。

第３　学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校施設の管理者は、竜巻災害に備えて、児童、生徒の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するとともに、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第４　避難に関する知識の周知徹底

町は、災害時の避難に万全を期するため、様々な手段や媒体を用いて、避難所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持ち出し品等について、継続して町民に周知を図っていく。

第５　避難実施・誘導体制の整備

１　避難勧告等の発令及び避難基準の設定

避難勧告等は、『市貝町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成24年10月）』に基づき、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報の基準等、今後の気象予想や、河川・土砂災害危険箇所の巡視、関係機関からの連絡等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と災害要援護者の状況、避難行動要支援者関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じて見直すよう努める。

２　避難準備情報発表体制の確立

気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の町民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備

情報を発表する体制を確立する。

3　避難伝達手段の整備

土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の町民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、防災行政無線を中心とした通信施設の利用や、緊急速報メール、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4　避難誘導体制の確立

（1）各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

・各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておく。
・地区の実態に応じ、避難経路を 2 箇所以上選定しておく。
・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮する。
・避難経路となる道路の安全性の向上に努める。

（2）避難時に困難が生じると予想される者への対策

1）避難行動要支援者対策

町は、県と連携して、避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し避難行動要支援者の個々に応じた避難支援内容の具体化に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に誘導できるよう、平常時においても所在の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

2）帰宅困難者対策

ア　帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

イ　避難場所等の確保

鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を施しておくよう努める。

・バス等による代替輸送等の振替輸送等の計画の策定
・帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備
・飲料水及び非常食の備蓄
・町、県、県警察と連携した避難誘導体制の整備

町は、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難場所を確保するものとし、併せて必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一定量備蓄するよう努める。

ウ　帰宅困難者の輸送手段の確保

鉄道事業者は、利用客に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図るものとす

る。

企業や事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努める。

3）不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町はスーパーマーケット、ホテル等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第６　避難所管理・運営体制の整備

1　避難所管理体制の確認

各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

2　職員派遣体制の整備

災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市貝町社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

第７　県による体制整備支援

県は、町のマニュアル作成の指針となる避難所管理・運営マニュアル作成指針の検討を進めるなど避難所における管理・運営が円滑に行なわれるための支援に努める。

第８　県外避難者受入対策

1　避難受入れ場所の確保

町は、県外避難者の避難所として使用できる施設についてあらかじめ把握し、県へ報告する。なお、町は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2　県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が第６に準じて行う。

3　避難場所の整備

第２に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第１４節　緊急輸送体制の整備

〔総務課、建設課〕

大規模災害時に救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を迅速かつ円滑に実施するため、関係施設及び緊急輸送体制の整備に努める。

第１　救援物資集積配送拠点の確保

町は、災害発生時の救援物資や復旧資材等の積み替え又は一時保管のために輸送拠点の確保に努めるものとする。

第２　輸送手段の確保

（１）輸送手段の確保

町は、保有する車両等だけでなく防災関係機関等にも応援、協力を求めて輸送手段を確保する。

（２）県への斡旋要請

町は、必要に応じ県に対して輸送手段の斡旋を依頼する。

（３）燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料については、石油業協同組合等に協力を求めて確保する。

第３　警察その他の関係機関との連携強化

町は、警察、消防機関、道路管理者及び運送業者等関係機関と連携・協議し、主要な防災拠点、輸送拠点及び緊急医療機関等を結ぶ緊急輸送路の選定に努める。

町は、緊急輸送路の通行が円滑に行われるよう交通規制用のカラーコーンや標識等の備品の確保に努める。

避難住民の車両が緊急輸送の妨げとならないよう、車両を利用しての避難自粛の周知を図る。

第４　民間協力団体との連携強化

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、民間協力団体（運送業者）との協定の締結に努めるものとする。

第１５節　危険物施設等災害予防計画

〔総務課、町民くらし課、市貝分署〕

危険物による災害を防止し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、町は、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する。

第１　消防法上の危険物

１　市貝町における消防法上の危険物施設の現況

町内における危険物施設は、次のような状況となっている。

・製造所　２箇所　・給油取扱所　12 箇所　・一般取扱所　12 箇所
・地下タンク貯蔵所 12 箇所　・移動タンク貯蔵所　９台　・屋内貯蔵所　21 箇所
・屋外貯蔵所１箇所　・屋外タンク貯蔵所 12 箇所　・簡易タンク貯蔵所３箇所
・14kℓを超える被牽引車４台

２　災害予防対策

（１）危険物施設の所有者等が実施する対策

ア　危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

イ　危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

ウ　災害による影響を十分に考慮し、施設の耐震性等の向上に努める。

エ　自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ　従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ　防災資機材、科学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

キ　近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

（２）消防本部が実施する対策

ア　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

イ　既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

ウ　危険物施設の管理者等に対し、防災性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

エ　立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

（イ）危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬についての安全管理状況の検査

オ　危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

カ　化学消防自動車等の整備に努める。

第２　火薬類

町は、県及び消防本部と連携して、次により火薬類製造施設等の安全確保に努める。

１　煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売事業者等に対し、保安確保のため保安講習会や危害予防週間等により、保安意識の高揚を図る。

2　自主保安体制の確立を図るため、災害の発生防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

第３　ＬＰガス

販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「販売事業者等」という。）は、次の対策を行う。

1　一般消費者等に対する災害予防措置の実施

（1）ＬＰガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

（2）ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

（3）事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

2　販売事業者等の災害予防体制の強化

（1）従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

（2）ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

（3）容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

（4）事務所・店舗の被害を軽減するため、建物の耐震性等の向上を図り、消費者の保安を確保する。

（5）被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第４　高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等は、次の対策を行う。

1　災害予防措置の実施

（1）定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。

（2）防消火設備、除外装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確認する。

（3）多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、チェーン掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

（4）防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。

（5）緊急時には、高圧ガス施設について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

2　災害予防体制の強化

（1）保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

（2）自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、エルピーガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事務所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第５　毒物・劇物

（１）取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

（２）貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

（３）取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

（４）講習会等の実施

毒物劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

（５）連絡体制の整備

町、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第６　放射性物質の安全確保

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の管理と事業所の責任において行われているが、災害による放射性物質漏洩等による事故発生を未然に防止するため、国、県と連携して、次により予防対策を実施する。

（１）取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

（２）協力体制の確立

平常時から、関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。

第１６節　建築物等災害予防計画

〔総務課、建設課、こども未来課、生涯学習課〕

強風や浸水による建築物等の被害を未然に防止するため、公共建築物の点検・改修に努めるとともに、一般建築物の所有者等に対して適切な予防措置が図られるよう指導・啓発を行う。

第１　建築物の災害予防

１　公共建築物の安全対策

既存の公共建築物については、必要に応じて安全点検を実施し、改修や補強に努める。

また、新たに建設する公共建築物は、最新の防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。

２　一般建築物の安全対策

（１）老朽危険建築物については、町民等からの連絡により、必要に応じて建築物の危険度等を調査し、特に危険であると認められた場合は、補修等適切な予防措置が図られるよう助言や指導を行う。

（２）学校、商店等の不特定多数の人が利用する特殊建築物については、消防法及び建築基準法に基づき、防災査察を実施し、その結果に応じて必要な助言や指導を行う。

第２　屋根材・看板等の防災対策

強風等による屋根材や看板等の飛散・落下の危険性や点検及び改修の必要性について指導・啓発を図る。

第３　文化財等の保護

文化財は、国民の貴重な財産として、台風・火災・震災・落雷等の災害に対して十分な防災対策を施し、後世へと大切に受け継いでいく必要があるため、次の保護対策を検討する。

１　文化財調書・画像資料の作成

被災後に、文化財の復元や補修を行うため、その参考資料として、図面やビデオ・映画・写真等により被災前の状況を記録するなど、画像資料等の蓄積を図る。

２　貴重建築物等の耐震診断

文化財に指定される貴重建築物等に対しては、所有者と協力し、必要に応じて耐震補強等の措置を図る。

３　防災設備の整備

文化財の倒壊や、火災による消失、破損等へ備え、必要に応じて、自動消火装置の設置や倒壊防止対策を進める。

４　専門職員等の応援協力体制の整備

平常時から、専門機関や他自治体の専門の知識を持つ職員との情報交換等により災害時の応援協力を想定した支援ネットワークを確立し、迅速な応急対策に備える。

第１７節　公共施設災害予防計画

〔総務課、企画振興課、建設課〕

上下水道、その他の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす。

このため、各公共施設の管理者は、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第１　上水道施設

芳賀中部上水道企業団は、災害に強い水道施設づくりを心掛け、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

１　書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

２　防災体制の編成

防災体制の編成及び分担業務並びに緊急連絡系統図を作成する。

３　施設の維持管理

点検基準等に従い機器又は設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、救護用具、医薬品等を毎月１回点検し、常に使用可能な状態にしておく。

４　貯留水の確保

配水池等の耐震化等を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化及び緊急遮断弁等を設置し、貯留水の異常流出防止に努める。

５　配水管路等の改良

老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

６　応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等の相互連絡に努める。

７　応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

８　重要給水施設の把握

避難所、医療施設、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第２　下水道施設

１　施設の整備

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」に基づき設計を行い、河川敷内に伏せ越し、水管橋、放流ゲートを設置する場合は、水害に弱い箇所なので、設置位置、構造、在来護岸補強方法等は、河川管理者と事前に十分打合せた上で設計を行う。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

２　施設の維持管理

施設の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

第３　鉄道施設

真岡鐵道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検

等によって災害予防対策を講じる。

1　施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの建造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2　施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い災害を最小限に止める。

3　運転規則

災害による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

（1）列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

（2）異常を認めた場合は駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

（3）運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

（4）状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第４　ヘリポート施設

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

1　構造物の整備

構造物は、必要に応じ補修改良を図って災害に強い施設の整備に努める。

2　施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に止める。

第５　電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力株式会社では、次の予防措置を講じる。

1　巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

（1）一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は４年に１回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

（2）配電線路（引込線を含む）

ア　５年に１回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、2.5 年に１回のパトロールを実施する。

イ　柱上変圧器の第２種接地抵抗箇所は５年に１回測定し、高圧電路と低圧電路との混接時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

2　施設対策

（1）　水害対策

ア　水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖化等）を実施する。

イ　送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート回避、よう壁、石積み強化を実施する。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

（２）風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

（３）雷害対策

ア　送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

イ　変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

（４）要員、資機材の確保対策

ア　要員の確保

（ア）非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄事業所を定めておく。

（イ）復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

イ　資機材等の確保対策

（ア）復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

（イ）非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

（５）防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年１回、全店をあげ実施する。

第１８節　救急・救助体制整備計画

〔総務課、市民分署〕

大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、町、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

第１　組織の充実強化

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

県は、航空消防防災体制を強化し、市町の消防活動を支援するとともに、県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

第２　救急・救助用車両・資機材等の整備

町及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県は、町及び消防本部における高規格救急車及び資機材の整備に関して各種支援を行い、県全体の救急・救助水準の向上に努める。

第３　地域防災力の向上

町、消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、町民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第４　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第５　広域消防応援受入体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておくものとする。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援について具体的に定めた「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

第１９節　医療体制整備計画

〔総務課、健康福祉課〕

災害時の救急医療体制を確保するため、町、県、医療機関等関係機関は、緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

第１　初期医療体制の整備

１　町の対策

（１）消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

（２）救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（３）救護班の編成及び出動体制を確立する。

第２　後方医療体制の整備

１　救護所における救護班では対応できない重症者等を収容するため、町は芳賀郡市医師会等と連絡を密にし、重症者等の受入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

２　県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する９つの災害拠点病院を指定しており、これにより災害時における医療の確保を図ることとしている。町は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

３　災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第３　応援要請

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や手続等について習得しておくものとする。

第４　医療体制の確保

医療機関等においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

１　非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

２　年間２回以上避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。

３　避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。

４　病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、ナースステーションに隣接した場所など避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

5　災害時の傷病者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第２０節　文教対策計画

〔総務課、こども未来課、生涯学習課〕

災害時において、児童・生徒等の生命・身体の安全確保のため学校等は、予防対策を実施する。

第１　学校安全計画の作成

学校等の長（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、具体的に学校安全計画を定めておくものとする。

学校安全計画作成上の留意点
（１）災害教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 ・課外、学校行事等における指導事項 （２）災害管理に関する事項 ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 （３）災害に関する組織活動 ・家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

危険等発生時対処要領作成上の留意点
学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・日常の安全指導 ・大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策 ・時間外における教職員の参集体制 ・保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制 ・施設設備の被害状況の把握など

第２　学校等の防災体制の確立

１　校長等は、気象警報発表時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を講じる。

２　校長等は、災害時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした災害応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

３　校長等は、校舎内や避難通路の安全確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第３　災害に対する児童・生徒の事前指導

１　防災教育の充実

（１）学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図

る。

（2）防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

①自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みの事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

【参考】～周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成～

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

【参考】～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～

知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童生徒等が自ら気付きを得るよう指導していく。

また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

②支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。

（3）災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

2　避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第４　社会教育施設の対策

１　社会教育施設危機管理計画の作成

公民館長は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 災害管理に関する事項 ・防災のための組織作り、連絡方法の設定 ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ② 災害に関する組織活動 ・地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難場所運営訓練の実施 ・職員を対象とした防災に関する研修 ・利用者に対する防災情報提供

２ 社会教育施設の防災体制の確立

（１）事前対策の確立

公民館長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

（２）応急対策への備え

公民館長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

（３）施設・設備の安全管理

公民館長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

３　利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて町民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得機会を充実する。

（１）防災教育の充実

①社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した町民への防災教育の充実に努める。

②防災教育の実施にあたっては、町民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

③災害発生時に、町民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、自助・共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（２）避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（３）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第２１節　防災拠点等整備計画

〔総務課、健康福祉課、こども未来課、生涯学習課〕

大規模災害発生時における迅速、的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら計画的に整備していく。

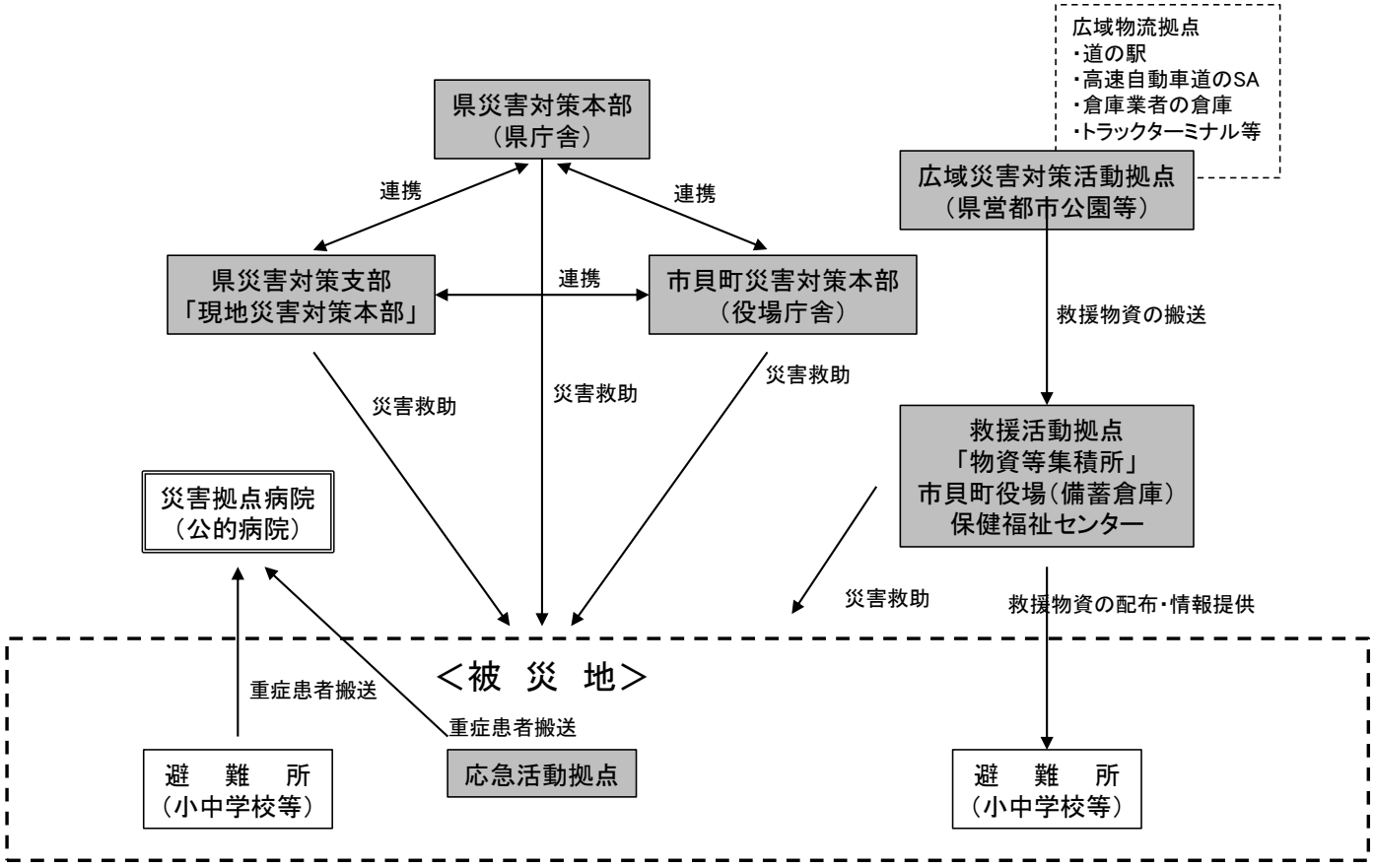
第１　防災拠点の種類

１　防災拠点の種類は次のとおりとする。

（１）災害対策活動拠点

（２）災害拠点病院

２　防災拠点の体系



第２　災害対策活動拠点の整備

町は、災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を中心とした強化拡充を、関係機関と連携を図りながら推進するとともに、日常の点検整備によりその機能を維持するものとする。

１　災害対策活動拠点の種類

（１）町災害対策本部

町は、災害対策活動の第一線の拠点となる町庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

災害対策本部設置場所代替施設	市貝町中央公民館(市貝町大字上根 1577 番地)

（２）災害対策活動拠点

町は、公園等を中心に、全国からの救援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

２　災害対策活動拠点の主な設備等

（１）建築物の耐震化及び非常用電源の整備

災害対策の拠点となる庁舎について耐震性の向上を図る。また、非常用電源の整備を推進する。

（２）耐震性貯水槽・防火水槽

災害対策拠点や避難所等に計画的な整備促進を図る。

（３）通信設備

町、県、防災関係機関を複数回線で結ぶ栃木県防災ネットワークが整備されている。

（４）備蓄倉庫

食料や生活必需品の備蓄を推進するため、備蓄倉庫の整備を図る。

第３　避難所等の整備

被災住民に対し、適切な災害情報及び必要な情報の提供を行うため、学校、公民館等の避難所は必要に応じて次のような整備を促進していく。

１　避難所等の主な設備等

（１）建築物の耐震化

（２）耐震性防火水槽

（３）通信施設

（４）備蓄倉庫

２　施設の配置

地域住民に対して適切な避難所を提供するため、地形的条件等を考慮し、予想される避難者を迅速に収容できるような配置を講じる。

第２２節　広域応援体制整備計画

〔総務課〕

町の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間における支援部隊や物資等の相互応援体制を整備する。

第１　広域応援体制の現状

町の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、本町では各種災害協定を締結し、相互応援体制を整えており、今後も各関係機関等との協定の推進を図るものとする。

（主な協定書）

１　災害時における市町村相互応援に関する協定（県内全市町）
２　災害時における食料、生活必需品等の輸送に関する協定（芳賀ブロック１市５町、栃木県軽自動車輸送協同組合）
３　災害時における相互応援に関する協定（八溝地域活性化構想推進協議会構成市町村）
４　災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（市貝町建設業組合）
５　災害時における燃料の供給に関する協定（市貝町油脂組合）
６　災害時における救援物資の提供協力に関する協定（(株)伊藤園）
７　災害時における市貝町内郵便局と市貝町間の協力に関する覚書（町内郵便局）
８　災害時における土地及び施設等の提供に関する協定（東京電力(株)宇都宮支社）
９　芳賀中部上水道企業団施設の緊急時における構成町の応援に関する協定
（芳賀中部上水道企業団）
10　災害時における法律相談業務に関する協定（栃木県弁護士会）
11　災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
12　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話(株)栃木支店）

第２　県内市町間相互応援協定の適切な見直し

町は、一市町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成８年度に県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」をその後の市町合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、その運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実､強化を図るとともに､災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

第３　航空消防防災体制の整備

空中からの情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送等の応急対策が必要な場合には、次の体制が整備されている。

（１）「栃木県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱」「栃木県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づく緊急運航
（２）知事に対する自衛隊派遣要請依頼
（３）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援

第４　広域応援受入れ態勢の整備

町は、各協定に基づく応援、広域航空消防防災体制による応援を受けることを想定し、情報供給体制、応援部隊の集結場所、被災地への到達ルート、燃料補給体制、ヘリコプターの離着陸場及び給油体制等の受援計画を定める。

第２３節　孤立集落災害予防対策

〔総務課、建設課〕

水害・台風、竜巻等風害・雪害発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、町は県と連携し、平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第１孤立可能性地区の実態把握

町は県と連携し、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

第２　未然防止対策の実施

１　道路の整備

町及び県、その他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

２　通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

３　発生時に備えた取り組みの実施

（１）連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

（２）避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに町民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

（３）緊急用ヘリポート用地の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

（４）孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町は県と連携し、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

（５）町民への普及啓発

町は県と連携し、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

（６）町民の対策

孤立可能性地区に住む町民は、町民の備蓄量 3 日分に加え、1 週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

■竜巻災害について（参考）

※以下は、「栃木県地域防災計画（平成24年10月）」からの抜粋である。

平成 24 年５月６日に県東南部で発生した竜巻は、１市２町において傷病者が発生し、同時に多くの建物や農業施設、学校施設などに甚大な被害をもたらした。この被害の特徴として、短時間で狭い範囲に集中していた一方で、個々の被害箇所の破損の程度が激しかったことが挙げられる。

竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生の頻度が低いことから、これらの災害に比べてこれまで警戒感が薄かった面があったことは否定できない。

このたびの災害から竜巻災害の特性を考慮した固有の対策が必要不可欠であることを踏まえ、以下に竜巻災害の特性及びその対策について記載する。

この項のまとめ

- 竜巻は、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する。積乱雲等に伴って発生する類似した現象として、ダウンバースト、ガストフロントがある。分かりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風等急激な気象変動が発生する。
- 竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。もっとも切迫したタイミングで発表されるのが、「竜巻注意情報」であり、これを補完する最も詳細な情報が「竜巻発生確度ナウキャスト」である。
- 竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さくまれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報と合わせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。
- 竜巻から身を守る方法について、県民の一人ひとりが十分に理解した上で、その必要に応じて竜巻に関する気象情報を入手して発生に備えておく必要がある。

１　平成 24 年５月６日県東南部竜巻被害の概況

平成 24 年５月６日は日本上空において強い寒気が流れ込む一方で、12 時には日本海に低気圧があり、東日本から東北地方の太平洋沖を中心に、この低気圧に向かって温かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が発生した。

これにより12時40分頃に発生したと推定される竜巻等の突風によって､真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約 32㎞、幅約 650ｍの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生した。なお平成 24 年７月 10 日現在における栃木県の概要は次のとおりである。

人的被害（人）	死者	重傷者	軽傷者
	－	１	１０

住家被害（棟）	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
	１３	４０	４１６	－	－

2　竜巻の特性

（1）「竜巻」という現象

「竜巻」とは、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する上下方向の回転軸を持つ激しい渦巻きで、しばしば漏斗状又は柱状の雲を伴う。竜巻の中心では周囲より気圧が低いため、地表面での近くでは、空気は渦の中心に向かうように狭い範囲に吹き込み、回転しながら急速に上昇し、積乱雲等と共に移動する。

なお、一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、台風シーズンの９月に発生が最も多く確認されている。



また、竜巻のほか、発達した積乱雲や積雲に伴って発生する突風として、ダウンバーストとガストフロントという現象がある。

【ダウンバースト】

「ダウンバースト」とは、積雲や積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れをいう。

吹き出しの広がりは直径数百ｍから 10km 程度である。その広がりの大きさが 4km 以上のものをマクロバースト、4km 未満のものをマイクロバーストと分類することがある。被害地域は面的に広がる特徴がある。



【ガストフロント】

「ガストフロント」とは、積雲や積乱雲の下で形成された冷たい空気のかたまりが、その重みによって周辺に流れ出ることによって発生する現象をいう。

流れ出る空気の先端は冷気と周囲の暖かい空気との境界であり、突風を伴うことからガストフロント（突風前線）と呼ばれている。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十 km 以上に達することもある。



（参考）それぞれの突風の特徴

	竜　　巻	ダウンバースト	ガストフロント
現れ方	・回転を伴う突風 ・１か所での突風の継続時間は短い ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物などで地上の付近の渦が目撃される場合がある	・発散性の突風 ・１か所での突風の継続時間は短い ・強雨やひょうを伴うことが多い	・ほぼ一定方向の突風 ・１か所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数 10 分） ・降水を伴うこともある
被害分布	・線状または帯状	・円や楕円形など広がりを持つ	・形は明瞭ではなく広がりを持つ ・点在する場合もある
一地点での気温や気圧、風の変化	・気圧のＶ字状の急下降 ・渦の通過を示す風向の変化、風速の急変	・露点温度（水蒸気を含む空気を冷却したとき、凝結が始まる温度）がＶ字状の下降する場合がある ・気温や気圧は、上がる場合も下がる場合もある ・比較的継続時間が短いほぼ一定の風向	・気温の急下降 ・気圧の急上昇 ・風速の急増とその後の緩やかな減少、風向の急変
音や体感	・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる ・気圧の変化で耳に異常を感じる	・音は特にないか、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる	・音は特にないか、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる

※以上、用語の解説、イメージ図、上表は、「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」（気象庁）からの引用）

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントの、積乱雲に伴って発生する激しい突風について、気象庁では『竜巻が利用者にとって最も危機意識を感じる現象である』との認識に基づき「竜巻などの激しい突風」と呼称することが多く、３の項で述べる気象情報（竜巻注意情報や竜巻発生確度ナウキャスト等）には、その予報の対象として竜巻の外、ダウンバーストやガストフロントも含まれている。

これにならって、以下この項では、「竜巻」の語義に「積乱雲に伴って発生する激しい突風の総称」を含めるものとする。

（２）竜巻災害の特性

平成 24 年５月６日県東南部で発生した竜巻災害を始めとして、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ってみると、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

○竜巻災害固有の特性
- 発生のタイミングが突発的である。
- 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
- 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
- 竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が普及していない。

●他の災害と共通する特性

・被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

（３）竜巻発生に関する予測・観測体制

※この項の記載は、気象庁「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」から引用した。

①竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報については宇都宮地方気象台）が発表している。

ア　栃木県の気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

イ　雷注意報

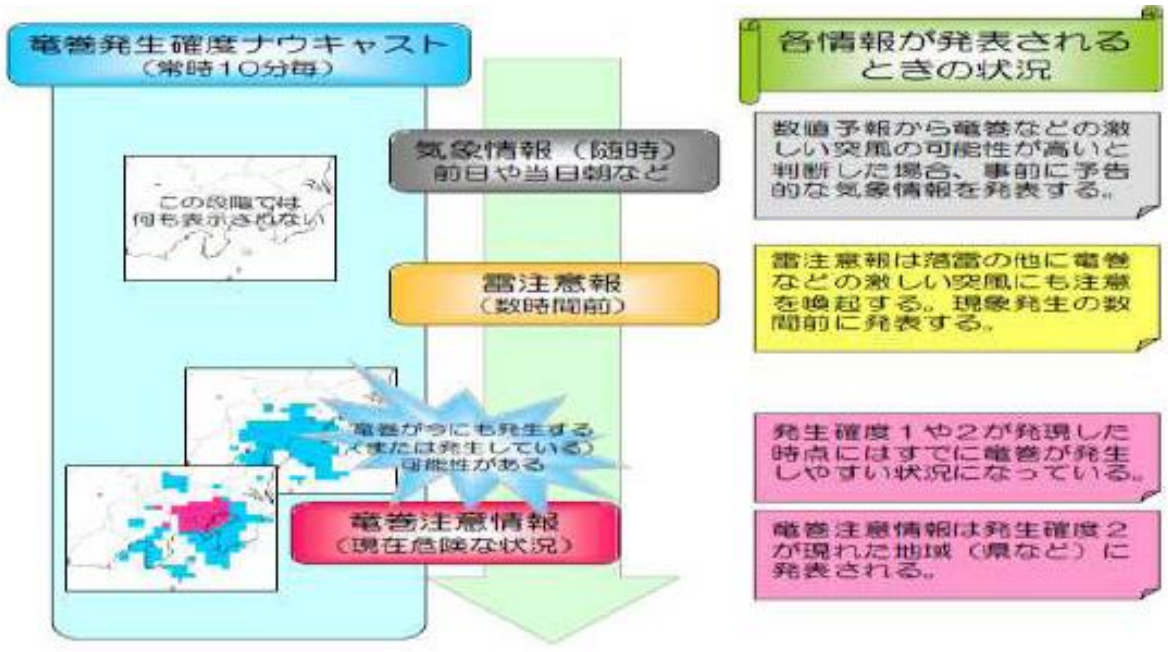
積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

ウ　竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

エ　竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になった地域について、その発生確度が２段階表示の 10km 四方格子単位の分布図で発表される。



② 竜巻注意情報等の概要

ア 供用開始の背景

以前から竜巻などの突風による災害は発生していたが、平成 17 年 12 月に山形県内の羽越線で発生した突風による列車脱線事故、平成 18 年 9 月に宮崎県延岡市で、同年 11 月に北海道佐呂間町でそれぞれ発生した竜巻では、多数の死者が発生する大きな災害となった。

これらの災害を契機として、気象庁では、気象ドップラーレーダーの整備や竜巻などの激しい突風の観測・予測技術の開発を進め、平成 20 年 3 月から竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表を開始した。

※気象ドップラーレーダー＝パラボラアンテナからビーム状の電波を発射し、雨や雪などの降水粒子が有する電波を反射する性質を利用して、降水粒子にあたって返ってきた反射波を信号処理することで降水強度や風の３次元的な位置及び挙動を知ることができる装置。

イ 竜巻注意情報について

本県の竜巻注意情報は、気象ドップラーレーダーによる観測等から竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたときに宇都宮地方気象台が栃木県全域を対象として発表する。有効期限は発表から 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には､更に 1 時間を有効期限として竜巻注意情報を継続して発表する。

この情報は、気象庁の防災情報提供システムで栃木県及び同システムを導入している地方公共団体に伝達されるとともに、全国瞬時警報システム「J-ALERT」によって消防庁を経由して県内全自治体に伝達される。また、気象庁ホームページにも掲載される。

以下に竜巻注意情報の文例を示す。

栃木県竜巻注意情報第１号
平成○○年○○月○○日××時××分宇都宮地方気象台

栃木県では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合は、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

ウ 竜巻注意情報の精度

竜巻などの激しい突風は、台風等に比べると非常に規模が小さく希にしか発生しない現象であるため、前述した最新の技術を用いても予測が難しく、通常の天気予報などと比べると竜巻注意情報の精度は低い。

平成 22 年３月までの統計では、これまでの適中率（竜巻注意情報を発表した回数のうち、実際に竜巻などの激しい突風が発生した比率）は概ね５～10%程度、捕捉率（実際に発生した竜巻などの激しい突風の回数に対して、竜巻注意情報を発表できた回数の比率）は概ね 20～30%程度である。

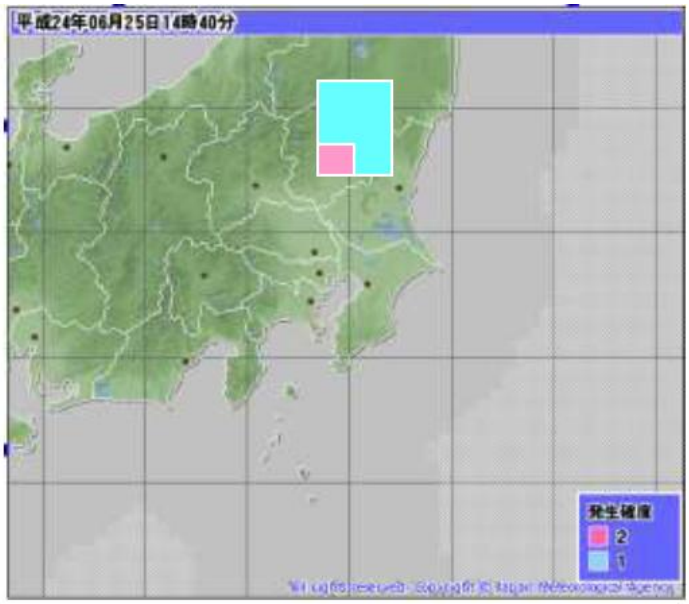
エ 竜巻発生確度ナウキャストについて

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測等に基づき、10ｋｍ四方の格子単位で竜巻などの激しい突風の発生する可能性を解析し、発表時点とその１時間先までの移動予測を 10 分刻みで行うものである。また、時々刻々変化する状況に追随できるよう平常時も含めて 10 分毎に最新の情報に更新される。

この情報で示す分布図は、竜巻などの突風は降水や雷とは異なり、レーダーなどの観測機器で実態を捉えることができないため、「発生確度」と称する気象ドップラーレーダー観測等のデータから推定した「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を表示したものである。

なお、竜巻発生確度ナウキャストの分布図の見方は次のとおりであるが、発生確度が表示されていない地域でも、実際に積乱雲が発生している場合には竜巻などの激しい突風が発生する又はしている可能性があることに留意する必要がある。

現在<10 分後<20 分後<30 分後<40 分後<50 分後<60 分後



気象庁ホームページから

発生確度２の地域

県内に発生したときに竜巻注意情報が発表される

予測の適中率は５～10％程度と発生確度１に比べて高いが、捕捉率は 20～30％程度と低い。

発生確度１の地域

予測の適中率は１～５％程度と低いが、発生確度２と合わせると捕捉率が 60～70％程度と高くなり、見逃しを減らすことができる。

オ　竜巻発生確度ナウキャストの精度

竜巻発生確度ナウキャストの開発段階における平成 20 年４月から 21 年３月の１年間の全国を対象とした検証結果によると、発生確度２の適中率が 6.1％、捕捉率が 26％であり、発生確度１の適中率が 2.7％、捕捉率が 62％であった。

カ　竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの関係及び役割

竜巻発生確度ナウキャストの開始後、予測も含めて発生確度２の地域が県内に現れたときに、竜巻注意情報が発表される。言い換えると、イで述べた「竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたとき」とは、竜巻発生確度ナウキャストに発生確度２の地域が県内に発生したときをいう。

なお、両者の役割はそれぞれ次のとおりである。

竜巻注意情報	県内で竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったことを知らせる情報
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻などの激しい突風が発生する可能性の詳細な地域分布や、１時間先までの予測を示す情報（竜巻注意情報を補足する情報）

よって、竜巻注意情報が発表された後は、竜巻発生確度ナウキャストを利用して、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある地域の詳細および今後の変化を把握するといった利用が想定されている。

（４）竜巻に関する気象情報の利用方法等

①基本的な利用方法

気象庁では、竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利用方法及び突風対策について次のとおり紹介している。

ア　栃木県の気象に関する情報の発表

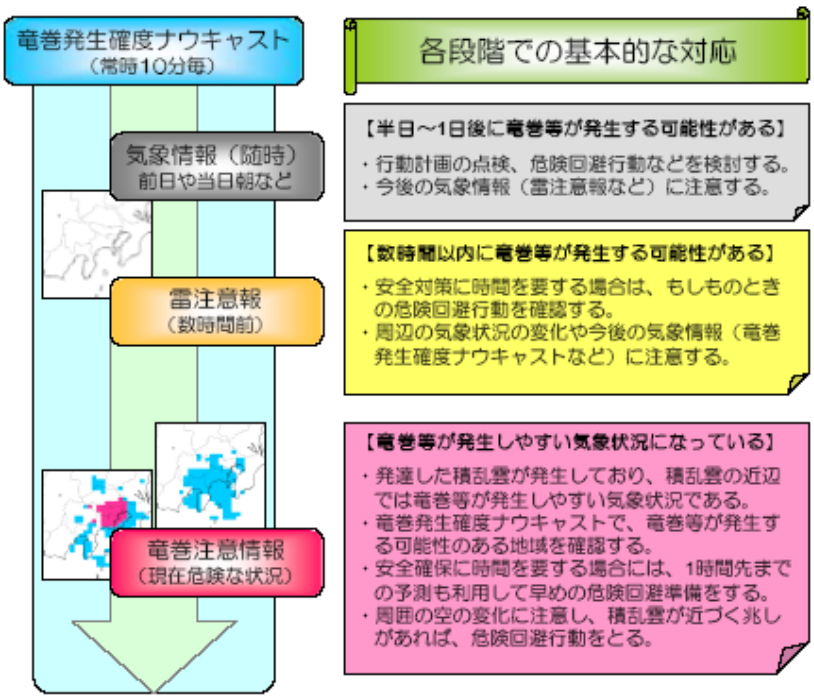
・半日から１日後には積乱雲が発生しやすい気象状況になり、竜巻などの激しい突風が発生する可能性もあることを認識する。
・竜巻などの激しい突風の発生が予想される期間の行事計画の点検や、もしものときに備えた危機回避行動策の検討等を行う。
・今後の竜巻などの激しい突風の発生につながる気象情報（雷注意報等）に注意する。

イ　雷注意報の発表

・発達した積乱雲により、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある時間帯が近づいていることを認識する。
・安全確保に時間を要する行事などについては、もしものときに備えた危機回避行動策の確認等を行う。
・周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等）に注意する。

ウ　竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの発表

・県内に発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっていることを認識する。
・竜巻発生確度ナウキャストを活用して、発生確度が１や２になっている地域の詳細を把握する。
・安全確保に時間を要するような場合には、１時間後までの予測も利用して、早めに危機回避準備を心掛ける。
・周辺の気象状況の変化に注意し、積乱雲が近づく兆候がある場合には竜巻等の突風が発生する可能性があるので、直ちに身を守るための行動をとる。



② 利用時の留意点

気象庁では、「竜巻注意情報の発表及び竜巻発生確度ナウキャストの開始後の気象状況は、通常に比べると竜巻などの激しい突風がはるかに発生しやすい状況ではあることは間違いないが、それでも竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要があり、なるべく負担の小さな対策から実施することが適当である。」としており、現実的な対策として「空の様子に注意する」、すなわち「観天望気」を行った上で危険回避行動（身を守るための行動）実行の要否を判断することを説いている。

また、観天望気の結果、発達した積乱雲が近づいている兆候を認知した場合は危険回避行動を実施し、実際に竜巻などの激しい突風が発生していることを認知した場合は速やかに避難することが必要であるとしている。

ア 発達した積乱雲が近づいている兆候の例

・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
・激しい雨やひょうが降る
・雷が鳴る、雷光が見える
・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

◎ 実際に突風が発生しているときに見られる現象の例

・漏斗（ろうと）状の雲が見られる
・突風により舞い上がる飛散物が見られる
・ゴーというジェット機のような轟音（ごうおん）がする。
・気圧の変化で耳に異常を感じる。

（５）竜巻災害対策について

① 県民が行う対策

ア 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜

巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

・竜巻等に関する気象情報に留意する。
・竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
・積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
・竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

住宅内では

・雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
・窓から離れる。
・地下室か最下階へ移動する。
・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

オフィスビル・病院などにいるときは

・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
・エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。

外にいるときは

・近くの頑丈な建物に避難する。
・そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
・物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
・上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

イ　竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALERT」により県内全市町に伝達される。

伝達の方法及び実施の是非は各市町に委ねられているが、各市町から住民への伝達手段がまちまちであること、竜巻注意情報等の精度が低いこと、各住民の情報の要否が一様でないこと等から、その実施の判断は非常に難しいものと考えられる。

このことを踏まえ、県民、その中でも特に野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努める必要がある。

なお、市町からの伝達の外、主な入手方法は次のとおりである。

・気象庁ホームページ
・テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）

・携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供（(一財)日本気象協会等民間事業者（有料)、一部の市町）

また、入手した情報は、（４）①②のとおり、観天望気の結果と併せて危険回避行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

ウ　その他の予防対策

非常持出品の備え等のア、イ以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

エ　自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

オ　その他の応急対策

指定避難所への避難等のエ以外の応急対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

②　県が行う対策

ア　局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、県職員からの即報により収集し、重要な情報は各消防や県警察に情報提供を行う体制を整備する。

イ　その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

ウ　局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を県職員からの即報により収集し、重要な情報は各消防や県警察に情報提供を行う。

エ　その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

③　関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

第３章　災害応急対策計画

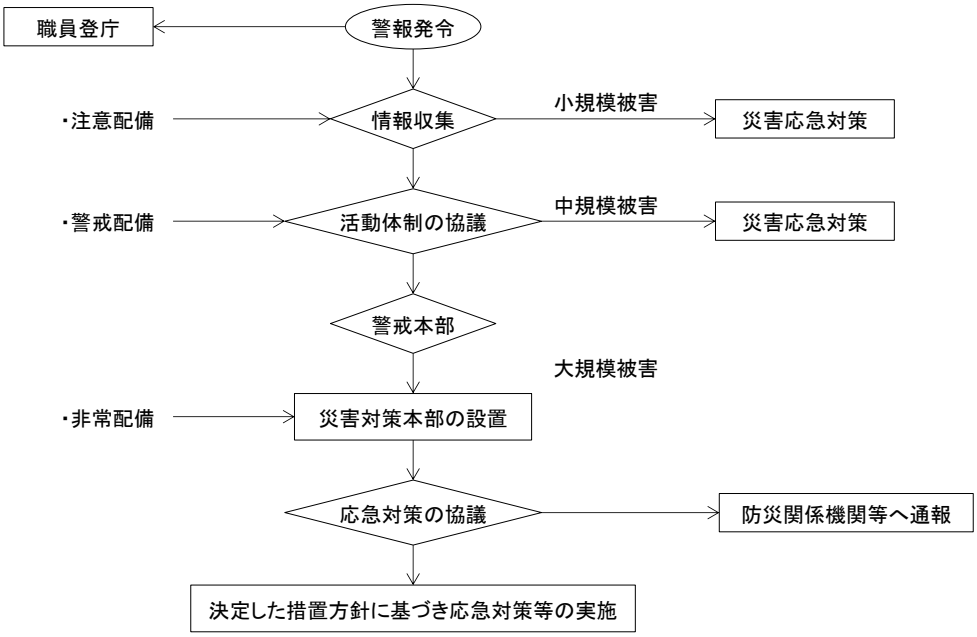
第１節　活動体制計画

〔全職員〕

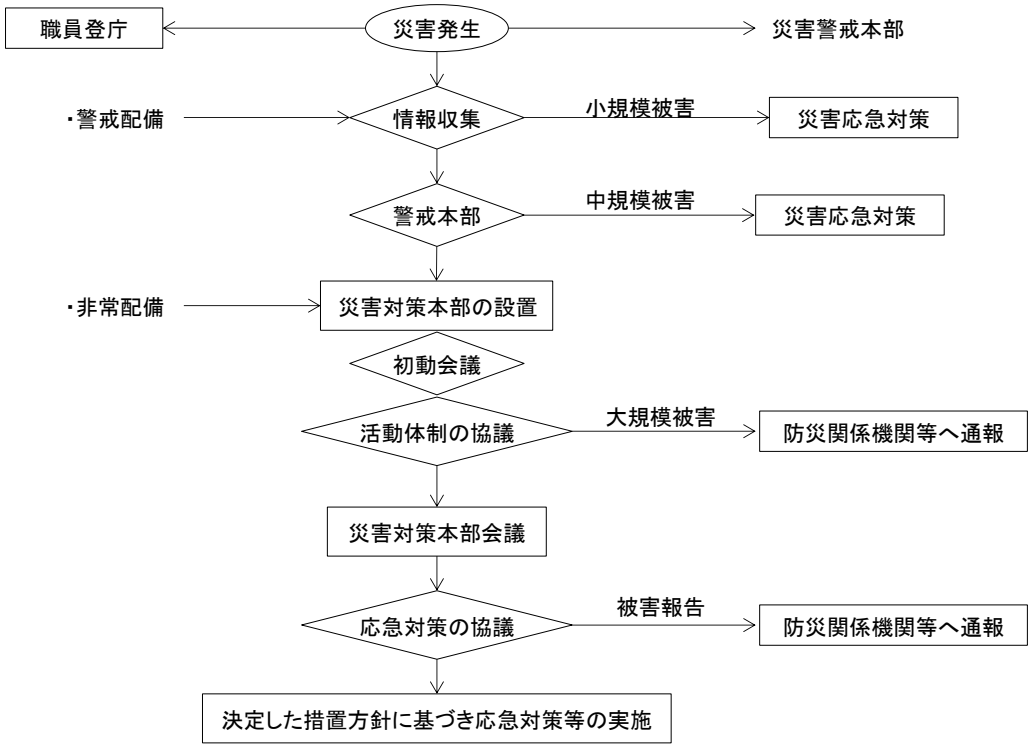
町の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

第１　風水害等発生時の活動体系

１　気象警報（大雨・洪水警報）が発令された場合



２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合



第２　初動体制

１　災害発生時の措置

災害が発生した場合は、町は、次の措置を講じる。ただし、閉庁時の場合においては、関係職員は直ちに登庁し、措置を講じるものとする。

（１）気象注意報・警報その他災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれがある場合において必要と認められるとき（注意体制）

注意配備体制に該当する職員は、次の措置を講じる。

ア　気象情報の収集

イ　被害情報の把握

ウ　被害情報を総務課長及び県へ報告

エ　必要に応じて関係課等への通報

オ　必要に応じて町長等への報告

カ　災害応急対策（小規模）

キ　災害情報に関する広報

（２）災害発生のおそれがある場合又は発生した場合において必要と認めるとき（警戒体制）

警戒配備体制に該当する職員は、次の措置を講じる。

ア　気象情報の収集

イ　被害状況の把握

ウ　被害情報を県へ報告

エ　関係課等への通報

オ　各課長及び町長等への報告

カ　災害応急対策（中規模）

キ　災害情報に関する広報

（３）大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（非常体制）

全職員がそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

２　初動体制時における決定権者

	決定者	代決者	
		第１	第２
注意体制	総 務 課 長	総務課長補佐	消防交通係長
警戒体制	副　町　長	総 務 課 長	総務課長補佐
非常体制	町　　長	副　町　長	総 務 課 長

３　災害警戒本部の設置

副町長は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合において、必要と認める場合には、関係各課等により災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

（１）災害対策本部の設置に関すること。

（２）災害応急対策の実施に関すること。

（3）災害対策事務の総合調整に関すること
（4）災害に関する情報の交換、整理に関すること。
（5）その他必要事項

第３　災害対策本部

1　市貝町災害対策本部の設置

市貝町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2　本部設置の基準

本部設置の基準は次のとおりである。

（1）気象情報その他災害に関する情報が発表され、災害発生のおそれがある場合
（2）大規模な火災、爆発事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合
（3）災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合

3　解散の基準

本部は、おおむね次の基準により町長が解散する。

（1）当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
（2）予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

4　本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに庁内及び次の関係機関に対し、防災行政無線、電話、広報車、ホームページその他的確迅速な方法で周知するものとする。

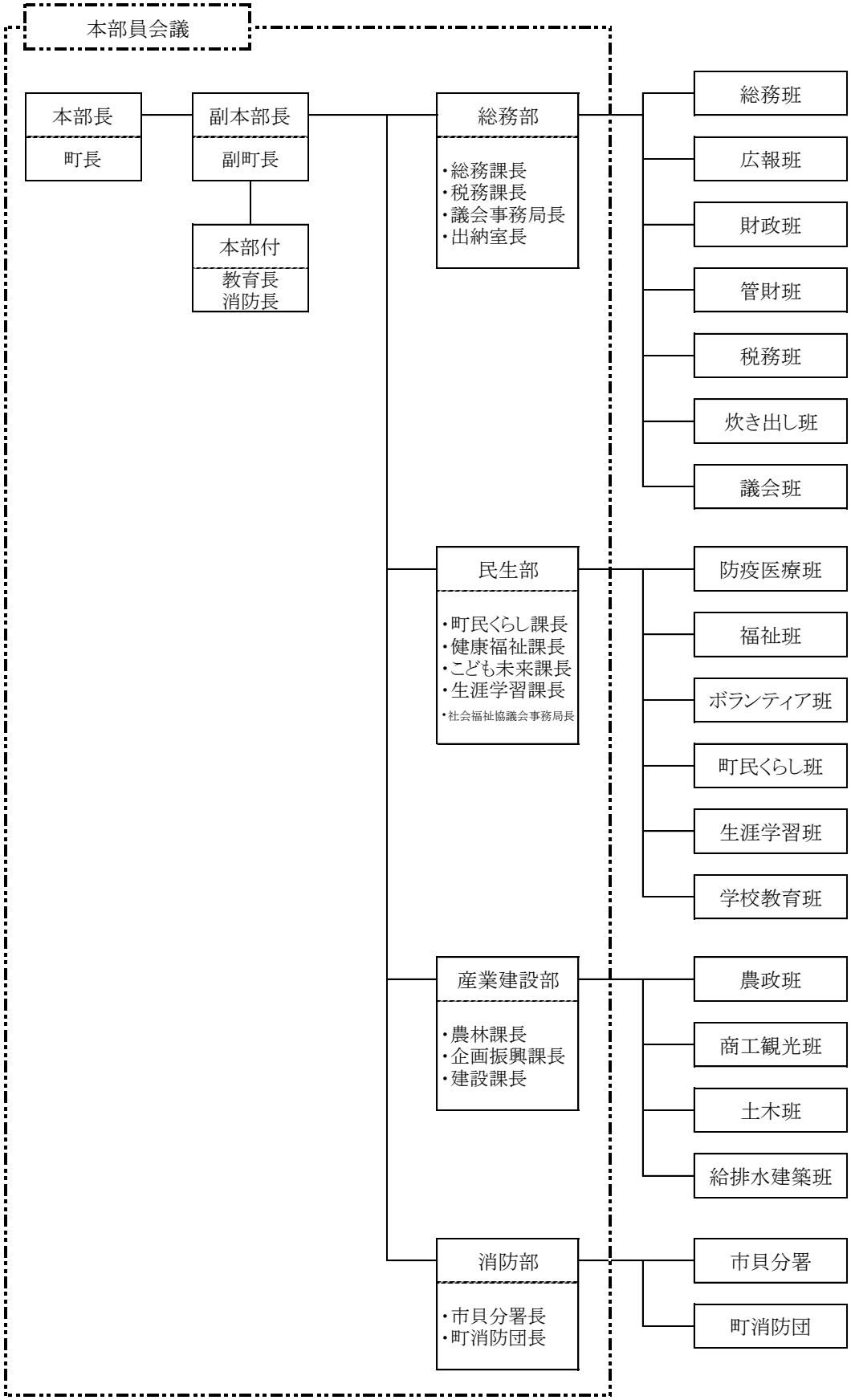
公表先	方法
防災会議委員	電話、電報、口頭
県知事	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
茂木警察署	県防災行政ネットワーク、電話、電報、連絡員
市塙警察官駐在所	電話、電報、連絡員
赤羽警察官駐在所	電話、電報、連絡員
続谷警察官駐在所	電話、電報、連絡員
隣接の市町村	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
町の関係機関	防災行政無線、口頭、電話、庁内放送
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、口頭
報道機関	口頭、文書、電話、電報
一般町民	防災行政無線、ホームページ、電話、広報車、口頭

5　本部の設置場所

（1）本部は、市貝町役場庁舎内におく。ただし、役場庁舎が使用不能になった場合は、市貝町中央公民館に設置する。
（2）本部には、本部の所在を明確にするため「市貝町災害対策本部」の掲示をする。

6　本部の組織図

災害対策本部組織図



7　本部の業務

本部は、次の災害対策業務を実施する。

（1）災害救助法の実施に関すること。

（2）災害応急対策の実施、調整

（3）本部の活動体制に関すること。

（4）県及び他市町村への応援要請

（5）自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整

（6）応援に関すること。

（7）災害広報に関すること。

（8）災害対策本部の解散

（9）その他重要な事項に関すること

8　本部員会議

（1）本部員会議の構成

本部長：町長

副本部長：副町長

本部員：教育長、総務課長、企画振興課長、税務課長、農林課長、町民くらし課長、健康福祉課長、建設課長、出納室長、議会事務局長、こども未来課長、生涯学習課長、町社会福祉協議会事務局長、消防団長、芳賀地区広域行政事務組合消防長、芳賀地区広域行政事務組合真岡消防署市貝分署長

（2）本部員会議の開催

ア　本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集するものとする。

イ　本部員は、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出るものとする。

（3）本部員会議の協議事項

ア　本部の配備体制に関すること

イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要事項

（4）協議事項の実施

本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

（5）本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、総務課が担当する。

9　本部連絡員の任命及び責務

（1）本部連絡員は、各班長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。

（2）本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

10　本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

部 （◎部長、○副部長）	班	担当係 （◎班長、○副班長）	分　掌　事　務 （適宜、他班の任務を応援すること）
総務部 ◎総務課長 ○税務課長 ○議会事務局長 ○出納室長	総務班	◎消防交通担当係長 ○庶務担当係長	1　本部の庶務に関すること 2　本部員会議に関すること 3　災害救助及び災害救助法に関すること 4　被災者生活再建支援法に関すること 5　災害情報の収集、及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関すること 6　災害応急対策の取りまとめ伝達報告に関すること 7　相互応援協定に基づく応援の要請及び県又は指定行政機関等に対する派遣の要請斡旋に関すること 8　消防本部、警察等関係機関との連絡調整に関すること 9　消防団に関すること 10　自衛隊の派遣要請に関すること 11　災害時の輸送に関すること 12　本部、各部及び内部の連絡調整に関すること 13　職員の動員・福利厚生に関すること 14　防災行政無線に関すること 15　避難の指示・勧告に関すること 16　備蓄品（飲料水・非常食等）の確保に関すること 17　交通安全の保持に関すること 18　町民からの照会、安否問い合わせ、要請等窓口対応に関すること 19　その他、他部に属さない事項
	広報班	◎文書広報担当係長 ○企画担当係長	1　報道機関に対する情報提供に関すること 2　ホームページ・広報紙など、災害関係の広報に関すること 3　災害関係の写真等の収集、記録保存に関すること
	財政班	◎財政担当係長 ○会計担当係長	1　災害関係の予算及び資金に関すること 2　義援金の受付保管に関すること 3　金銭及び物品出納に関すること
	管財班	◎管財担当係長	1　町有施設・財産の被害状況の把握と対策について（集計） 2　車両の調達、保管、配車に関すること 3　庁舎の電力・燃料確保及び電話に関すること

部 （◎部長、○副部長）	班	担当係 （◎班長、○副班長）	分　掌　事　務 （適宜、他班の任務を応援すること）
総務部 ◎総務課長 ○税務課長 ○議会事務局長 ○出納室長	税務班	◎町税担当係長 ○管理徴収担当係長	1　被災納税者の調査に関すること 2　被災納税者の減免に関すること 3　建物の被害状況の調査に関すること 4　罹災証明に関すること 5　税関係の諸証明に関すること
	炊き出し班	◎会計担当係長	1　炊き出し及びその他食品の供与に関すること （出納室全員、及び各班より選出された職員（主に女性職員中心））
	議会班	◎議会事務局次長	1　議会の災害対策活動に関すること 2　他市町村議会との連絡調整に関すること
民生部 ◎健康福祉課長 ○町民くらし課長 ○こども未来課長 ○生涯学習課長	防疫医療班	◎健康づくり担当係長	1　医療支援・救護の要請に関すること 2　医療機関の被災等情報収集に関すること 3　災害用医療資機材に関すること 4　医療・助産に関すること 5　食品の衛生に関すること 6　避難所等における保健指導及び健康相談に関すること 7　避難者の栄養管理に関すること 8　被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること 9　感染症の予防及び感染疾患者の隔離に関すること 10　救護所の設置に関すること
	福祉班	◎福祉担当係長 ○高齢介護担当係長	1　避難行動要支援者対策に関すること 2　被災者に対する生活保護法の適用に関すること 3　社会福祉施設等入所者及び施設の被害に関すること 4　義援金等の配布に関すること
	ボランティア班	◎社会福祉協議会事務局次長	1　災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2　災害ボランティアの受入、支援活動に関すること 3　炊き出し等の応援に関すること 4　被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関すること
	町民くらし班	◎生活環境担当係長 ○国保年金担当係長 ○戸籍住民担当係長	1　避難所の設置・運営に関すること 2　災害廃棄物の処理及び清掃に関すること 3　遺体の処理（埋・火葬）に関すること（遺体安置所開設） 4　災害時の死亡獣畜等の処理に関すること 5　し尿処理（仮設トイレ設置・管理含む）に関すること 6　住民登録確認事務に関すること 7　行方不明者の届出の受理に関すること 8　放射性物質の濃度測定等に関すること

部 （◎部長、○副部長）	班	担当係 （◎班長、○副班長）	分　掌　事　務 （適宜、他班の任務を応援すること）
民生部 ◎健康福祉課長 ○町民くらし課長 ○こども未来課長 ○生涯学習課長	生涯学習班	◎生涯学習担当係長 ○文化担当係長 ○生涯スポーツ担当係長	1　社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 2　文化財の災害対策及び被害調査に関すること 3　義援物資等の受付・保管・配分に関すること 4　災害活動に協力する関係諸団体の連絡調整に関すること
	学校教育班	◎教育振興担当係長 ○学校管理担当係長 ○こども育成担当係長	1　児童・生徒の被害状況確認及び災害対策に関すること 2　保育園児・幼稚園児の被害状況確認及び災害対策に関すること 3　教育関係施設・児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること 4　学用品及び教科書の調達・配分に関すること 5　災害時の応急教育・保育に関すること 6　被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること 7　被災母子世帯に関する支援に関すること 8　学校施設等に避難所を開設する場合の連絡調整に関すること 9　収容施設の供与に関すること
産業建設部 ◎建設課長 ○企画振興課長 ○農林課長	農政班	◎農業振興担当係長 ○農村整備担当係長 ○農地調整担当係長	1　農地・農業用施設の被害状況確認及び災害対策に関すること 2　農業関係災害の応急対策及び災害復旧に関すること 3　被災農業者に対する資金の融資に関すること 4　農業用水利及び排水の調整に関すること 5　災害時における病害虫発生予察及び防除に関すること 6　食料の調達に関すること
	商工観光班	◎商工観光担当係長 ○道の駅担当係長	1　商工業・観光施設の被害状況確認及び災害対策に関すること 2　被災商工・中小企業者に対する資金の融資に関すること 3　観光客の保護に関すること 4　生活必需品等物資の調達及び供給に関すること
	土木班	◎管理担当係長 ○事業担当係長	1　土木施設（道路・橋梁・河川）の被害状況確認及び災害対策に関すること 2　土木施設の応急対策及び災害復旧に関すること 3　急傾斜地等の危険区域の災害防止及び応急対策に関すること 4　町営住宅の被災状況確認及び災害対策に関すること 5　障害物の除去に関すること

部 （◎部長、○副部長）	班	担当係 （◎班長、○副班長）	分　掌　事　務 （適宜、他班の任務を応援すること）
産業建設部 ◎建設課長 ○企画振興課長 ○農林課長	給排水建築班	◎都市計画担当係長	1　上下水道施設の被害状況確認及び災害対策に関すること 2　上下水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること 3　応急給水の確保・供給に関すること 4　災害時における飲料水の確保・供給に関すること 5　芳賀中部上水道企業団との連絡調整に関すること 6　応急仮設住宅の建設に関すること 7　被災住宅の応急修理に関すること 8　被災建築物危険度判定の実施に関すること 9　被災者に対する住宅相談に関すること
消防部 （芳賀地区広域行政事務組合消防長） ◎市貝分署長 ◎消防団長	市貝分署	◎副分署長２名 ○警防係長２名 ○救急係長２名	1　消火活動に関すること 2　災害時における人命の救護・救出に関すること 3　行方不明者の捜索に関すること 4　水防活動に関すること 5　災害時における傷病者等の搬送に関すること 6　被害状況の収集・報告に関すること 7　町消防団との連絡調整に関すること
	消防団	◎副団長 ○正副分団長	1　人命の保護及び避難の指示勧告・誘導・救出に関すること 2　消防団員の動員に関すること 3　被害情報の収集及び報告に関すること 4　行方不明者の捜索に関すること 5　消防活動に関すること 6　水防活動に関すること 7　常備消防（市貝分署）との連絡調整に関すること

11　災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。なお、この順位は、本部設置前の段階においても同様とする。

第１順位　副町長（副本部長）

第２順位　総務課長

第４　職員の配備体制

職員の配備体制は、次によるものとする。

非常配備の種類	災　害　の　態　様	体　　制	配　備　要　員
注意配備	気象注意報・警報その他災害に関する情報が発せられる等、災害発生のおそれがある場合において必要と認められるとき	災害の発生を早期に予測するための情報収集及び監視体制	総務課担当職員 農林課担当職員 建設課担当職員
警戒配備	災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合において必要と認められるとき	災害対策本部の設置に至るまで及び本部を設置する必要のないと認められる災害の体制	総務課全職員 農林課全職員 建設課全職員 健康福祉課全職員
非常配備	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全　員

第５　動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、次の動員計画により動員を行うものとする。

１　動員体制の整備

（１）各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。

（２）配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

２　消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に動員命令をすることがある。

３　動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

（１）勤務時間内における伝達

ア　気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、本部連絡員にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

イ　本部連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務

に従事させるものとする。

ウ　総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

（２）勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア　夜間

（ア）警報又は異常な情報を受理した場合、消防本部から担当職員（総務課消防交通係）に連絡が入り、担当職員は総務課長に連絡する。

（イ）総務課長は、町長に報告して指示を受け、各課長に伝達するものとする。

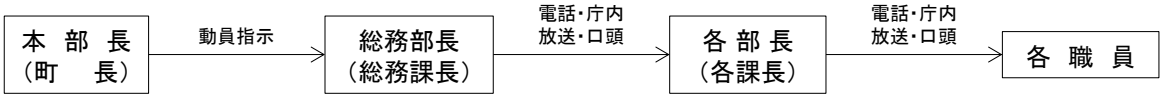
イ　休日

（ア）　警報又は異常な情報を受理した場合、当直者は、総務課長に連絡する。

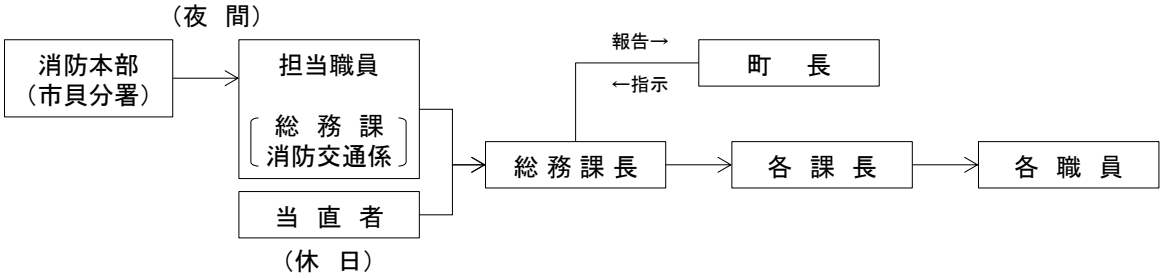
（イ）　総務課長は、町長に連絡して指示を受け、各課長に伝達するものとする。

４　動員配備の伝達系統図

（１）勤務時間内



（２）勤務時間外



５　職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

第６　相互応援協力

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長や知事等に応援を求め、災害対策の万全を期するものとする。

１　市町間の相互応援協力

町長は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要な場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定（栃木県内の市町）」及び「災害時における相互応援に関する協定書（八溝地域活性化構想推進協議会構成市町村）」に基づき応援を求め、災害対策の万全を期するものとする。

２　知事への応援要請

町長は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは知事に対して応援を求める。

３　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあっせん

（１）町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。

（2）町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ　派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第７　自衛隊派遣要請

１　派遣要請

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣を依頼する。

２　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区　　分	活　　動　　内　　容
1　被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2　避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3　避難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
4　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5　消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。（消化剤等は、県が提供するものを使用する。）
6　道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7　診察、感染症対策、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、感染症対策活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8　人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救護活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9　被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
10　救援物資の無償貸付、譲与	「防衛庁の管理する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11　危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有害ガス等危険物の保安措置、除去を実施する。
12　その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3　災害派遣要請手続き

（1）要請依頼者

町長

（2）事務手続

総務部において次により行う。

ア　要請窓口

（ア）　県

担　当　課	所　在　地	ＮＴＴ回線	県防災ネットワーク
消防防災課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2136 (028) 623-2146（ＦＡＸ）	500-2136 500-2146（ＦＡＸ）

（イ）陸上自衛隊第 12 特科隊（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

担　当　課	所　在　地	電　話　番　号	県防災ネットワーク
第３科	宇都宮市茂原 1-5-45	(028) 653-1551 (内線 535～538)	9-702-02 又は 05 8-702-02 又は 05

イ　災害派遣要請の依頼方法

町長は、知事（消防防災課）に対して派遣に必要な事項を記した次のような文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第 12 特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに知事（消防防災課）にその旨を通知するものとする。

様式　　第　　号

栃木県知事　様　　年　　月　　日

市貝町長名

陸上自衛隊の災害派遣要請について

次により陸上自衛隊の派遣をお願いします。

1　災害の状況及び派遣を要請する理由

2　派遣を希望する期間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

4　その他参考事項

4　自衛隊の自主派遣

大規模な災害が発生し、通信の途絶等により、町、県、国、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

5　情報の交換

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第 12 特科隊と相互に情報の交換を行う。

6　災害派遣部隊の受入れ体制

（1）災害救助活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行うものとする。

（2）資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備するものとする。

（3）宿舎のあっせん

町は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんするものとする。

（4）経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

7　災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害救助活動の必要がなくなった場合、知事及び陸上自衛隊第 12 特科隊長と協議の上、知事に対して撤収要請を依頼する。

第８　消防本部、警察との連携強化

災害応急対策活動にあたって、迅速、的確に救出・救助活動が行えるよう、消防本部、警察との連絡の徹底など災害時の連携を強化するとともに、平常時においても連絡体制の整備などによる連携強化を行う。

第９　ライフライン関係機関との連携

災害によりライフラインに被害が生じた場合には、町民生活に多大な影響を被るため、町は、ライフラインの迅速な復旧が図れるよう、平常時からライフライン関係機関との連絡体制の整備などに努める。

第 10 県消防防災ヘリコプターの活用

1　県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

災害等が発生し、地域、町民の生命、身体、財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、町長又は消防本部消防長は県消防防災航空隊に県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2　緊急運航要請の範囲

県消防防災ヘリコプターの緊急要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

区　　分	活　　動　　の　　範　　囲
救 急 活 動	①被災地等からの救急患者の搬送 ②被災地等への医師、医療器材等の搬送
救助活動	被災者の捜索、救助
災害応急対策活動	①被災状況等の調査、情報収集活動 ②食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送 ③災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動
火災防御活動	①林野火災等における空中消火活動 ②被害状況調査、情報収集活動 ③消防隊員、消防資機材等の搬送
そ　の　他	災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3　ヘリコプター活動体制の整備

町は、ヘリコプター活動のために飛行場外離着陸場を確保する。

第２節　災害情報収集・伝達計画

〔総務班、広報班、管財班、福祉班、防疫医療班、学校教育班、配給班、
産業建設部（全班）、市貝分署、消防団〕

町は、気象予警報等が、関係機関、町民に対し迅速に伝達される体制を整備するとともに、災害が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や町民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第１　24 時間情報収集体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を 24 時間体制で迅速、適切に実施する。

１　災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策指揮者（町長、副町長、総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

２　災害対策主管課の体制

（１）緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

（２）連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を速やかに職員に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

３　携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴを活用した情報伝達についても検討する。

４　情報の収集及び情報連絡員の受入れ

町及び防災関係機関は、県の体制に準じ、24 時間 365 日体制で情報の収集、伝達等を迅速に行うものとする。

また、町は、必要に応じて国（国土交通省他）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

第２　異常現象発見者の通報

１　発見者の通報義務（災害対策基本法第 54 条第 1 項）

災害が発生するおそれがある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報する。

２　災害危険区域住民の通報

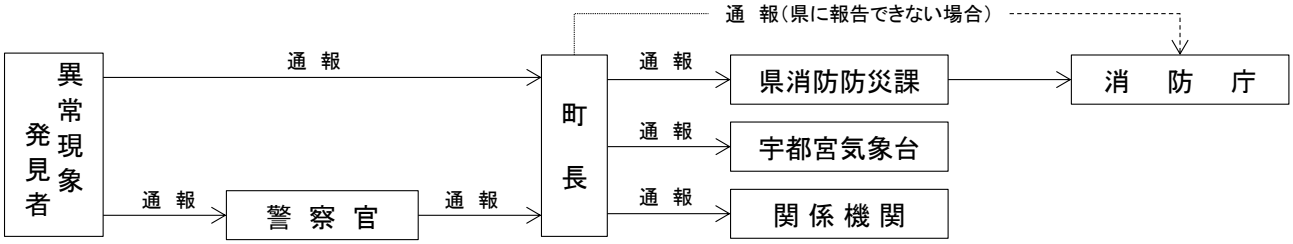
急傾斜地等災害危険区域の町民に危険区域の監視を依頼し、異常現象を発見した場合は、町、県、警察に通報させる体制を整備する。

３　町長、警察官の処置（災害対策基本法第 54 条第３項・第４項）

（１）災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長へ報告する。

（２）異常現象や災害による被害の通報を受けた町長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県（消防防災課）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。



第３　災害情報収集・伝達系統

１　注意報、警報

気象業務法に基づき、災害の起こるおそれのある場合において、宇都宮地方気象台が防災関係機関並びに一般の注意・警戒をうながすために発表する。

宇都宮地方気象台では、注意報・警報・特別警報の発表は、二次細分区域単位（市町）で発表する。

また、二次細分区域ごとに発表する注意報・警報・特別警報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域を用いることもある。

なお、一次細分区域とは、県天気予報を定常的に細分して行う区域であり、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。



※一次細分区域：栃木県「北部」、「南部」

※二次細分区分：各市町

※二次細分区分（市町）をまとめた区域：「日光地域」、「那須地域」、「南西部」、「中央部」、「南東部」

宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等及び発表基準

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が 12m/ｓ以上（ただし、宇都宮は 14m/ｓ以上、日光は 15m/ｓ以上、那須は 17m/ｓ以上）になると予想される場合。
			強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、平均風速が 12m/ｓ以上（ただし、宇都宮は 14m/ｓ以上、日光は 15m/ｓ以上、那須は 17m／ｓ以上）になると予想される場合。
			大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、 １時間雨量：南部の平地 30㎜以上 南西部の山地および北部 40㎜以上 ３時間雨量：南部の平地 50㎜以上 南西部の山地および北部 60㎜以上 24 時間雨量：80㎜以上 になると予想される場合。
			大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、24 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山地では 30cm 以上になると予想される場合。
			濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい障害を及ぼすおそれのある場合。具体的な基準は、濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合。
			雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的な基準は、実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になると予想される場合。
			なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、24 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。または 40cm 以上の積雪があって日最高気温が 6℃以上と予想される場合。
			着雪（氷）注意報	着雪（氷）によって、通信機や送電線等に被害が起こると予想される場合。
			霜注意報	晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、最低気温が４℃以下になると予想される場合。
			低温注意報	低温等によって農作物に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、最低気温が夏期に２日以上継続して 16℃以下、または冬期に－9℃以下になると予想される場合。
		地面現象注意報※1	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	浸水注意報※1	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、 3時間雨量：南部の平地 80mm 以上 北部の平地 100mm 以上、山地 120mm 以上 24 時間雨量：南部の平地 100mm 以上 北部の平地 120mm 以上、山地 150mm 以上 になると予想される場合。
	防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、平均風速が 20m/s 以上（ただし、日光は 22m/s 以上、那須は 25m/s 以上）になると予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が 20m/s 以上（ただし、日光は 22m/s 以上、那須は 25m/s 以上）になると予想される場合。
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、 1時間雨量：南部の平地 80mm 以上 北部の平地 90mm 以上、山地 100mm 以上 3時間雨量：平地 120mm 以上、山地 150mm 以上 24 時間雨量：平地 200mm 以上、山地 250mm 以上 になると予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、24 時間の降雪の深さが平地で 30cm 以上、山地では 70cm 以上になると予想される場合。
		地面現象警報※1	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
警報	一般の利用に適合するもの	浸水警報※1	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的な基準は、 24時間雨量：平地200mm以上、山地300mm以上 になると予想される場合。
	水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象特別警報	大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
			暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
			大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
			暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
		地面現象 特別警報※1	地面現象 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
気象情報	竜巻注意情報			積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。
	土砂災害警戒情報			大雨警報発表中に土砂災害へのより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に発表。
	記録的短時間大雨情報			数年に１度程度にしか発生しない、まれな大雨（１時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表。
	気象に関する府県情報			注意報・警報に先立って注意を喚起するための情報や、警報発表時に経過や予想など、状況変化や防災上の重要事項を伝える情報。

（注）

1　注意報・警報の発表は、二次細分区域単位（市町）で気象庁が発表するが、特別警報の発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決める。

　また、二次細分区域ごとに発表する注意報・警報・特別警報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域を用いることもある。

2　注意報・警報の発表基準の「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m未満の区域を言う（予警報細分区域図参照）。

3　発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

4　（1）※1　この注意報・警報・特別警報は標題を出さないで、気象注意報・警報・特別警報に含めて行う。

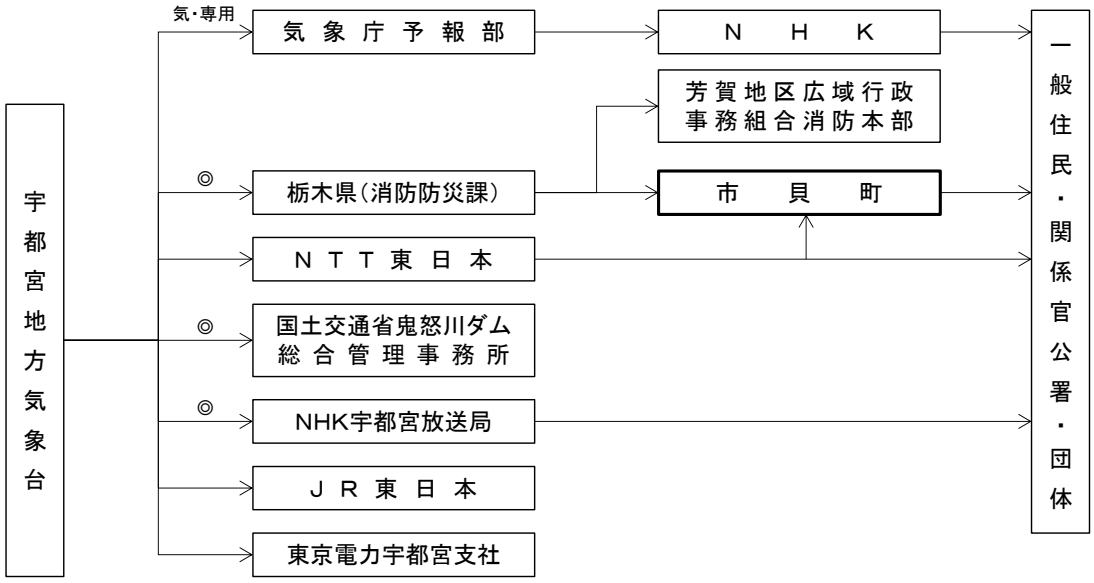
　（2）※2　水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを

　用いて行い、水防活動用の語は用いない。

5　注意報・警報・特別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・特別警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報・特別警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切り替えられる。

2　予警報の伝達系統

（1）気象警報・注意報・特別警報の伝達系統



気・専用：気象庁専用線

◎：緊急防災情報ネットワーク

3　町における措置

（1）町は、県又は東日本電信電話株式会社からの通報あるいはラジオ、テレビ放送等によって注意報、警報等を知ったときは、必要に応じて関係団体住民に通知する。

（2）町は、警報等の発令に伴い、その対策を講じる必要があるときは、警報時の通知に併せて、その周知徹底を図る。

第４　被害状況等の情報収集・伝達

1　収集すべき情報

町は、次に掲げる事項に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

（1）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

（2）降雨、降雪、河川水位の状況

（3）町民の生命財産の安否の状況、町民の避難状況

（4）人畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況

（5）水道、ガス、電気、通信等の被害状況

（6）避難行動要支援者関連施設の被害状況

（児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他）

（7）消防、水防等の応急措置の状況

（8）食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

（9）衛生環境、疾病発生の状況、その他救護措置の要否

(10) 医療品その他衛生材料の補給の要否

(11) その他法令に定めがある事項

2　町の情報収集

町は、職員の災害情報調査連絡員（総務課・建設課・農林課）、消防団、各地域ごとの被害調査協力員（自治会長・事務連絡員）等からの情報収集により、災害発生直後の町内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。町は、災害情報調査連絡員及び被害調査協力員をあらかじめ指名しておくものとする。

3　調査の方法

（1）事前の準備

各部長は、災害情報調査連絡員に事前に報告用紙を配布し、調査及び連絡方法について打合せておくものとする。

（2）関係機関との連絡

被害状況の調査にあたっては、関係機関との連絡を密にし、調査の脱落若しくは重複集計のないよう十分注意し、異なった被害状況は、報告又は発表前に再調査し、調整するものとする。

（3）被災人員の調査

被災世帯人員数等についての確定調査は、現在調査のみでなく住民記録等の諸帳簿とも照合し、正確を期するものとする。

（4）被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の資料として、また、記録保存のために重要なので各被害調査員が適宜被害箇所を選び、被害状況が明瞭にわかるように撮影に努めるものとする。

4　報告及び収集の実施者

調査した管内の確実な被害状況をとりまとめるとともに、被害の大小にかかわらずそれを県支部又は直接県本部に報告し、市貝町本部において実施し、あるいは実施しようとしている災害応急対策の状況を同時に報告する。

報告内容については、警察等関係機関と連絡をとるものとする。

被害状況の中間・確定調査の担当課は次のとおりとし、報告のとりまとめもあわせて行うものとする。

調査項目		担当部
一般被害	町有財産被害	総務部
土木関係被害 水道関係被害 観光施設被害	下水道関係被害 商工関係被害 農林関係被害	産業建設部
教育関係被害	厚生関係被害	民生部

第５　情報報告

1　町、消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、「火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準（後述）に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、町は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

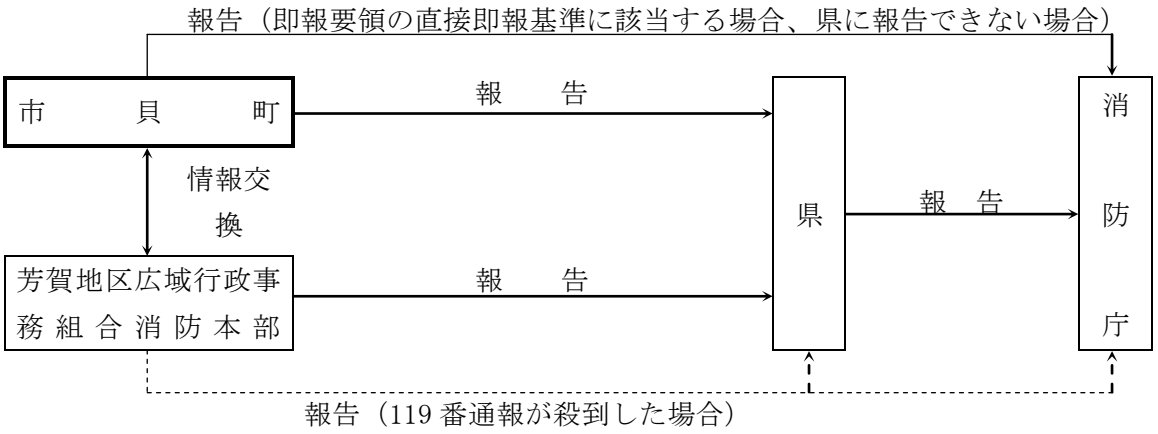
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

（１）県の連絡先

終　　日	
栃木県消防防災課 （防災行政ネットワーク） 98―500―2136 98―500―2146（ＦＡＸ）	（ＮＴＴ回線） 028―623―2136 028―623―2146（ＦＡＸ）

（２）消防庁の連絡先

回線別＼区分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03―5253―7527	03―5253―7777
	ＦＡＸ	03―5253―7537	03―5253―7553
消防防災無線	電　話	93―9049013	93―9049102
	ＦＡＸ	93―9049033	93―9049036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	98―048―500―90―49013	98―048―500―90―49102
	ＦＡＸ	98―048―500―90―49033	98―048―500―90―49036



2　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第３節　通信運用計画

〔総務班、広報班、管財班〕

災害時の通信手段としては、有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、町防災行政無線システム、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また、関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

第１　通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区　分	通 信 手 段	説　　明
防災行政無線システム		本町において、移動局により災害情報の収集、64 の屋外拡声局及び戸別受信機、登録制メール、地域住民への伝達を行う無線施設。
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社に協議して事前に設定する）
	特設公衆電話	災害時に避難所へ特別に設置される公衆電話
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要。）
ＮＴＴドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社ＮＴＴドコモと協議して事前に設定する。）
その他	消　防　無　線	消防機関の設置する無線設備
	警　察　通　信	県警察専用電話及び無線通信
	非　常　通　信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	企 業 局 無 線	県企業局の設置する無線通信

第２　通信施設の利用方法

１　県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本町の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

２　町防災行政無線

町公用車、消防団車両に車載されている移動系無線により、災害情報の収集、災害現場との交信を行う。

同報系無線（屋外拡声子局・戸別受信機）や登録制メールにより、地域住民に対し、災害情報・避難勧告等の伝達を行う。

３　公衆電気通信施設

災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくくなることが予想されるので、町及び防災関係機

関は、「災害時優先電話」をあらかじめＮＴＴに登録する等、措置しておくものとする。

本町においては、資料編の掲載のとおりあらかじめ災害時優先電話を登録している。

災害時に電話がかかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。

災害時優先電話	0285-68-1111・1110・1929（ＦＡＸ）

4　消防無線の利用

町は、消防本部に消防無線の利用を要請する。

5　警察通信設備の優先利用

町は、他の通信手段が使用できない場合、警察無線の利用を要請する。

6　非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、電波法第 52 条第１項第４号の規定による非常通信として他機関の通信施設を利用する。

（１）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。市貝アマチュア無線クラブ等に協力を要請する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

（２）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力（W）	設置場所（電話番号）
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 231	G1D G1E	5	県東環境森林事務所 （0285―81―9001）
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 223	G1D G1E	5	真岡県税事務所 （0285―82―2135）
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 254	G1D G1E	5	真岡土木事務所 （0285―83―8301）
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 659	G1D G1E	5	芳賀地区広域行政事務組合消防本部 （0285―82―3161）
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 703	G1D G1E	5	真岡県税事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 712	G1D G1E	5	県東環境森林事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 722	G1D G1E	5	県東健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 733	G1D G1E	5	芳賀農業振興事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 744	G1D G1E	5	真岡土木事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 231	G1D	5	県東環境森林事務所 （0285―81―9001）
芳広事組	移	いちかいタンク１ いちかいきゅうきゅう１ いちかいしき１	F3E	10	真岡消防署市貝分署 （0285―67-1119）
国土交通省	固	けんせつもおか	G7W	0.079	下館河川事務所真岡出張所 （0285―83―2817）

（３）依頼の方法

ア　適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ　通報は何通でも依頼できるが、１通の通信文はなるべく本文 200 字以内とする。

ウ　あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記入する。

エ　本文の末尾に発信人名を記載する。

オ　用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

（４）その他の無線局の利用

官公庁、会社、アマチュアなどの全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

第３　放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第４　その他の通信手段の活用

本町では、携帯電話を積極的に利用し、より有効な災害時通信体制の構築を目指すものとする。

第４節　広報・情報伝達計画

〔総務班、広報班〕

町は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、町民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

第１　実施責任者

実施責任者は、本部長（町長）とし、総務部は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体、施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行う。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話、ファックス
各関係機関	電話、ファックス
町民、被災者	防災行政無線、広報車、口頭、町ホームページ、掲示板、情報誌
庁内各課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）、町ホームページ

第２　町民への広報内容

町は、災害の規模、態様等に応じて、町民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

（１）気象情報及び警戒情報
（２）災害の規模及び被害の状況に関する事項
（３）避難勧告及び指示に関する事項
（４）犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
（５）医療救護活動に関する事項
（６）交通規制等に関する事項
（７）食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
（８）保健衛生に関する事項
（９）道路・橋梁、河川等の復旧に関する事項
(10) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
(11) ボランティア・義援物資の受入に関する事項
(12) 問い合わせ、要望、相談等の対応に関する事項
(13) その他関係機関の応急対策に関する事項
(14) 町民の心得等人心の安定のために必要な事項
(15) その他必要な事項

第３　広報の方法

１　報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部員会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）若しくは総務部長又は本部長から特に指名されて者が発表するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが､時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

2　各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し被害状況を連絡する。

3　一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

（1）防災行政無線による放送

（2）町有広報車の現地派遣

（3）壁新聞、ポスター等のはり付又は配布

（4）自治会を通じた周知

（5）ホームページによる広報

4　庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種　別	特　色
防災行政無線	㊐㊥	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
広　報　車	㊐㊥	〃
掲　示　板	㊥㊧	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情　報　紙	㊥㊧	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折込み	㊥㊧	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット 町ホームページ	㊐㊥㊧	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

㊐　被害状況　㊥　生活情報　㊧　安否情報

5　安否情報の公表

町は、警察機関や医療機関等からの得られた情報安否情報等について、行方不明者の家族等に対し安否情報の提供を行う。

第４　災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、広報車によって広報するものとする。

第５　被害発生後の広報

町は、町民生活の混乱を防止し、人心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害状況や応急対策状況など「第２　町民への広報内容」について具体的にわかりやすく広報する。また、町民への協力要請事項についても広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区毎に分担を定め、

効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第６　広報写真の収集

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集すると共に、町民の撮影した写真にも留意する。

第７　災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」（※1）をＮＴＴ東日本(株)が、「災害用伝言板」（※2）をＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ等携帯電話各社が開設するので、活用方法を広報誌への掲載、町役場・避難場所等への掲示等により町民に周知させる。

※１　日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たすＮＴＴ東日本等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の混雑状態に対処する。

※２　日本国内で震度 6 弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板（ＢＢＳ）で、災害時の安否確認等による電話が混雑する状態に対処する。

第５節　避難対策計画

〔総務班、広報班、財政班、防疫医療班、福祉班、町民くらし班、ボランティア班、学校教育班、配給班、農政班〕

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第１　避難の勧告又は指示

避難の勧告、指示は、原則として町長が行う。町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び宇都宮地方気象台や国、県等から、災害に関する情報等の助言を受け、町民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

また、町民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示を行うことができないときは、警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の町民に対して行う。

1　洪水のおそれがあるとき
2　土砂災害のおそれがあるとき
3　なだれのおそれがあるとき
4　工作物等の倒壊のおそれがあるとき
5　その他特に必要があると認められるとき

避難の勧告及び指示の種類は下表のとおり。

区　分	実　施　者	措　置	実　施　の　基　準
避難関係情報	内閣総理大臣 〔災害対策基本法第 51 条の 2〕	予想される災害の事態やとるべき措置等的確かつ迅速な避難のために必要な情報を周知	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の勧告	町　長 〔災害対策基本法第 60 条第 1 項・第 2 項・第 3 項〕	立退きの勧告、立退き先の指示、屋内での待避等の安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知　事 〔災害対策基本法第 60 条第 6 項〕	立退きの勧告、立退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町　長 〔災害対策基本法第 60 条第 1 項・第 2 項〕	立退きの指示、立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ急を要するとき。
	知　事 〔災害対策基本法第 60 条第 5 項〕	立退きの指示、立退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第 25 条〕	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第 29 条〕	立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警　察　官 〔災害対策基本法第 61 条第 1 項〕	立退きの指示、立退き先の指示	町長が立退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき。
	警　察　官 〔警察官職務執行法第 4 条〕	警告、避難の措置	重大な災害が切迫したときは警告を発し、又は特に急を要する場合で危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

	自　　衛　　官 〔自衛隊法第 94 条第 1 項〕	警告、避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた自衛官は警察官職務執行法第 4 条の避難の措置をとる。

第２　避難の勧告又は指示の内容

町長、知事等は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

1　避難対象地域
2　避難先
3　避難経路
4　避難の理由
5　避難時の注意事項
6　その他の必要事項

第３　警戒区域の設定

1　警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

2　警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は次表のとおり。

町は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実　施　者	措　置	実施の基準
1	市町村長 （災害対策基本法第 63 条第 1 項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、またはまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
2	水防団長、水防団員、消防職員 （水防法第 21 条第 1 項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 （消防法第 28 条第 1 項、第 36 条）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 （災害対策基本法第 63 条第 2 項ほか）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	1、2、3 の実施者が現場にいない場合、または依頼された場合
5	自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 （災害対策基本法第 63 条第 3 項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	1、4 の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第 63 条第 1 項の措置をとる

第４　土砂災害警戒区域等における避難準備及び自主避難の呼びかけ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、降雨の状況等により土砂災害発生の危険性が高いと判断される場合は、当該区域の町民に対し、防災行政無線、広報車等により避難準備及び自主避難の呼びかけを行う。

第５　避難の勧告又は指示並びに報告及び通知

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の町民に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

１　町長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで、町長に通知があったときは、町長は知事に報告を行う。（災害対策基本法）

２　水防管理者（町長）

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。この場合茂木警察署長に速やかに通知するものとする。（水防法）

３　知事

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは､知事又はその命を受けた県職員は、立退き又はその準備を指示するものとする。この場合茂木警察署長に速やかに通知するものとする。（水防法）

また、災害の発生により町がその全部又はその大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。この場合、知事は立退きの勧告等を行った旨を町長に通知する。（災害対策基本法）

４　自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。（自衛隊法）

第６　避難勧告又は指示の伝達方法

避難勧告又は避難指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発したものは、自治会等を十分活用してこれを避難区域の町民に応急的に周知せしめなければならない。

また、要配慮者・支援者に対して着実に避難準備情報を含む災害に関する情報を伝達するとともに、時間的余裕をもって避難のための立退きを行うことができるよう要配慮者等に自主的な避難行動の開始を促す。

第７　屋内での避難等の安全確保の指示

気候変動等に伴う局所的大雨等の異常気象の発生時において、濁水のため道路と側溝の判別がつかず、側溝に足をとられて流される場合等、屋外への避難を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性があり、屋内に留まる（上階への移動を含む）方が安全な場合も考えられる。

町長は、屋外への避難を行うより屋内に留まる方が安全と判断した地区に対し、「屋内での待避等安全措置宣言」を発令するものとする。

第８　避難所の開設、運営

１　避難所の開設

（１）町長は、災害により家屋等に被害を受け、又はを受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所を設置する。
ただし、町のみで十分な対応が実施できない場合は、町長は、市町村相互応援協定により、県他市町村に応援を要請する。

（２）町長は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた他安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。本町の避難所は、資料編に掲載のとおりである。

（３）町長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

（４）町長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

ア　避難所開設の日時、場所

イ　収容人員

ウ　開設期間の見込み

エ　その他必要事項

２　避難所の運営

（１）町長は、民生部長を運営責任者にあて、当該施設の長を各避難所の運営者とし、自主防災組織、自治会、市貝町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ごみ出し等の生活ルールを作成したりする等の避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

（２）被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力壁新聞等の紙媒体でも情報提供を行うよう努める。また、避難行動要支援者を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視覚・聴覚障がい者等への情報伝達手段に配慮する。

（３）町は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。

（４）町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、避難行動要支援者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（５）町は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

（６）町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（７）町は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置することに努める。

（８）町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させること

ができる。

（9）町は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに避難所との連携体制を確立する。

（10）民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

第９　避難行動要支援者への生活支援

１　避難行動要支援者の避難所対策

避難生活が長期になり、一般の避難者との共同生活が困難になった場合は、町は、関係機関と連携し、市貝町保健福祉センター等の福祉施設への一時収用を行うものとする。

２　避難行動要支援者への日常生活支援

町は、被災した避難行動要支援者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、避難所での避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。実施にあたっては、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

３　被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要救護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童・高齢者等について、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

４　在町外国人への対策

町は、被災した在町外国人に対して、財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行う。

第 10　要介護認定者等の対策

１　利用者の安全を確保するための避難施設等の確保

東日本大震災のような大規模災害で施設や設備が大きく被災し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設での生活が継続できないような場合には、学校の体育館等への緊急避難では、介護に必要な設備等もないため、生活を継続することが困難な状況も見られた。

こうしたことから、介護施設等においては、施設が被災した場合、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させる必要がある。

２　避難施設確保の準備

（1）他施設との協定締結

介護施設等は、避難の必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者の避難が行えるよう、あらかじめ都道府県内や近隣の都道府県の同種又は類似の施設と相互の避難と受入れに関する災害協定を結ぶものとする。

（2）県への登録

介護施設等は、災害協定を締結した場合には、その内容を都道府県に登録する。

３　災害発生時の対応

（1）被災施設は、災害協定に従い、受入施設に受入れの要請を行う。受入れが行われた場合には、県に報告する。

4　避難に当たっての留意点

（1）受入先の施設の種別は、被災施設と同一の施設種別であることが望ましいが、地理的な事情（避難に時間がかかるため利用者に多大な負担がかかる等）がある場合には、種別が異なっても近隣の施設への避難も検討する。

（2）利用者を避難させる際には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保等を行う。

5　被災施設の利用者を受入れる際の留意点

利用者を受入れる施設においては、既存スペースの活用を図る。

第 11　介護職員等の応援派遣

1　支援職員の派遣・受入体制の事前準備

（1）介護施設等や介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等

ア　災害時の派遣要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ派遣可能な要員の職種別の人員数を連絡調整担当者とともに、県に登録する。

イ　派遣要請から出動準備が整うまでを想定した訓練を実施する。

第 12　在宅要介護者等の安全確保策

1　在宅要介護者等の避難体制の整備

（1）事前準備

町は、大規模災害を想定して、あらかじめ在宅の要介護高齢者等への対応の体制整備に努めることとする。

ア　福祉避難所の指定

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる者については、福祉避難所の対象者として支援することとなっている。

町は、区域内の介護施設等、通所介護事業所等にあらかじめ福祉避難所としての役割を担うよう、協力要請を行う。

2　避難所における要介護高齢者への支援

町は、避難所の要介護高齢者の状況を把握する際、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の介護専門職に加え、医療、保健分野等の専門職種と連携して行うこととする。

第 13　こころのケア対策

町は県と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第 14　避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

（1）避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

（２）必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第 15　帰宅困難者対策

（１）避難所への誘導

真岡鐵道株式会社は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留が可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って町に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、町が準備する避難所への誘導を行う。

町は、真岡鐵道株式会社と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

（２）避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第８の２に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を町に提供する。

真岡鐵道株式会社は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を町に提供する。

第 16　町民の広域避難等

（１）町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、町長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

第 17　県外避難者の受入れ

（１）初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第７の１に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

ア　受入方針の決定

町は県と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

イ　避難所の設置

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

ウ　避難所の運営

町は、原則として第８の２に準じて県外広域避難所の運営を行う。

エ　避難環境の整備

町は、災害等の状況に応じて、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備に関する調整を行う。

（２）避難者の支援

ア　県外避難者への総合的な支援

町は、県、自主防災組織、自治会、ボランティア、市貝町社会福祉協議会等と協力して、

第７から第 10 に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

イ　県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町は、県、市貝町社会福祉協議会やボランティア、ＮＰＯ等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第 18　防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これ等の者の避難を必要と認めた場合は､人の生命､身体の安全を第一主義とし必要な処置をとらなければならない。特に学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

1　台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。

2　豪雨による浸水等児童・生徒の登下校時に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。

3　危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第 19　災害救助法による避難所

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

1　避難所

学校、公民館等の既存の建物を利用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。

2　避難所に収容するり災者

（1）住家が被害を受け居住の場所を失った者

（2）現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

（3）現に被害を受けるおそれがある者

3　避難所開設の方法

（1）学校、公民館等既存建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得がたいときは、野外に仮小屋を仮設し、若しくは天幕により開設するものとする。

（2）災害の状況により、町で処理が困難な場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。

（3）公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。

（4）避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害の発生の日から最大７日以内とし、事情やむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

4　避難所開設のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、栃木県災害救助法施行細則（別表第１・第２）によるものとする。

第６節　広域一時滞在対策

〔総務班、広報班、財政班、防疫医療班、福祉班、町民くらし班、配給班、〕

第１　制度の概要

町は、町域で災害が発生し、被災した町民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した町民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した町民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。

なお、被害が甚大及び、町、県の主要職員の被災等により、町長及び知事が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、内閣総理大臣が広域一時滞在の協議を代行するものとする。

第２　県内市町における一時滞在

（１）町の実施事項（被災した場合）

ア　町は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

イ　町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

①協議先市町からの通知の内容の公示

②内閣府令で定める者への通知

③県への報告

ウ　町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

①協議先市町への通知

②内閣府令で定める者への通知

③広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

④県への報告

（２）町の実施事項（受入れる場合）

ア　町は、県又は内閣総理大臣から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れるものとし、被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供することができる。

①自らも被災していること

②被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと

③地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

④その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ　町は、アの正当な理由がある場合を除き、町域内において被災者を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知する。

ウ　町は、イの決定したときは、速やかにその内容を被災市町に通知する。

エ　町は、被災市町から（１）、ウ①に記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知する。

第３　県外における一時滞在

（１）町の実施事項（被災した場合）

ア　町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示すものとする。

イ　町は、県から被災者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

①公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

②内閣府令で定める者への通知

ウ　町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

①県への報告

②県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

③内閣府令で定める者への通知

第４　他都道府県からの協議

（１）町の実施事項（受け入れる場合）

ア　町は、県又は内閣総理大臣から受入れに関する協議を受けた場合は、被災者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れるものとし、他都道府県被災者の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供することができる。

①自らも被災していること

②被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと

③地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

④その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ　町は、アの正当な理由がある場合を除き、その町域内において被災者を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知する。

ウ　町は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告する。

エ　町は、県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知する。

第５　費用負担

（１）原則

被災した地方公共団体が負担する。

（２）災害救助法適用時

ア　被災者への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ　県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第７節　消防計画

〔総務班、市貝分署、消防団〕

災害時における消防活動の迅速かつ適切な実施のため、活動体制の整備、応援協力体制の確立、その他活動の実施に必要な対策を講じる。

第１　消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第２　消防団員の招集

１　非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

２　招集集結場所

消防団正副団長及び本団役員は町役場に参集し、団員は、各部詰所に集結するものとする。

第３　災害地への動員

１　動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

２　伝達の方法

災害発生の連絡は、電話、消防無線等により行う。

３　輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び町災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第４　火災防御計画

１　出火防止及び初期消火

発生と同時に居住地付近の町民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は町民を督励して初期消火の徹底を図る。

２　危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる体制を確立する。

３　火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、各隊の防御相当面、現場の地物、水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずるものとする。

（１）災害通信計画に基づく関係機関への連絡

（２）後続応援隊の誘導

（３）飛火警戒体制の確立

（４）町民に対する避難誘導

（５）必要に応じた破壊消防

第５　応援要請

１　相互応援協定に基づく要請

（１）大規模火災時等で、延焼阻止の見込みがたたない場合は、相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

（２）応援を求める場合の集結場所は役場とする。ただし、発生現場等の状況により、直接現地へ応援を求める場合もあるものとする。

（３）集結場所が役場の場合は消防団長、直接現地の場合は当該分団の分団長が誘導係をつとめるものとする。

（４）誘導係は近くて安全な道路を選び、かつ水量豊富な水利に誘導する。

２　県消防防災ヘリコプターや緊急消防援助隊の出動要請

（１）大規模火災が発生し、火災の状況から空中偵察、消火活動、傷病者の緊急搬送を行う必要があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプター等の出動要請行うものとする。

県消防防災ヘリコプターの出動要請については、本章第１節「活動体制計画」の「第 10 県消防防災ヘリコプターの活用」に定めるところによる。

（２）大規模火災等が発生し、県内の消防力だけでは対処できないと判断した場合は、県に対し、緊急消防援助隊の派遣依頼を行う。

３　自衛隊の派遣要請依頼

町は、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第１節「活動体制計画」の「第７　自衛隊派遣要請」に定めるところによる。

第８節　災害救助法の適用計画

〔総務班、税務班〕

町は、災害に際して、町民の経済的被害の緩和、避難所における災害救助法の救助などの体制を早急に整える必要があるため、下に記した内容に留意しながら県と災害救助法の適用に関して協議を進める。

第１　被害状況の調査、報告

県の災害救助法の適用にあたっての判断は、町からの被害状況報告が基礎となるため、被害状況の調査が迅速、的確に行われるよう、次の事項に留意する。

１　適用される災害の程度

次に掲げる程度の災害について、町は、迅速、的確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

（１）災害救助法の適用基準に該当する災害

（２）災害による被害が当初は軽微であっても、その被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度の災害

（３）他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因である災害

（４）災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

（５）その他特に報告の指示のあった災害

２　正確な報告が困難な場合の措置

町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

３　調査時等の留意点

民生部は、関係部や防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

４　被害発生時の措置

町は、被害状況報告を県に対して行い、県は、災害救助法適用の決定や救助の実施を行うとともに、法適用後は、内閣府に対しても被害状況や適用状況について逐次情報提供を行う。県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町が、直接内閣府に対して緊急報告を行うことができる。

５　住家被害認定体制の整備

住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

第２　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（県における具体的適用基準）に該当し、知事が援助を必要と認めたとき、市町単位にその適用地域を指定し実施する。

１　町の区域内の住家滅失世帯数が、40世帯以上に達するとき。

２　県全体の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

３　住家の滅失世帯数が、１又は２の基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯数が、9,000世帯以上に達した場合で、本町の区域内において多数の住家が滅失し、被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

4　住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害が隔絶した地域に発生した等、被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。

（1）被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（2）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

5　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、災害について次に掲げる事情があるとき。

（1）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（2）被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（3）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第３　被災世帯の算定基準

1　被害の認定基準

種別		内容
1	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
2	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
3	住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
4	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
5	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。

※平成 13 年 6 月 28 日内閣府通知。ただし、大規模半壊にについては、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日内閣府通知）」による

（注）

（1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部とし

て固定された設備を含む。

2　住家の滅失等の算定

（1）全壊（焼）、流失世帯は１世帯とする。

（2）半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって１世帯とする。

（3）床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって１世帯とする。

第４　災害救助法の適用手続

1　町長は、本町における災害による被害の程度が、前記第２の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について要請する。

2　町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第５　救助の種類と実施権限

知事及び町長（町長は知事の補助機関として）は、災害救助法、同法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）及び同法施行細則（昭和 35 年栃木県規則第 35 号）に基づき、次の救助を実施する。

1　町長は､救助を迅速に実施することが必要で知事による救助実施を待つことができないときは､（知事の補助機関として）救助を実施することができる。その場合町長はその状況を速やかに知事に報告する。

2　知事が救助を迅速に実施するために必要と認めるときは、救助の実施の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は救助の期間、内容を町長に通知する。

救助の種類と救助期間

災害の種類	救助の期間
（1）　避難所の設置	災害発生の日から７日以内
（2）　応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 20 日以内着工
（3）　炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内
（4）　飲料水の供給	災害発生の日から７日以内
（5）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から 10 日以内
（6）　医療	災害発生の日から 14 日以内
（7）　助産	災害発生の日から７日以内
（8）　災害にかかった者の救出	災害発生の日から３日以内
（9）　災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から１ヶ月以内
(10)　学用品の給与	教科書：災害発生の日から１ヶ月以内 文房具及び通学用品：災害発生の日から 15 日以内
(11)　埋葬	災害発生の日から 10 日以内
(12)　遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内
(13)　遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内
(14)　障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内
(15)　応急救助のための輸送	救助の実施が認められる期間以内
(16)　応急救助のための労力	救助の実施が認められる期間以内

※災害救助法が適用されたときは、（2）を除き、基本的に町長が知事の補助機関として実施するものとする。なお、応急仮設住宅の供与は、基本的に知事が実施するものとする。

第９節　緊急輸送計画

〔総務班、管財班、土木班、広報班〕

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

第１　実施体制

町は、被災者の輸送を行う。必要な場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員及び緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

また、被災者について広域避難を実施する場合のほか、被災者の保護の実施のため必要がある場合には、知事が被災者の運送を要請又は指示を行うものとする。

第２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

１　第１段階救出救命期

（１）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

（２）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（３）災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資

（４）後方医療機関へ搬送する傷病者等

（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

２　第２段階避難救援期

（１）上記１の続行

（２）食料、水等生命の維持に必要な物資

（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（４）輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

３　第３段階応急対策期・復旧復興期

（１）上記２の続行

（２）災害復旧に必要な人員及び物資

（３）生活必需品

（４）輸送が必要と認められる被災者（広域被災の場合）

第３　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

（１）自動車による輸送

（２）鉄道による輸送

（３）ヘリコプター等による輸送

（４）航空機による輸送

第４　輸送手段の確保

１　自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのための自動車の確保を次のとおり行う。

（１）町有のもの

ア　総務部が稼働可能数の掌握、配車を行う。

イ　配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部に要請を行う。

（２）その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

（３）応援の要請

本部長（町長）は、本町内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

ア　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）

イ　車両等の種類及び台数

ウ　輸送を必要とする区間及び借上げ期間

エ　集結場所及び日時

オ　その他必要事項

２　鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、本部長は真岡鐵道株式会社に要請を行う。

３　ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第５　緊急通行車両

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより茂木警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

１　明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するのもとする。

（１）番号標に表示されている番号

（２）輸送人員又は品名

（３）使用者住所、氏名

（４）輸送日時

（５）輸送経路

（６）その他必要事項

2　掲示場所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を携帯するものとする。

〈緊急通行車両の標章〉



第６　輸送体制整備

町は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を整備する。

1　救援物資集積場所の指定

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

救援物資の集積場所

名　　称	所　在　地	電話番号
市貝町役場	市貝町大字市塙 1280	68－1111
市貝町保健福祉センター	市貝町大字市塙 1720－1	68－3151

2　緊急輸送道路の確保

町及び県、国土交通省関東地方整備局は、緊急輸送道路の維持管理保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送路として確保する。

緊急輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。災害が発生した場合には、町は効率的な緊急輸送が行えるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町役場、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所など町の防災拠点とを結ぶ町道を優先して啓開する。

3　臨時ヘリポートの整備

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

第７　交通対策

1　交通規制の根拠

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときに行う交通規制の根拠は、次のとおりである。

交通規制の実施にあたっては、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 栃木県知事 市貝町長	ア　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 イ　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。	道　路　法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合。	道路交通法 第 6 条第 2 項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 4 項

2　災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

町は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、県、警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

警察署（県警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、県及び町に連絡する。

（1）　道路管理者

ア　点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い町及び警察署に連絡する。

イ　通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　道路啓開

緊急措置として、交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。

優先順位は、以下のとおりとする。

①緊急輸送道路に指定している路線

②病院、総合支所、警察署及び消防署等の防災関係機関を結ぶ路線

③主要な防災拠点に接続する路線

（2）警察署（県警察）

ア　道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施する。

イ　区域規制

被災地の状況等に応じて、県、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ　交通管制

交通関係機関に報告のうえ、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

（3）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は､警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

（4）交通規制の標識等の設置

警察署（県警察）及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

3　緊急交通路の周知

警察機関は、交通規制を実施したときは、直ちに町、県及びその他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により町民等に周知徹底を図るものとする。

4　道路の通行機能の確保

（1）路上の車両等の撤去

ア　実施責任者

鉄道及び道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

イ　障害物の除去を優先に行う路線等

①緊急輸送を行ううえで重要な施設（緊急交通路等）

②住民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）

③災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線をはる道路）

④その他災害応急対策活動上重要な施設

ウ　資機材の確保

町は、町の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、速やかに調達する他、他の市町や県に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

エ　障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

（２） 道路の応急復旧

ア　町の管理する道路

①被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

②被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

③通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ　その他の交通施設

国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被害状況によって、連絡、応援を行う。

第８　災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

１　輸送の範囲

（１）被災者の避難のための輸送

（２）医療及び助産のための輸送

（３）被災者の救出のための輸送

（４）飲料水の供給のための輸送

（５）救助用物資の輸送

（６）死体の捜索のための輸送

（７）死体の処理のための輸送

２　実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間

３　費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達及び供給活動

〔総務班、配給班、農政班、商工観光班、給排水建築班、ボランティア班〕

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、町及び関係機関は、相互に連携して調達及び供給体制を確立する。

第１　基本方針

１　実施体制

町は、被災者、災害応急対策従事者等に対する給食を実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を要請する。

２　季節への配慮

町は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

第２　給食

１　供給の対象

町は、次に掲げる者で、食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当っては、避難行動要支援者に配慮した品目選定を行う。

（１）炊き出しによる給食を行う必要がある被災者

（２）ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

（３）災害地における救助活動、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者

２　実施責任者

食料供給の実施は基本的に町長〈本部長〉が行う。ただし、町のみでは実施不可能な場合は、近隣市　町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

３　食料の調達、供給

町は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

（１）主要食料の調達

町は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア　町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ　応援協定に基づき、他市町村から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ　上記ア、イによって不足する場合、応急食料の配給を知事に申請する。

エ　上記ア、イ、ウによっても不足する場合や災害救助法が適用された場合は、町は県に要請して政府保有米、政府保有乾パンの供給を受けるものとする。

（２）副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、町内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、応援協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

（３）調達時の留意事項

ア　被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かいものなど)。

イ　梅雨時期などは特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

（４）米飯の炊出しのための施設は、町内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設

を必要により利用するものとする。

4　食料の集積場所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、民生部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

救援物資の集積場所

名　　称	所　在　地	電話番号
市貝町役場	市貝町大字市塙 1280	68－1111
市貝町保健福祉センター	市貝町大字市塙 1720－1	68－3151

5　災害救助法による実施基準

（1）炊出し等の食品給与対象者

国庫負担の対象となる炊出しその他の食品の給与は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給される分に限られる。

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ　住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

エ　旅館やホテルの宿泊人・一般家庭の来訪客等

（2）　食品の給与基準

ア　食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとする。

イ　給与の費用は、災害救助法施行細則第４条で定められた額以内とする。（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）

6　食品給与費用として国庫負担の対象となる経費

（1）主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

（2）副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）

（3）燃料費（品目、数量について制限はない。）

（4）雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

7　食品給与期間

災害発生の日から７日以内（ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内を現物支給）ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第３　給水

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

１　実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、基本的に町長（本部長）が行う。ただし、町で対処できないときは、芳賀中部上水道企業団を通じ、他市町村、又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。

２　実施方法

（１）飲料水の確保

ア　町は、芳賀中部企業団に要請して、飲料水の確保を行うとともに、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ　町は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。

ウ　プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

エ　町は、災害の発生に備え、災害用浄水器が常に良好な状態を保つよう、使用点検等を行う。

オ　町は、県と連携し、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

（２）必要給水量

給水は、１人１日３リットルを確保するものとする。

（３）優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

（４）応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

３　資機材及び技術者の確保

（１）交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

（２）給水の早期実施体制確立のため、給水の必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

４　応急給水用資機材、施設等の現状

（１）給水用資機材

給　水　車	給 水 タ ン ク	ポ リ タ ン ク
―	１トン×２基	20 リットル×50 個

（２）配水池

池　数	貯水能力（m^3）
4	107,000

（３）鋼鈑プール等

中　学　校	小　学　校	その他	計
1	3	1	5

5　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水の実施基準は、次のとおりとする。

（1）対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（2）支出できる費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

6　期間

飲料水供給の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4　生活必需品等

災害時における生活必需品等の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

1　実施責任者

被災者に対する生活必需品等供給の計画の策定、実施は、基本的に町長（本部長）が行う。

2　生活必需品の確保

（1）供給方針

町は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

（2）物資の確保

ア　町内販売業者等からの調達

町は、市貝町商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ　応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町村から必要な物資の供給を要請する。

ウ　県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間かかかる場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

（3）調達時の留意事項

ア　被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目、量）し、重複等しないようにする。

イ　季節、被災者の年齢に考慮した物資を調達する。

ウ　仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

3　生活必需品等の集積場所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、民生部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

救援物資の集積場所

名　　称	所　在　地	電話番号
市貝町役場	市貝町大字市塙 1280	68－1111
市貝町保健福祉センター	市貝町大字市塙 1720－1	68－3151

4　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用される場合には、次の基準により被服、寝具その他の生活必需品の給与、貸与を行う。

（1）対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（2）給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　被服（洋服、作業服、子供服、肌着等）

ウ　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

エ　炊事用品（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

オ　食器（茶碗、皿、箸等）

カ　日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）

キ　光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

ク　避難行動要支援者(高齢者、障がい者、難病患者等)の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

（3）給（貸）与期間、限度額、支給方法

ア　給（貸）与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣道理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

イ　限度額

災害救助法施行細則第４条で定められた額以内とする。

ウ　支給方法

物資の被災者への支給は、町が実施する。

なお、県が確保した物資については、本町までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、町が実施する。

第１１節　救急・救助活動計画

〔総務班、市貝分署、消防団〕

災害により被災した者に対し、町は県、警察、消防機関、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第１　自主防災組織等地域住民の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織等地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１　関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・傷病者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

２　初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、傷病者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、傷病者の保護にあたる。

また、自主防災組織等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、要救助者、傷病者の保護にあたる。

３　消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第２　町、消防機関の活動

町、消防機関は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

１　救助活動の実施

（１）災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。
なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

（２）救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定等に基づき近隣市町村に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

２　救護活動の実施

（１）町は直ちに、地元医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

（２）多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

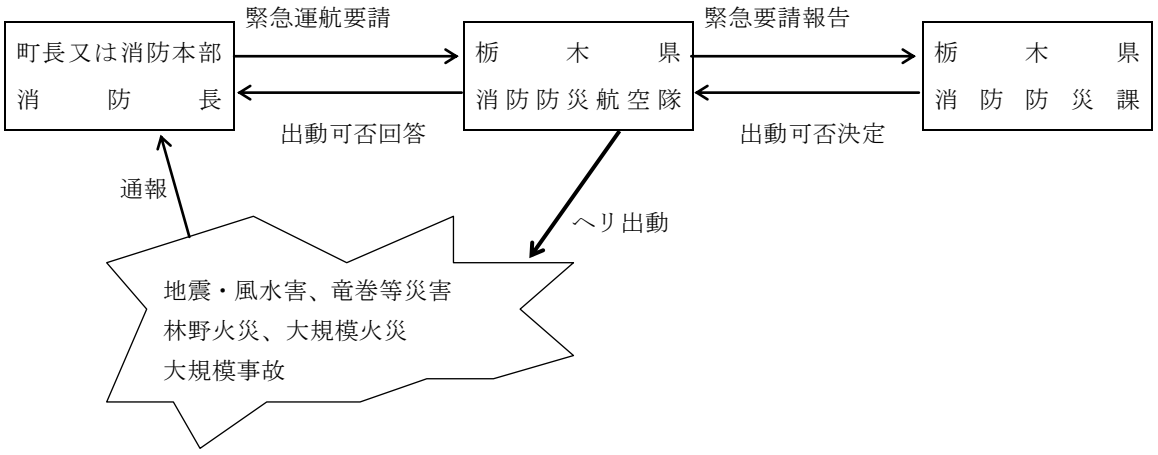
（３）重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県に県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

３　町長等からの緊急運航の要請

町長又は消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫っ

た必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



4　ヘリコプター活動体制

県、町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

町は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、町は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

第３　県、警察、自衛隊との連携

町は、警察の救助活動の応援を求める場合は茂木警察署に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼するものとする。

町、消防機関は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の救出・救助活動の実施に当たっては迅速適切な実施に協力するものとする。

第１２節　医療・救護計画

〔総務班、防疫医療班、福祉班〕

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

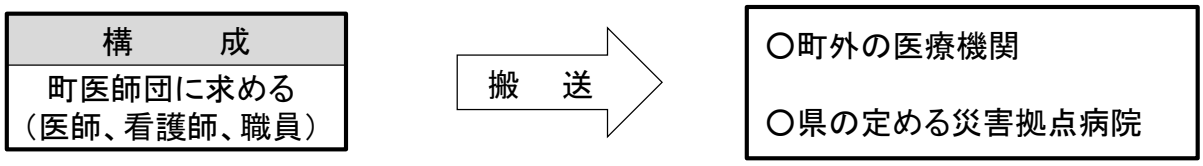
第１　実施責任者

被災者に対する医療の実施は基本的に町長（本部長）が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

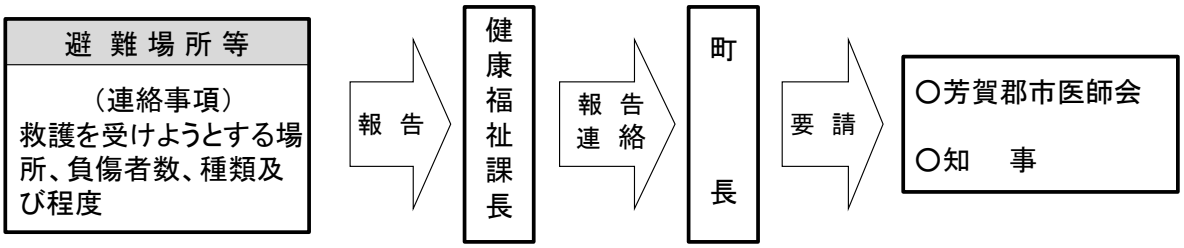
第２　救護班の編成

１　災害時における医療・助産活動の万全を期すため、民生部防疫医療班を中心に救護班を編成しておくものとする。

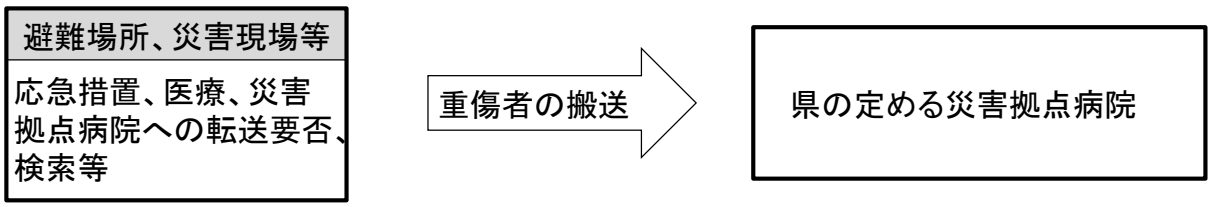
（１）救護班の編成



（２）救護班の派遣



（３）救護所の設置



２　医師会、健康福祉センター、消防署等との緊密な連携を図るものとする。

３　患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平時、主旨を徹底し編成準備しておくものとする。

第３　仮設救護所の設置

適切な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に仮設救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第４　実施方法

１　医療及び助産は、救護班により行う。

2　町の救護班で間に合わない場合は県に救護班の派遣を要請するとともに、救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は患者を最寄の診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。

3　災害時におけるり災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり老人等に対しては、特に留意する。

4　関係機関団体の実施すべき業務は別表のとおりとする。

第５　医薬品の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町村から調達し、あるいは県に要請して確保する。

第６　災害救助法による実施基準

1　災害救助法による医療救護の基準

（1）実施体制

医療救護は、災害のため医療の途を失った者に対して実施されるが、これは応急的救助であって、救護班によってなされるのが原則である。

（2）医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（3）医療のため支出できる費用

救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情がありやむを得ない場合に、救護班によらず一般の病院、診療所において治療を受けたときには、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

（4）期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

2　災害救助法による助産の基準

（1）災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

（2）助産の範囲

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

（3）助産のため支出できる費用

救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、その地域の慣行料金の８割引以内とする。

（4）期間

分娩の日から７日以内とする。

別表

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
市貝町	1　市貝町防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。 2　前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄、定期総合訓練を行う。 3　災害事前情報の収集、一般への広報活動を行う。 4　救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてるべき建物を調査し、その名簿を備えておく。	1　災害、事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況（規模、内容）を把握する。 2　郡市医師会長に救護班の出動（又は追加出動）を要請する（消防本部、警察署が緊急措置として最寄医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する）。 3　消防本部、町職員による救出班を編成し、現場に派遣する。 4　県東健康福祉センター、県、その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。 5　救護活動全般の連絡、指揮にあたる。	1　警察署、その他関係機関に要請し、現場と町役場間の通信網の確保を図る。 2　災害状況に応じ現地医療指揮者、現地総括者を指名し、現場に派遣する。 3　災害状況に応じ、現場付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。 4　現場からの状況報告に応じ、郡市医師会長、隣接市町村長、県、県医師会長等に対し、救護班等の町域以外からの応援出動を要請する。 5　医薬品、医療器材、その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。 6　必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1　現場医療指揮者からの報告に基づき、患者受入れ医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を郡市医師会長と協議して行う。 2　緊急度に応じて消防・防災ヘリコプターや救急車の出動要請を行う。また、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上げ配車等を行う。 3　必要に応じ、県医師会長に対し、町以外の医療機関の選定、患者受入れ待機等を要請する。	1　災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し県、その他関係機関へ報告する。 2　救助、救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。 3　必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国、その他関係者に補助（又は負担）を求める。 4　現場の事後整理を行う。
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	1　市貝町地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2　必要器材等の確保、整備等を図っておく。 3　職員に対する教育、訓練を随時実施しておく。	1　災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、町長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2　町長の命令により救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団、地域住民に応援を求める。 3　必要に応じ、緊急措置として最寄医療機関の出動を要請し、その旨を町長に報告する。	1　傷病者の救出、現地救護所までの搬送にあたる。 2　現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。	1　現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2　救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3　傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。	1　活動の結果を関係機関に報告する。

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
県東健康福祉センター	1　災害発生時における活動計画を策定し、訓練の実施に努める。 2　管内関係機関と連絡、調整を行っておく。	1　町長から災害等発生の通報を受けたときは、直ちに職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2　県に災害状況を報告し、町長、その他の関係機関と連絡、協議を行う。	1　救護班の出動、支援援助及び現場付近の公衆衛生活動に従事する。 2　救助班、救護班等に対する医療器材の補給及びその確保のための連絡のあっせん等を行う。		1　県へ報告を行う。
県	1　関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2　総合防災訓練を実施、指導する。 3　災害事前情報の収集、関係機関への通報、一般への広報活動を行う。また下部機関への待機指令を行う。	1　町長、県東健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは職員を派遣し、状況を調査する。 2　町長、県医師会長、県警察本部、その他関係機関と連絡、協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3　必要な場合は、自衛隊、日赤県支部、その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4　国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。	1　下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2　必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付、現地活動に対する指導、助言を行う。 3　町長等の要請に応じ、災害地隣接市町村、消防本部、自衛隊、日赤県支部、その他関係機関の応援出動を要請する。	1　町長等の要請に応じ、搬送車両の貸与、あっせん等を行う。 2　町長等の要請に応じ、県医師会長に対し町外の医療機関の選定、傷病者受入れ待機等を要請する。	1　町長その他関係機関との連絡調整を行う。 2　必要に応じ町に対する県費補助を行う。 3　国に対する報告を行う。
芳賀郡市医師会	1　県医師会の指導、町の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。 2　町長が準備した医療用器材類を備蓄しておく。 3　傷病者収用医療機関をあらかじめ定めておく。 4　上記結果を県医師会長に報告する。	1　町長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2　県医師会長に状況を報告し、必要に応じて応援救護班の派遣要請を行う。	1　災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2　町長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。	1　現地からの報告に基づき、町長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2　傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。	1　町長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。
最寄りの医療機関		1　消防本部、警察署から緊急出動を要請されたときは、直ちに出動し、その旨を市貝医師団代表に通報する。	1　災害現場の応急医療に従事する。 2　他の救護班が到着後は、これに合流する。		1　活動結果報告書を市貝医師団代表に提出する。

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
自衛隊	1　災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2　必要器材の確保、整備を図っておく。	1　知事の要請に基づき、救出班、救護班を派遣する。	1　災害現場において傷病者の搬出、応急医療に従事する。	1　知事の要請に基づき、傷病者搬送のための車両、ヘリコプター等を派遣する。	1　上級機関への報告を行う。
日本赤十字社栃木県支部	1　災害発生時に対処する活動計画の策定、各日赤病院に対する指導、訓練の実施に努める。 2　必要器材等の確保整備を図っておく。	1　知事の要請に基づき救護班を派遣する。	1　災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。		1　上級機関への通報を行う。
運輸機関	1　災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。2必要器材等の確保整備を図っておく。	1　事故発生の責任を負う場合は、直ちに町、県に対し災害発生を通報し、応援を要請するとともに、救出班、救護班を派遣する。 2　町との通信連絡を常時確保する。	1　災害現場において傷病者の救出、応急医療に従事する。 2　災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し必要な器材を補給する。 3　衣料品、医療器具、その他必要資材類の確保、現場への補給にあたる。 4　必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1　必要に応じ、傷病者搬送のための車両を提供、確保等に努める。	1　事故原因等を調査記録し、関係機関へ報告する。 2　現場の事後処理を行う。 3　救助、救護活動に要した経費を支弁する。
現地医療指揮者	1　市貝町防災会議医療部会において、医療関係者の中から適任候補者を定めておく。	1　町長は、災害等の状況により必要と認めたときは、候補者を現地医療指揮者に指名し、現地に派遣する。	1　災害現場、現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 2　救護班ごとの分担の決定、傷病者の症状別区分整理を行い、必要な場合は町長に対し、応援、器材補給の要請等を行う。 3　現地総括者と協議し、業務調整、他の部門からの応援の要請等を行う。	1　現地総括者に配車を依頼する。 2　町長に傷病者の搬送を依頼し、受入れ医療機関の決定、通報を求める。 3　救急車に受入れ医療機関名を指示し、傷病者搬送を委託する。必要に応じ、救急車に医療関係者の同乗を指示し、搬送中の傷病者の処置にあたらせる。	1　現地活動結果を町長に報告する。

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
現地総括者		1　町長は、災害の状況により必要と認めたときは、町職員の中から適任者を指名し、現地に派遣する。	1　現地医療指揮者と現場出動の各部門責任者との現場活動が円滑に推進されるよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 2　町長に現場の状況を報告し、必要な措置を求める。	1　現地医療指揮者の要請に応じ、搬送部門に通報し、車両の確保、配車を行う。	1　現地活動結果を町長に報告する。

第１３節　農業対策計画

〔農政班、町民くらし班〕

災害により被害を受けた農作物（畜産物、繭、水産物を含む。）等の応急対策を円滑に実施するため、町は、県及び農業関係団体等を連携して災害応急対策を実施する。

第１　実施責任者

農作物、農業施設等に対する凍霜害等の農業災害対策については、町長（本部長）の指示により、産業建設部が行う。

第２　農業用施設に対する応急措置

１　災害発生の未然防止

（１）施設の点検、監視

各施設管理者は、風水害、竜巻の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

（２）関係機関への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と求められる場合は、県、町、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（３）災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を関係町（消防機関を含む。）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

２　被害状況の把握

町は、関係土地改良区等と相互に連携し、農作物、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、芳賀農業振興事務所に報告する。芳賀農業振興事務所は、被害報告をとりまとめ、県（農地整備課）に報告する。

３　応急対策の実施

（１）施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア　発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに町及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ　土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等応急工事を実施する。

ウ　集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ　ため池等の施設管理者は、気象、水位の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

（２）町及び県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

第３　農作物に対する応急措置

１　被害の状況、作目等、被害の実態により、農業協同組合及び県に対して技術指導を依頼する。

２　肥料、苗及び種子等の応急確保について、農業協同組合及び国、県へ協力を要請し、措置する。

第４　病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

１　実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握すると共に、県に報告するものとする。

２　防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期防除を実施するものとする。

第５　家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

１　家畜伝染性疾病予防実施体制

町は、被災地における予防対策を実施する。

２　応急対策の実施

（１）家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

（２）感染症のまん延防止等に配慮し、畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防等、防疫措置をとる。

３　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については第 16 節「保健衛生活動」に準じて行う。

第１４節　林野火災対策計画

〔総務班、農政班、市貝分署、消防団〕

山間部等で発生する林野火災は、火災の発見が遅れる可能性があり、また、消火活動も困難を伴うなど、火災の拡大が危惧される。火災発生時には、県や他市町村、関係機関との連携のもと迅速な消火活動を行うとともに、周辺住民の安全を守るため、避難措置や援護措置を講じる。

第１　通報

消防部は、林野火災発見者から火災の通報を受けた場合、迅速に消火体制をとるとともに、火災規模にかかわらず、総務部及び県（消防防災課）に通報する。

総務部は、町長、町関係部長、関係機関等に連絡する。

また、連絡を受けた農政班は、把握した火災状況を県東環境森林事務所へ報告する。

第２　被害状況の把握

県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、空からの火災状況の把握や現地消防署員等からの火災状況の把握に努めるとともに、周辺住民への広報や避難措置等の応急対策及び必要に応じて災害対策本部の設置準備を進める。

第３　災害対策本部の設置

本編３章第１節「活動体制計画」第３「災害対策本部」及び第４「職員の配備体制」により、必要に応じて災害対策本部を設置する。

第４　延焼の防止

消防部は火災の規模により出動消防部隊を増強するとともに、地形や風向等から防火帯を設けるなど、火災の延焼を防止するため必要な措置を講じる。

第５　応援要請

火災の状況により、町独自の消防力では対応が困難であると判断される場合は、消防相互応援協定等に基づき協定締結市町村に応援要請を行う。

消防長は、ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合には、町長に報告し、県及び他市町村が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。

また、状況等により県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

第６　広報

火災の状況や避難住民のとるべき措置について、周辺住民に町防災行政無線及び広報車等により広報する。

第７　避難勧告・指示・警戒区域の設定

火災が拡大し、住宅等に延焼するおそれがあるときは、関係住民に避難勧告又は避難指示を行う。

また、状況により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去命令を発し、関係住民の身の安全を守る。

第８　援護措置

避難住民の避難所として、学校・地区公民館等の町の施設を提供するとともに、必要な援護措置を講じる。

第１５節　保健衛生計画

〔防疫医療班、町民くらし班、福祉班〕

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなる。

このため、町は県と連携して、被災地における感染症の発生予防、まん延防止、食品衛生監視等の保健衛生対策の的確な実施を図る。

第１　実施体制

被災地における感染症予防対策、食品衛生の確保対策等の保健衛生に関する対策は、基本的に町長が行うものとする。ただし、町のみで対処が困難な場合は、県（県東健康福祉センター）、近隣市町等の関係機関に応援を要請する。

第２　感染症対策活動の実施

１　物資の確保

消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

２　検病調査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

３　消毒の実施

井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

４　飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

５　予防対策の周知・指導

避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

６　感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

７　県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

第３　食品衛生の確保

災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。

１　食品衛生の確保、監視班の監視要請

町長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、被災者に対する安全で衛生的な食品を供給を行う。

また、状況により、県に対して被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

2　実施方法

（1）被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

県は、関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視班による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

ア　手洗消毒の励行

イ　食器、器具の洗浄消毒

ウ　原材料、食品の適正保管

エ　飲料水の衛生的取扱い

オ　食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

（2）被災地営業施設の監視指導

県は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア　浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

イ　停電により適温で保存されないため腐敗、変色した食品の供給防止

ウ　施設、機械、器具の洗浄消毒

エ　使用水の現場検査

オ　従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

カ　食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

第４　資器材の備蓄、調達

1　感染症対策・保健衛生用資器材の備蓄対策

（1）感染症対策活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。

（2）大規模な災害発生時等における防疫活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

2　調達計画

（1）町内業者から調達

災害発生後、速やかに感染症対策・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

（2）応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な感染症対策･保健衛生用資器材等が確保できない場合は､応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第５　動物取扱対策

1　動物保護管理対策

町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助･搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。

（1）実施体制

被災地における予防対策は、町が実施する。

（２）応急対策の実施

町は、次の応急対策を実施する。

ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やＦＡＸを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。

２　死亡した獣畜等の処理

（１）実施体制

被災地における、死亡した獣畜等の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、町が行う。

町は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、県と協力して適切な措置（許可等取得）を実施する。

（２）実施方法

ア　町が実施する対策

（ア）死亡した獣畜等の回収等適切な措置の実施

（イ）死亡した獣畜等の処理にあたっては、死亡した獣畜等取扱場で死亡した獣畜等の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ａ　移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

ｂ　移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ　県が実施する対策

（ア）死亡した獣畜等の処理について指導、助言

（イ）必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

（３）処理方法

ア　埋却

死体を入れてなお地表まで１ｍ以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ　焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約１ｍの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

第５　保健対策

１　健康調査、健康相談

町は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

２　精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、被災者等のメンタルヘルスケアの対策を実施するため、町だけで対応困難である場合、県に派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

３　栄養指導活動

町は、県（県東健康福祉センター等)、関係団体と連携して、避難所等での巡回指導・相談、支援などを行う。

第１６節　障害物除去計画

〔総務班、町民くらし班、土木班、福祉班〕

災害により、土木、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、道路又は河川の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

第１　実施責任者

１　町は、町民に対し家屋等に流れこんだ土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアの協力を求める。

２　障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第２　住居内障害物の除去

１　実施方法

（１）対象

障害物の除去の対象になるものは、日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたもので、自らの資力では当該障害物を除去できないものとする。

（２）応援要請

町は、町内建設業者等の協力を得て速やかに除去を行うものとするが労力、機械力等が不足する場合は、県や隣接市町村に対して応援を要請するほか、ボランティアの協力を仰ぐ。

２　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

（１）除去の期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

（２）費用の限定

１世帯当たりの支給額は、災害救助法に定める金額の範囲内であって、その内訳はロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費である。

第３　河川の障害物の除去

河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

第４　道路の障害物の除去

町は、道路上の障害物の状況を調査し、町道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、緊急輸送道路を優先するなど、道路の緊急度に応じて実施するものとする。

第５　障害物集積所の確保

障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保する。

第１７節　遺体の捜索・処理・埋葬計画

〔総務班、町民くらし班、市員分署、消防団〕

第１　責任者

災害による死亡・行方不明者の捜索及び遺体の処理は、基本的に町長が関係機関の協力のもとに実施する。

第２　行方不明者及び遺体の捜索

１　行方不明者

（１）行方不明者の届出の受理は民生部において取扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難である場合は、電話等をもって連絡する。

（２）捜索は民生部及び消防部が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の協力を得て実施するものとする。

２　遺体

（１）遺体の捜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

（２）遺体の捜索活動は、本部及び消防団が警察との相互の連絡を密にし、これを実施するものとし、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

（３）人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、民生部及び警察に通報するとともに身元確認を行うものとする。

第３　遺体の検案

１　実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、茂木警察署、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

２　実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

（１）地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

（２）身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる寺院、公共建物又は公園等を遺体収容（安置）所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

（３）捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

第４　遺体の収容、安置

１　身元確認

警察の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

２　遺体収容（安置）所の開設

民生部及び消防部は、寺院、公共建物又は公園等死体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安

置）所を開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕を設置してこれを開設するものとする。

第５　埋・火葬

１　実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

２　埋葬の実施方法

（１）民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

（２）災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県と協力して応急仮設火葬場を設置する。

（３）縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

（４）遺体を土中に葬る場合は、所要の地積を確保する。

第６　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、次の基準により実施する。

１　遺体の捜索

（１）遺体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その地域の通常の実費とする。

（２）遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。

２　遺体の処理

（１）遺体の処理のため支出できる費用

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

イ　遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内（遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ウ　検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額以内とする。

エ　遺体の処理のために必要な輸送費、賃金職員等雇上費は、その地域における通常の実費とし、既存建物利用できない場合で遺体の一時保存のための輸送費、賃金職員等雇上費は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（２）遺体の処理期間

遺体の処理は、原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。

３　遺体の埋葬

（１）埋葬のため支出できる費用

原則として、棺、埋葬又は火葬、骨つぼ及び骨箱の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（２）埋葬の期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。

（３）遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

ア　遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が、混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

イ　遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、アに準じて実施する。

第１８節　廃棄物処理計画

〔町民くらし班〕

災害により発生した廃棄物を的確に処理するため、その実施体制を整備する。

第１　実施責任者

ごみ及びし尿の処理は基本的に町長（本部長）が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」に基づき、県、他市町又は民間業者等の応援を求めて実施する。

第２　ごみ処理

１　実施体制

町は、災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理する。

その実施については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合には、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」等に基づき、県、他市町、民間業者等の応援を求め、緊急事態に対処する。

２　排出量の推計

町は、災害により、家財等のごみが一時大量に排出された場合、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流失家屋等からのごみの排出量を推計し、その処理にあたる。

３　収集運搬

（１）町は、必要により労働者の臨時雇用、他市町村からの人員、器材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

（２）ごみ及び粗大ごみは、芳賀郡中部環境衛生事務組合及び平成 26 年度よりその機能が移転する芳賀地区エコステーションのごみ処理施設で処理するものとするが、災害時には粗大ごみ等が大量に排出され、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置きするなど方策を講じる。

ア　熱回収施設

事務組合名	構成市町	施設名	施設の所在地	稼働開始年度	規模	施設数	処理方式	排煙処理施設
芳賀地区広域行政事務組合	真岡市 益子町 市貝町 芳賀町 茂木町	ごみ焼却処理施設	真岡市堀内地内	平成 26 年～	143 t（71.5 t×２）／日	1	流動床式ガス化溶融炉方式	バグフィルター

イ　不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

事務組合名	構成市町	施設名	施設の所在地	稼働開始年度	処理能力	施設数	処理方式
芳賀地区広域行政事務組合	真岡市 益子町 市貝町 芳賀町 茂木町	リサイクル施設	真岡市堀内地内	平成 26 年～	19ｔ／5h	1	破砕･圧縮併用

（3）災害によって発生したごみは、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合、道路等に散在し緊急に処理を必要とする場合には、町が収集処理する。

（4）町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

4　災害廃棄物の種類ごとの個別対応方針

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

（1）可燃物

ア　焼却施設に搬入可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ　プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ　公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

（2）不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

（3）災害復旧等に伴い発生する土砂等

ア　廃棄物が混入している土砂は、できるだけ廃棄物を取り除き埋立等の処分を行う。

イ　取り除いた廃棄物は、原則として町が処理・処分を行い、その方法は災害廃棄物に関する対応と同様に取り扱う。

5　隣接市町村、関係機関との協力体制の整備

町のみでは処理が困難な場合は、近隣市町村に対し、災害廃棄物の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。

また、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」に基づき、県、他市町、民間業者等に対し、災害廃棄物の収集運搬の協力要請を行う。

6　国庫補助制度の積極的活用

県の指導を受け、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第３　がれき処理

１　実施体制

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立する。また、町有地や各自治会における特定の場所をあらかじめ災害廃棄物仮置き場の候補地として選定するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

２　排出量の推計

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋等からの排出量を推計し、その処理にあたる。

３　がれき処理の留意事項

（１）適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

（２）環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

（３）がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

（４）土砂を取り除いた廃棄物は、原則として町が処理・処分を行い、その方法は災害廃棄物に関する対応と同様に取り扱う。

第４　し尿処理

１　実施体制

町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、原則として町で対応するものとするが、特に甚大な被害を受けた場合は、県に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態に対処する。

２　排出量の推計

町は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を講ずる。

３　収集運搬

（１）町は、必要によりし尿くみ取り業者への委託、他市町村からの機材、人員の応援を求め、運搬体制を確立する。

（２）被災地における感染症対策の面から、不要となった便槽に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

４　処分

収集したし尿の処理は、原則として芳賀地区広域行政事務組合で行うものとするが、災害により処理施設に支障がある場合及び多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、環境衛生上支障のないよう特に注意して処理する。

し尿処理施設

事務組合名	施設名	施設の所在地	運転開始	処理能力	処理方式（高度処理設備）
芳賀地区広域行政事務組合	第１環境クリーンセンター	益子町七井2430	昭和60年11月	90kl／日	低希釈二段活性汚泥法（凝集沈殿、砂濾過、オゾン）

第４　死亡獣畜の処理

死亡した獣畜等の処理については、第15節「保健衛生活動」に準じて行う。

第１９節　文教対策計画

〔学校教育班、配給班〕

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

第１　実施責任者

町立の学校における災害応急教育、避難、学用品の調達等に関する対策は、基本的に町長（本部長）が実施するものとする。

第２　校長の応急措置

１　校長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

２　校長は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は町教育委員会に報告する。

３　校長は、災害時の状況により、町教育委員会と連絡調整のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動停止などの適切な措置を講じ、児童・生徒の安全の確保に努める。

第３　応急時の教育に実施

１　教育施設の確保

（１）町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 町民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内大部分についての災害を受けた場合	隣接市町の学校、公民館等公共施設

（２）被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（１週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、逆に仮教室が町民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

２　教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

（１）欠員者の少ない場合は学校内で操作する。

（２）災害を免れた学校の教職員を適宜災害の学校に応援させ、教育の正常化に努める。
（３）被災の状況がひどく、(1)、(2) によることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

第４　防災拠点としての役割

避難所、避難所等の防災拠点としての役割を果たすため、校長、公民館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第５　避難

１　実施責任者は、校長とする。
２　避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、１クラス１名の教職員を必ず付けて誘導する。
３　校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
４　その他児童・生徒等の避難計画は、本章第５節「避難対策計画」に準じて実施するものとする。

第６　給食に関する措置

学校給食はできるかぎり継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

１　災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
２　給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
３　感染症、その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
４　給食物資の調達が困難なとき。
５　その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分な注意が必要である。

６　学校の衛生管理
（１）学校施設の衛生方法等
（２）り災教職員、児童・生徒等の健康管理方法

災害の状況によっては、被災学校の教職員、児童・生徒等に対し、感染症予防接種や、健康診断を保健所に依頼し実施するものとする。

第７　応急教育計画作成上留意すべき点

１　児童・生徒等に対するは災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
２　各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編成、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
３　休業の実施及び授業が不可能になる事態が予想される場合の学習内容･方法について指導する。
４　授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行うものとする。

第８　学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。
学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。
災害救助法が発動された場合の学用品の給与は、町長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

1　対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。

2　給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

（1）教科書

（2）文房具

（3）通学用品

3　費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

（1）教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条第１項に規定する教科書、教科書以外の図書その他教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

（2）文房具、通学用品費

小学校児童・中学校生徒の１人当たりの支給額は災害救助法に定める金額の範囲内とする。

4　給与の期間

災害発生の日から教科書については１月以内､その他の学用品については 15 日以内に完了する。

第９　文化財の保護

1　災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を町教育委員会へ通報する。

町教育委員会は、被害状況を速やかに県教育委員会に通報し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2　災害状況の調査、復旧対策

町教育委員会は、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画を支援するものとする。

第 10　社会教育施設における応急対策

公民館長は、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し町教育委員会に報告する。

第２０節　住宅応急対策計画

〔総務班、給排水建築班〕

災害のため住家に被害を受け、自己の資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急処理を実施し、被災者の一時的な居住の安定を図る。

第１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設、あっせん及び住宅の修理は、基本的に町長（本部長）が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、協定締結市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は基本的に知事が実施する。

第２　実施方法

１　供与の対象者

（１）応急仮設住宅の入居基準

次の条件に該当する世帯とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の災害時要支援者に十分配慮する。

ア　住家が全壊、全焼、流失した世帯であること。

イ　居住する住家がない世帯であること。

ウ　自己の資力では住宅を確保することができない世帯であること。

２　設置場所の選定

（１）建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

（２）相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

３　建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者と協定して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。

４　管理及び処分

（１）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（２）応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第３　災害救助法の実施基準

１　応急仮設住宅

応急仮設住宅の実施基準は、次のとおりである。

（１）応急仮設住宅の対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることができない者とする。

（２）規模、費用の基準

１戸当たり 29.7 ㎡を基準とし、費用は災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（３）建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

（４）供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第３項による期限内（３か月。特定行政庁の許可を受けた場合は２年）とする

２　住宅の応急修理

住宅の応急修理の実施基準は、次のとおりである。

（１）応急修理の対象者

住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。

（２）費用の基準

１世帯当たり災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（３）修理箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

（４）応急修理期間

災害発生の日から１月以内に完了する。

第２１節　労務供給計画

〔総務班、商工観光班〕

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

第１　実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については、それぞれの実施機関が行う。

第２　要員の確保

災害時における必要な要員の確保・配分は、総務部が行うものとするが、労務供給者の確保及び職業安定所等との連絡は産業建設部が行う。

各部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

（１）雇用の理由
（２）所要職種別人員
（３）作業内容
（４）雇用期間
（５）就労場所
（６）賃金の額
（７）労務者の輸送方法
（８）その他必要事項

第３　要員の確保が困難な場合の対応

町は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

（１）相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
（２）県への要員確保依頼
（３）指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

第４　災害救助法を適用した場合の要員の確保

町、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

なお、労働者の雇用による要員の確保については、それぞれの応急対策の実施機関が行う。

１　雇用できる労働者の範囲

（１）被災者を避難させるための労働者
（２）医療、助産における労働者
（３）被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末するための労働者
（４）飲料水を供給するための労働者
（５）救援用物資の整理、輸送、配分するための労働者
（６）死体の捜索のための労働者
（７）死体の処理のための労働者

２　実施期間

前項の各救出の実施が認められる期間。ただし、（１）については１日程度

3　費用の限度額

救出のため支出する費用は、当該地域における通常の実費とする。

第２２節　義援物資、義援金の受入れ・配分計画

〔総務班、財政班、広報班、配給班、福祉班〕

一般の方々から被災者に寄せられる義援物資や義援金を、確実、迅速、公平に配分し、被災者の生活の安定を図る。

第１　義援物資の受入計画

１　義援物資の受入

町は、民生部に義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合わせ等に対応する。また、町は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

２　義援物資集積所

義援物資は次の救援物資集積所に集積し、保管するものとする。

救援物資の集積場所

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
市貝町役場	市貝町大字市塙 1280	68－1111
市貝町保健福祉センター	市貝町大字市塙 1720－1	68－3151

３　義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、救援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

４　義援物資の需給調整

被災地の需要と全国から寄せられる善意を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

第２　義援金の受入れ・配分計画

１　義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

（１）町

（２）日本赤十字社栃木県支部市貝町分区

（３）各報道機関

（４）義援金受付機関等

２　義援金の受入れ

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで保管する。

３　義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

４　配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第２３節　ボランティアの受入れ・活動支援計画

〔総務班、ボランティア班〕

ボランティア活動の重要性が改めて認識されていることから、平常時から地域におけるボランティアの育成に努めるとともに、災害時においては、これらの活動を被災者のニーズと適切に結び付け、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる。

なお、救援活動へのボランティアの受入れにあたっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮するものとする。

第１　ボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

１　災害・安否・生活情報の収集・広報
２　避難所における避難民に対する炊出し、生活支援
３　医療、看護
４　高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
５　清掃、保健衛生活動
６　災害応急対策物資・資材の輸送、配分
７　家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
８　災害応急対策事務の補助
９　その他災害応急対策に関する業務

第２　ボランティア活動の支援調整

被災地における救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。

１　ボランティア活動の総合的窓口の設置

町は、市貝町社会福祉協議会にボランティア情報の担当窓口を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動希望者等に対して広く情報発信を行う。また、ボランティアの受入れ、派遣等を行う災害ボランティアセンターの設置場所の選択は、災害による損傷や二次災害の恐れが少ない施設の中から、災害対策本部において協議の上、本部長が決定し、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応するとともに、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。

２　災害ボランティアセンター活動の支援

町は、県、県社会福祉協議会、関係機関と連携を図りながら、町社会福祉協議会、ボランティア団体等からなる災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報等や活動に必要な拠点、資機材を提供するとともに、連絡調整のための町職員を派遣する。また、設置の事実をホームページ等に公表するなどの町民やボランティアへの周知を図る。

第２４節　公共施設等災害応急対策計画

〔総務班、管財班、広報班、土木班、給排水建築班、市貝分署、消防団〕

災害による道路、鉄道、上・下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第１　道路施設

１　災害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

（１）町職員等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。

（２）町は、真岡土木事務所、警察など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

（３）必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の活用を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。

２　被害状況の伝達

（１）町は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

（２）町は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

３　応急措置

（１）緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

（２）交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第４７条の４に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

（３）交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧事業により、交通の確保を図る。

（４）二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

（５）道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第２　ヘリポート施設

１　実施方針

災害時において救援ヘリコプターの拠点としての機能が果たせるよう施設の早急復旧に努め、円滑な輸送の確保を図るものとする。

２　施設の応急復旧

復旧は、着陸帯などヘリコプターの離発着に必要な箇所から行い、ヘリコプター運航上安全を確保するよう努める。

また、給油施設の損壊等による二次災害の防止に万全を期す。

第３　鉄道施設（真岡鐵道株式会社）

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

１　被害状況等の情報収集・伝達

（１）鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

（２）町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお､被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し､消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

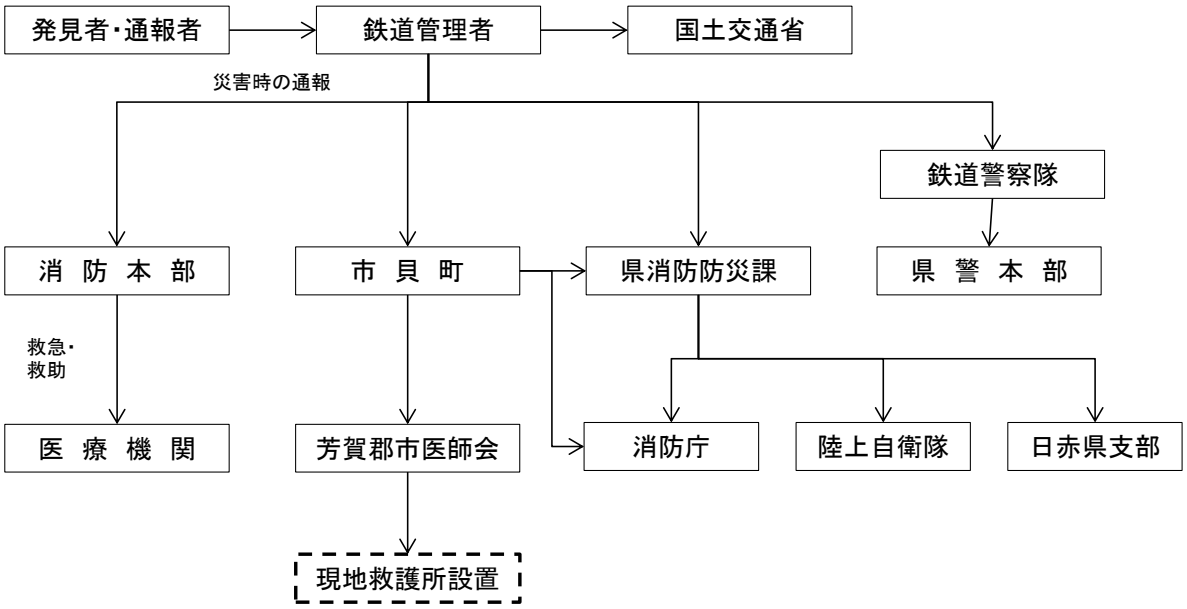
（３）県の情報収集・伝達

県及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察及び防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、必要に応じ自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

２　情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図



（注）１　地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

２　町は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣し、県は必要に応じて情報収集要員を派遣する。

第４　上水道施設

芳賀中部上水道企業団は、災害発生に対し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民へ給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

１　施設の整備、復旧対策資機材等の確保

常に施設の改善整備を図るとともに、主要整備機器、主要管路の資機材備蓄により資機材等の確保を図る。

なお、あらかじめ関係業者に復旧資機材等の優先調達の要請をしておく。

２　工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

３　送配水管等の復旧手順

（１）送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

（２）臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で避難所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置す

る。なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないように努める。

（3）仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

（4）通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

4　広報

給水拠点は、あらかじめ広報誌等で町民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を町民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

5　応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第５　下水道施設

町（産業建設部）は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

1　被害状況の情報収集

災害が発生した場合は、早急に下水道施設の点検を行い、被害状況の情報収集に努める。

2　広報

被害状況の内容に応じて関係機関への連絡、町民への広報に努める。

3　応急復旧

二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

4　復旧計画の策定

処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等施設の態様の違いに配慮し復旧計画を策定する。

（1）応急復旧の緊急度、工法

（2）復旧資材、作業員の確保

（3）技術者の確保

（4）復旧財源の措置

第６　電力施設

東京電力（株）栃木支店は、災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に電力供給の確保を図る。

1　被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、町民への広報に努める。

2　応急措置

（1）要員・復旧資材の確保

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資

材の確保を行う。

（２）電力の融通

東京電力(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

（３）危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

（４）自衛隊の災害派遣要請

東京電力(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

（５）応急工事の実施

東京電力(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

ア　発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

３　広報

東京電力(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第７　ガス施設（ＬＰガス、高圧ガス）

１　応急対策

被災地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

２　復旧対策

（１）被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

（２）緊急を要する重要施設を中心に、機器等を貸し出す。

（３）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

（４）被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

３　広報

（1）二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
（2）被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第８　河川管理施設等

町は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1　監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

（1）出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（町長）は、直ちに真岡土木事務所長に報告するものとする。

ア　消防団が出動したとき。

イ　水防作業を開始したとき。

ウ　堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

（2）出動及び水防作業

ア　水防管理団体の非常配備

（ア）水防管理者（町長）が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

a　水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

b　緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

（イ）本部員の非常配備

水防管理者（町長）はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

（ウ）　消防機関

a　待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

b　準備

大規模な災害により河川施設に被害の起こるおそれがあるとき、水防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は下記によるものとする。

（a）消防団の団長及び団員は所定の詰所に集合する。

（b）水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備を行う。

（c）水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

c　水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2　河川管理施設決壊時の通報処置

災害発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町は、水防法第 25 条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

第９　砂防、地すべり急傾斜地等

町及び防災関係者は、災害発生後、直ちに砂防施設、急傾斜地危険箇所等パトロールを行い、必要に応じて出入り禁止等の措置を行うものとする。

県及び国土交通省管理施設については、当該機関に通報するとともに、必要に応じ道路封鎖等の措置を行うものとする。

また､復旧にあたっては､町内土木業者との協定により迅速に復旧作業を開始するものとする。

第２５節　危険物施設等災害応急対策計画

〔総務班、町民くらし班、農政班、土木班、商工観光班、市貝分署〕

消防法上の危険物、火薬類、ＬＰガス、高圧ガス、毒物・劇物による被害の未然防止又は被害の軽減化を図るため、町及び消防本部、危険物取扱者は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。。

第１　消防法上の危険物

１　災害情報の通報

危険物取扱事業所は、災害等が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

２　応急対策

（１）危険物取扱事業所の対策

ア　危険が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

イ　災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

ウ　危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分に考慮し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

エ　地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

（２）河川管理者の対策

ア　漏洩事故の場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。

イ　漏洩事故の場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

（３）町及び消防機関の対策

ア　町は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて応急対策の活動状況、応援の必要性等について逐次中間報告を行う。

イ　火災・爆発事故の場合、消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

ウ　漏洩事故の場合、消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火

災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

エ　町は、被害の状況により茂木警察署等と協力して避難区域または警戒区域を判断し、区域内町民への広報、避難誘導を行う。

第２　火薬類

１　実施体制

火薬類の製造者、販売業者、消費者等は、火災等により火薬庫等が危険な状態となった場合には、速やかに芳賀地区広域行政事務組合真岡消防署市貝分署、茂木警察署等に通報する。

２　応急対策

（１）事業者の対策

火薬庫等の所有者は、直ちに次の措置を講じる。

ア　貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつける。

イ　移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈めるなど安全の措置を講じる。

ウ　その他、火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の町民に避難するよう警告する。

エ　安全度に異常を呈した火薬類等は破棄する。

（２）町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ町民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

第３　ＬＰガス・高圧ガス

１　実施体制

ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガスによる災害を最小限に止め、地域住民等の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

２　販売事業者等の対策

（１）応急対策

ア　災害情報の通報

販売事業者等は、災害発生地域内の被害状況の把握に努め、関係機関に報告、連絡等を速やかに行う。

エルピーガス協会は、県内各地域の被害状況の把握に努め、県工業振興課に報告、連絡等を行う。

イ　危険防止措置

販売事業者等は、二次災害を防止するため、町民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報をし、消防本部、警察と連携のもとに適切な措置を講じる。

（２）応援、協力

ア　販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ　エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を確保する。

ウ　高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ　高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

3　町の対策

（1）町は、被害の状況により茂木警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

（2）消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

（3）消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第４　毒物・劇物

1　毒物劇物施設等災害対策

（1）実施体制

災害発生時に、被害を最小限にとどめ、地域住民の健康被害の防止を図るため、県、事業者は応急復旧対策を実施する。

（2）災害情報の通報

毒物劇物取扱者は、毒物劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、消防本部、警察等へ通報する。

（3）応急対策

ア　事業者の対策

（ア）漏洩、流出した毒物劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の人命安全措置を講じる。

（イ）災害後直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

イ　町の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

2　毒物劇物による事故対策

毒物劇物による事故が発生した場合、県、町、消防本部、医療機関は、相互連携のもと、被災者の救出救助活動を適切に実施する。

有毒物質による事故発生時の対応指針は、次のとおりである。

（1）情報の通信連絡

連絡系統図により緊密な連携を図るものとする。

（2）応急活動

ア　消防本部の活動

（ア）災害現場から被災者の救出

（イ）傷病者等の救急搬送

イ　県の活動

（ア）消防本部、警察等からの情報収集、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握

（イ）災害状況の消防庁への報告、必要に応じ関係省庁へ連絡、関係機関への伝達

（ウ）医療機関の受入れ可能状況の把握、情報提供

（エ）卸売一般販売業者の解毒剤等の保管状況等の情報提供

（オ）自衛隊、他県等の救急隊等の派遣要請

第５　放射性物質

放射性物質による事故が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的措置を実施する。

１　放射性同位元素等取扱事業所事故対策

（１）放射性同位元素等取扱事業所の対策

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき次の措置を取る。

ア　事故等の発生について、文部科学省、茂木警察署、町、芳賀地区広域行政事務組合真岡消防署市貝分署等に通報する。

イ　放射線障害のおそれがある場合や放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生防止及び拡大を防止するため必要な緊急措置を実施する。

（２）町、消防本部の対策

ア　事故等の発生の通報を受けた場合は、直ちに県に通報する。

イ　必要があるときは、警戒区域を設定し町民の立入を制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し、広報活動を行う。

ウ　消防活動にあたっては、「放射線施設等の消防活動の手引き」等を例に適切に実施する。

（３）警察の対策

ア　事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ直ちに通報する。

イ　必要により、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

ウ　消防機関等と連携して救出・救助、町民の避難誘導等を実施する。

第２６節　孤立集落応急対策

〔総務班、広報班、土木班、配給班、消防団〕

第１　孤立実態の把握

町は県と連携し、平常時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第２　救出・救助活動の実施

町は県と連携し、傷病者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第３　通信体制の確保

町は県と連携し、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第４　食料等生活必需物資の輸送

町は県と連携し、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第５　道路の応急復旧

町は県と連携し、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

〔総務班、広報班、管財班、土木班、給排水建築班〕

第１　基本方向の決定

１　実施体制

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

２　町民との協働

被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとする。

３　国等職員の派遣要請

町及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第２　迅速な原状復旧

町、県その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

１　施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

２　施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。

３　地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

４　ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

５　施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第３　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、町構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は県と連携し、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

２　防災まちづくり

（１）防災まちづくりに関する計画

町及び県は、災害からの復旧・復興にあたり、再度災害防止とより快適な環境を目指し、町民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。その際、町は県と連携し、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるよう努める。

（２）防災まちづくりに関する留意事項

町及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたり、次の点に留意するものとする。

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

イ　必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とする。

（ア）河川の治水安全度の向上

（イ）土砂災害に対する安全性の確保

（ウ）避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設及び防災安全街区の整備

（エ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備

（オ）建築物や公共施設の耐震化、不燃化

（カ）耐震性貯水槽の設置

ウ　被災施設の復旧作業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を踏まえ、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行う。

エ　町民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側の選択肢、施策情報の提供等を行う。

第２節　民生の安定化対策

〔総務班、財政班、税務班、福祉班、農政班、商工観光班、給排水建築班〕

町は、災害により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、租税の減免等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第１　被災者のための相談、支援

町は、避難所、町役場等に被災者のための相談所を開設し、被災者からの相談に応じる。

なお、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて県、防災関係機関等と連携し相談業務を実施する。

第２　罹災証明書の発行

町は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてり災証明書を遅滞なく発行するものとする。

第３　被災者台帳の作成

町は、被災した町民に公平な支援を効率的に行うため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部局において共有・活用を行う。

第４　租税の減免等の措置

町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、市貝町税条例に基づいて、町税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

１　期限の延長（市貝町税条例第 18 条の２）

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

２　徴収猶予（地方税法第 15 条）

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として１年以内の期間に限り徴収を猶予する。

３　減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

第５　被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が拠出した基金活用により、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度。

１　対象となる災害

（１）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村

（２）10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

（３）100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

（４）（１）又は（２）の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）

（５）（１）～（３）の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）

（６）（１）若しくは（２）の市町村を含む都道府県又は（３）の都道府県が２以上ある場合に、

５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

※（４）～（６）の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

２　制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

（１）住宅が「全壊」した世帯

（２）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（３）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

（４）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３　支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の３／４の額）

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ２．(1) に相当	解体 ２．(2) に相当	長期避難 ２．(3) に相当	大規模半壊 ２．(4) に相当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円。

※内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」より抜粋。

第６　栃木県による支援

上記第５に該当しない災害のときは、「栃木県被災者生活再建支援金支給要綱」により、被災者を支援するものとする。

第７　融資・貸付・その他資金等の支援

被災した町民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。

融資・貸付・その他資金等の概要

融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口	担当課（県）
給支	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町（総務課）	消防防災課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町（総務課）	消防防災課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	町（総務課）	消防防災課
	生活福祉資金（災害援護資金）（住宅資金）	災害により被害を受けた低所得世帯	町（健康福祉課）	医事厚生課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	町（企画振興課） 商工組合中央金庫 金融機関 県信用保証協会 日本政策金融公庫	経営支援課
	災害復興住宅融資	住宅金融公庫が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課
	災害条例資金制度（災害経営資金）（施設復旧資金）（家畜再生産資金）	災害条例が適用された場合に町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金（災害復旧支援資金）	町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	日本政策金融公庫資金（農林漁業施設資金）（農林漁業セーフティーネット資金）（林業基盤整備資金）	町長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業振興課
	緊急小口資金	火災等被災によって生活費が必要な低所得世帯（原則）	市貝町社会福祉協議会	栃木県社会福祉協議会
	福祉資金　福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費が必要な低所得世帯／障がい者世帯／高齢者世帯	市貝町社会福祉協議会	栃木県社会福祉協議会

第３節　公共施設等災害復旧対策

〔総務班、財政班、福祉班、防疫医療班、町民くらし班、農政班、
商工観光班、給排水建築班、学校教育班〕

公共施設の早期復旧を図るため、町は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

第１　災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは町等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。なお、この節において「激甚法」とは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」をいう。

災害復旧事業名	関係省庁
1　公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	
(1) 河　川	国土交通省
(2) 砂防設備	国土交通省
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省
(4) 地すべり防止施設	国土交通省
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
(6) 道　路	国土交通省
(7) 下水道	国土交通省
(8) 公　園	国土交通省
2　農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省
3　文教施設等災害復旧事業	
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省
(2) 私立学校施設（激甚法）	文部科学省
(3) 公立社会教育施設（激甚法）	
(4) 文化財	
4　保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省
5　社会福祉施設災害復旧事業 (1) 生活保護施設（生活保護法） (2) 児童福祉施設（児童福祉法） (3) 老人福祉施設（老人福祉法） (4) 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法） (5) 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法）	厚生労働省
6　廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
7　医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省

災　害　復　旧　事　業　名	関係省庁
8　水道施設災害復旧事業	厚生労働省
9　都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	国土交通省
(1) 街　路	
(2) 都市排水施設	
(3) 堆積土砂排除事業	
(4) 湛水排除事業	
10　住宅災害復旧事業（公営住宅法）	国土交通省
(1) 罹災者公営住宅の建設	
(2) 既設公営住宅の復旧	
(3) 既設改良住宅の復旧	
11　災害関連緊急事業	
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国土交通省
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省
12　その他の災害復旧事業等	
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	国土交通省
(3) その他の復旧事業	関係省庁

第２　災害復旧事業実施方針

１　災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

２　緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

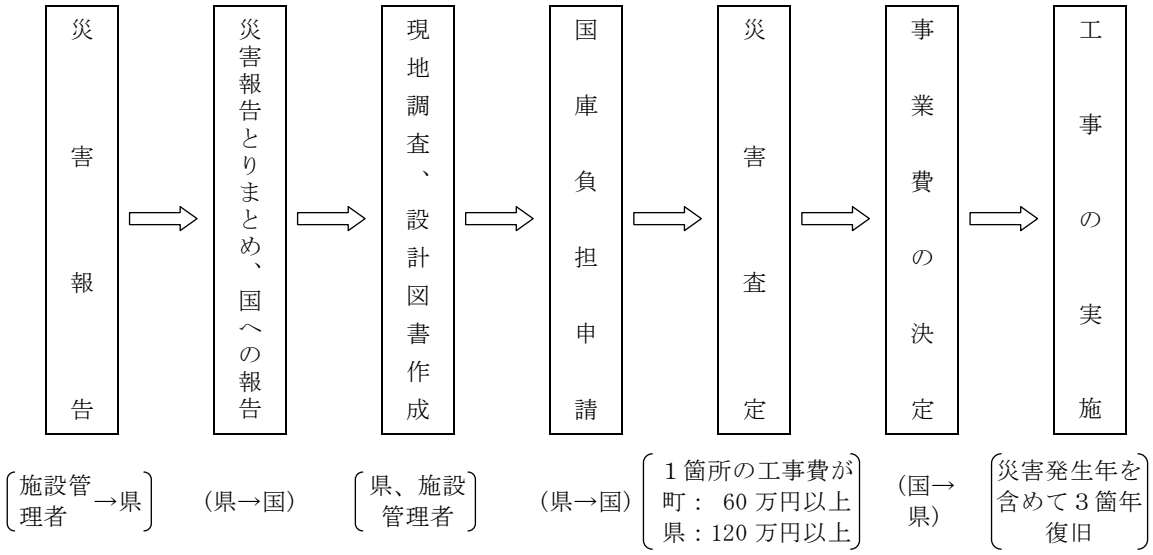
３　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第３　災害復旧事業事務手続き

災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法律、要綱等に基づき進めることになるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく公共土木施設災害復旧事業に関する事務手続きの概要は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続きの流れ



第４　激甚災害の指定に関する計画

１　計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

２　激甚災害に関する調査

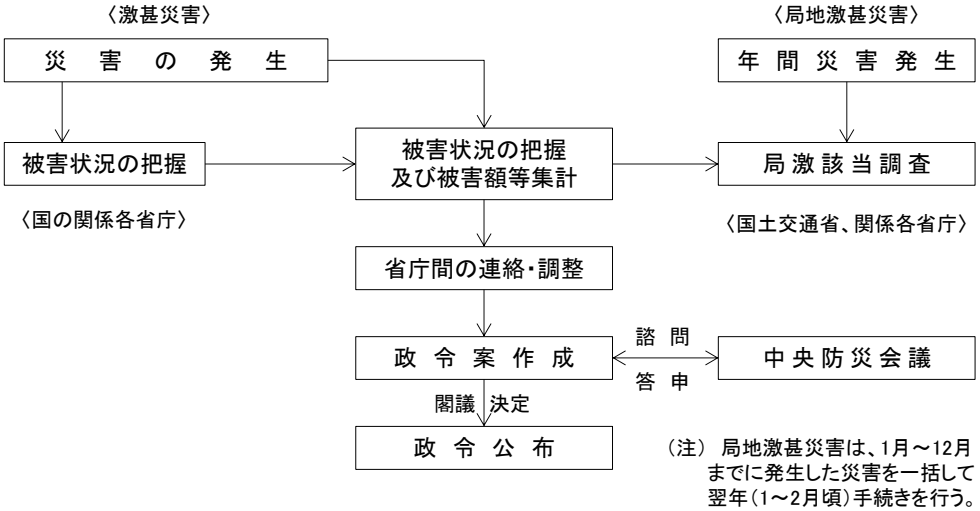
（１）激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるべき被害が発生したときは、知事は、町の被害状況等を検討の上、関係各部で必要な調査を実施する。

（２）上記（１）の場合において、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

３　激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

（１）激甚災害指定手順



（２）適用措置と指定基準

激甚災害、局地激甚災害の適用措置及び指定基準は、次のとおりである。

ア　激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈激甚法第３条、第４条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ 〔Ｂ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)県分査定見込額＞県の標準税収入×25％ (2)県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×５％
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈激甚法第５条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5％ 〔Ｂ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×４％ (2)都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 〈激甚法第６条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1)激甚法第５条の措置が適用される場合 (2)農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5％で激甚法第８条の措置が適用される場合
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈激甚法第８条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔Ａ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5％ 〔Ｂ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×３％
森林災害復旧事業に対する補助 〈激甚法第11条の２〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×５％ 〔Ｂ基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5％かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1)一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60％ (2)一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.0％

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈激甚法第 12 条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例〈激甚法第 13 条〉 中小企業者に対する資金の融通に関する特例〈激甚法第 15 条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 中小企業関係被害額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2％ 〔Ｂ基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1)一つの都道府県の中小企業関係被害＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×２％ (2)一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助　〈激甚法第 16 条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助〈激甚法第 17 条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例〈激甚法第 19 条〉	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例〈激甚法第 22 条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 滅失住宅戸数＞4,000 戸以上 〔Ｂ基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じられることがある。 (1)被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で 200 戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の 10％以上 (2)被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で 400 戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の 20％以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等〈激甚法第 24 条〉	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ　局地激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助〈激甚法第３条、第４条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50％（ただし、査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈激甚法第５条〉 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈激甚法第６条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10％（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満のものを除く。
森林災害復旧事業に対する補助〈激甚法第11条の２〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。 かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村 その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×25％の場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈激甚法第12条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例〈激甚法第13条〉 中小企業者に対する資金の融通に関する特例　〈激甚法第15条〉	中小企業被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10％（ただし、当該被害額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等〈激甚法第24条〉	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用

震　災　対　策　編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

市貝町地域防災計画（以下「計画」という。）は、市貝町における風水害や地震などの災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、町及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町土、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条及び市貝町防災会議条例（昭和 47 年条例第 23 号）第２条の規定に基づき市貝町防災会議が策定する計画であり、町、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

防災関係機関等は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の体系

この計画は、「水害・台風、竜巻等風害編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」からなり、本編はこのうち「震災対策編」として、地震に係る災害対策を定めるものとするが、この計画に定めない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は，風水害等対策編を準用するものとする。

第４　修正

この計画は、平成７年１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災を教訓とし、平成 14 年３月に修正された栃木県地域防災計画震災対策編を基に抜本的な見直しを行なったものである。

市貝町・防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え必要があるときは計画の見直しを図り、地震防災対策等の確立に万全を期すものとする。

第２節　防災ビジョン

水害・台風、竜巻等風害編第１章第２節「防災ビジョン」を準用する。

第３節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

水害・台風、竜巻等風害編第１章第３節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

第４節　市貝町の概要

水害・台風、竜巻等風害編第１章第４節「市貝町の概要」を準用する。

第５節　過去の主な災害

本町における過去の主な地震災害は、次のとおりである。

年　　月　　日	種　　類	概　　要
平成 23 年３月 11 日	東日本大震災	震度６強、傷病者３名、住宅被害（全壊 16 棟、大規模半壊９棟、半壊 60 棟、一部損壊 1,966 棟） 災害対策本部（設置：平成 23 年３月 11 日 14 時 50 分、解散：平成 23 年５月 31 日 17 時 10 分） 続谷・杉山の一部地区（旧小貝中央小付近）避難勧告（発令：平成 23 年３月 14 日 16 時 00 分、解除：平成 23 年３月 19 日８時 30 分、12 世帯 31 名対象）

第６節　町民及び事業者の責務

水害・台風、竜巻等風害編第１章第６節「町民及び事業者の責務」を準用する。

第７節　計画の点検・評価

水害・台風、竜巻等風害編第１章第７節「計画の点検・評価」を準用する。

第８節　計画の習熟・訓練

水害・台風、竜巻等風害編第１章第８節「計画の習熟・訓練」を準用する。

第９節　被害の想定

震災対策編における被害の想定は、栃木県が調査を行った資料を基に、以下の想定とする。

１　県における地震被害想定

（１）地震規模、震源等の設定

栃木県として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模	断層種別	断層長さ	震源深さ
想定宇都宮市直下型地震	M8.0	線震源	約 30 ㎞	５㎞

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、地震規模を除いて前回計画における被害想定を踏襲している。

○栃木県として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するため、本県において人口が最も集中する県都宇都宮市に地震が発生することを想定する。(注意：栃木県内において宇都宮市で大地震が発生しやすいということではい)

○宇都宮市及びその周辺では広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は現在確認されていないものの、活断層があらかじめ確認できない場所であっても大地震が発生する可能性は否定できないことから、宇都宮市直下で地震が発生するものと仮定する。

○地震規模は、「発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大級の地震」として国内最大級の内陸型地震である濃尾地震（1891 年）レベルのマグニチュード 8.0 を想定する。

○線震源とする。

○起震断層の長さは、仮に 30 ㎞とする。

○震源位置は、被害が大きくなる設定とするため、宇都宮市内で人口密度の高い地域をまたぐように設定する。また、本県には、県西部の山間地と東部の平野部の境界付近に南北に位置する活断層が多いという地形的な観点から南北に広がるように設定する。

○震源深さは５㎞とする。国内の内陸型地震の震源の深さは、地表付近から深さ約 20 ㎞程度の範囲で発生し、10 ㎞より浅いものが多い。そのため、ここでは、震源深さを５㎞とし、より被害が大きくなる設定とする。

（２）発災ケース

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下の３つのケース（季節・時刻）を設定した。

①冬早朝５時…… 阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの人が自宅で就寝中のため倒壊家屋や家具による圧死の危険性が高い時間帯

②春秋昼 12 時…… 会社や学校にいる人が多く自宅にいる人が少ない時間帯

③冬夕刻 18 時…… 帰宅ラッシュと重なる時間帯、出火危険性の高い時間帯

（３）被害想定結果

本調査は、平成 16 年に実施した地震被害想定のデータを使用して、計測震度、建物被害、人的被害、機能被害等について、次のとおり予測した。

項目			栃木県			市貝町		
			①冬 早朝5時	②春秋 昼12時	③冬 夕刻18時	①冬 早朝5時	②春秋 昼12時	③冬 夕刻18時
地震動	計測震度		震源線の周辺約5～10km内の宇都宮市、栃木市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、塩谷町の広いエリアで震度6強となり、特に震源線に近接する河川付近のごく一部のエリアで震度7となるところもある。また、県土の約2/3で震度5強以上となる。			全町で震度5弱から震度5強の揺れが予想される。		
建物被害	全壊棟数	［棟］ ［率］	49,710 6.4%			70 1.32%		
	半壊棟数	［棟］ ［率］	101,614 13.2%			461 8.71%		
地震火災	出火件数	［件］	81	195	341	0	0	1
	焼失棟数	［棟］ ［率］	3,210 0.4%	7,930 1.0%	14,295 1.9%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
交通支障	道路施設		矢板市から小山市までの広いエリアで通行支障が発生する。 宇都宮市の道路及び鉄道は大部分通行困難となる。主要駅では多くの滞留者が発生する。					
	鉄道施設							
人的被害	死者数	［人］	6,945	4,168	3,918	3	2	2
	傷病者数	［人］	24,557	21,495	20,326	66	58	53
	要救助者数	［人］	14,097	10,448	9,707	15	12	11
機能被害	最大避難所生活者数 （1日後）	［人］	193,691 （※冬夕刻18時発災ケース）			188 （※冬夕刻18時発災ケース）		

第２章　災害予防（減災）計画

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化計画

〔総務課、建設課、こども未来課、健康福祉課、社会福祉協議会、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第１節「防災意識の高揚・ボランティア連携強化計画」を準用する。

第２節　地域防災の充実に関する計画

〔総務課、健康福祉課、建設課、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第２節「地域防災の充実に関する計画」を準用するほか、震災対策として次の事項を促進するものとする。

第１　自主防災活動の促進

１　町民自主防災活動の促進

町民は、平常時から、震災に対して十分な備えを行うとともに、震災が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、震災時の活動についての習熟に努める。

町　民　の　活　動

平常時の活動	地震発生	災害時の活動	避難後の活動
1　家族防災会議の開催 2　食料、身の回りの品等の３日分相当の家庭内備蓄 3　わが家の安全点検の実施 4　住宅周辺の災害特性の把握 5　家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置 6　避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 7　地域としての必要な行動の事前確認	⇒	1　身の回りの安全確保 2　火の始末（出火防止） 3　消火、救出作業 4　正しい情報の収集 5　避難活動	⇒ 1　避難生活への対応 2　自立へ向けた行動

２　地域の自主防災活動の促進

町は、地域の自主防災活動の推進を図るため、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催するほか、地域消防活動協力員をもって自主防災組織の育成・指導等を行う。

３　事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小

限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図るものとする。

また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整えるものとする。

事　業　所　の　活　動

平　常　時　の　活　動		災害時の活動		職場機能の回復
1　防災計画の策定 2　重要書類、データの保存対策の実施 3　情報連絡の複数ルートの確保 4　自衛消防隊の充実・強化 5　資機材の整備 6　町、地域との共同計画の検討	地震 発生	1　傷病者の手当、初期消火の実施 2　災害対策本部の設置 3　地域との共同（消火・救出作業、避難場所としての提供） 4　社員の安否確認 5　救援物資の調達	⇒	1　被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 2　業務の再開

第２　消防団（水防団）の活性化の推進

消防団は、震災時においては消火活動、救助救出活動、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

町は、次のような事業を実施し、消防団の育成強化、装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を図り、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

（１）消防団活性化総合計画の策定

（２）消防団活動に必要な各種資機材の整備・充実

（３）消防団員に対する各種教育訓練の実施

（４）地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報

第３節　防災訓練計画

〔総務課、健康福祉課、町民くらし課、建設課、生涯学習課、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第３節「防災訓練計画」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

第１　通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第２　自主防衛組織、事業所等による訓練の実施

自主防災組織等地域住民や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災関係に従事する町職員を派遣し、指導にあたるものとする。

非常時に有効な訓練例

1	消火器、消火栓、可般ポンプの取り扱い訓練
2	倒壊家屋等からの救出訓練
3	傷病者の手当及び救命訓練
4	飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
5	炊出し訓練
6	災害時用援護者の参加する避難訓練

第４節　避難行動要支援者対策計画

〔総務課、健康福祉課、こども未来課、企画振興課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第４節「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第５節　物資、資機材等の備蓄計画

〔総務課、健康福祉課、農林課、こども未来課、生涯学習課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第５節「物資、資機材等の備蓄計画」を準用する。

第６節　災害に強いまちづくり計画

〔総務課、企画振興課、建設課、町民くらし課、農林課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第６節「災害に強いまちづくり計画」を準用する。

第７節　地盤災害予防計画

〔総務課、建設課、農林課、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第８節「土砂災害予防計画」を準用する。

第８節　農業災害予防計画

〔農林課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第９節「農業災害予防計画」を準用する。

第９節　火災予防計画

〔総務課、こども未来課、市民分署、消防団〕

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところも大きい。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

また、倒壊家屋等からの傷病者の救出を図るため、消防団や自主防災組織での資機材の備蓄等を推進する。

なお、この計画に定めない事項は、水害・台風、竜巻等風害編第２章第 10 節「火災予防計画」の定めによるものとする。

第１　出火防止

１　一般火気器具からの出火防止

町は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報誌等を通じて次の事項をはじめ出火防止についての知識の普及を図る。

（１）地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

（２）地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

２　化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため、平素から次の措置の徹底を図っておくものとする。

（１）混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

（２）引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第２　初期消火計画

１　震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。

２　初期消火の技術指導の普及を図る。

第３　初期救出計画

１　救出資機材の整備

家屋、建築物等の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、エアジャッキ、チェーンソー等の救出資機材を整備するとともに、町民による初期救出の重要性から、各自治会等において、バール、ノコギリ、ジャッキ等の資機材の整備を検討する。

２　非常時における救出用資機材の町民への放出

町民による初期救出活動を促すため、震災時には消防等の保有する資機材の放出を行い、より迅速な救出活動が行えるようにする。

第４　地域住民等の協力

１　家庭及び職場での末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。

２　地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指揮の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

第５　消防団の活動体制の整備

非常時には消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

１　大規模地震が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立

２　消防本部との連絡方法

第６　火災延焼防止のための緑地整備

１　避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

２　家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第１０節　通信施設災害予防計画

〔総務課、企画振興課、市民分署〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 12 節　「通信施設災害予防計画」を準用する。

第１１節　危険物施設等災害予防計画

〔総務課、町民くらし課、建設課、市民分署〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 15 節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第１２節　建築物等災害予防計画

〔総務課、建設課、こども未来課〕

第１　建築物の耐震性確保

１　民間建築物の耐震性の強化

建築物の耐震設計は、建築基準法及び同法施行令により構造強度等に関し最低の基準が設けられているが、阪神・淡路大震災や東日本大震災における状況に鑑み、次によりなお一層の推進を図る。

（１）耐震性に関する知識の普及

町は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報誌等による耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

（２）耐震診断及び耐震改修の促進指導

町は、現行の耐震改修促進法の規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物等について、耐震診断を行うべき建築物を選定し、耐震診断及び改修が行われるよう、建築物の所有者等に指導、助言を行う。

２　公共建築物の耐震性の強化

（１）町庁舎等の整備

災害時に本部が設置され、応急対策の活動拠点となる町庁舎、避難拠点となる公民館等、また不特定多数の人が出入りする図書館など、公共建築物のうち重要度、緊急度等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修や建替え等を実施する。

なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

（２）学校施設の整備

災害時おける児童・生徒等、教職員の安全の確保を図るため、また、被災者を一時的に収容保護するため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

ア　校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。また、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ　設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第２　ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止

１　ブロック塀等の倒壊防止

（１）ブロック塀等の新設及び改修に対する指導

ア　「宮城県沖地震」の被害状況では、建築基準法に基づき施工されたものは、被害を受けていないことから、法の遵守を徹底させる。

イ　日本建築学会において作成した「コンクリートブロック塀設計基準」等を参考にして安全対策を図ると同時に、町民に対して十分な指導啓発活動を行う。

（2）市街地区のブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

（3）ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広報誌等を通じて広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

2　窓ガラス等の落下防止

町は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

第３　家具等転倒防止

町は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第４　震災建築物応急危険度判定士の整備

地震により被災した建築物が､余震等の二次災害に対して安全であるかどうか判定をするため、町は、町職員に対し応急危険度判定の資格取得を推進するとともに、あらかじめ町内の建設業者等の中から資格を有するものを把握しておくものとする。

また、災害時に必要な人員を確保できるよう、近隣市町村と協力体制の整備を図る。

第１３節　公共施設災害予防計画

〔総務課、企画振興課、建設課〕

第１　道路施設

地震によって道路施設が被害を受けることは、町民の避難、消防、医療活動等の各種応急対策活動に大きな支障をもたらす。

このため、道路施設が地震時においても、その機能が確保できるよう、道路施設の耐震性の強化を推進する。

１　対策

（１）道路の整備

地震時における道路機能を確保するため､落石等の危険箇所の点検･パトロールを実施し、補強等対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図る。

（２）橋りょうの整備

道路施設のうち､橋りょうは､被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、東日本大震災等の教訓に基づいた「道路橋仕方書Ⅴ耐震設計編」（平成 25 年 7 月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、既設橋りょうについても、震災点検結果等に基づき補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急性の高い橋りょう（跨線橋、跨道橋等）から順次対策を実施する。

（３）緊急道路の整備

防災拠点の整備計画に基づく防災拠点間の緊急道路のネットワークを考慮しながら、災害時に緊急輸送路として確保すべき道路を選定し、災害に強い道路整備を促進する。

第２　鉄道施設

真岡鐵道株式会社は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

１　施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準の定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

２　施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い災害を最小限に止める。

３　運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

（１）列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

（２）異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

（３）運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

（４）状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第３　ヘリポート施設

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

１　構造物の整備

構造物は、必要に応じ補修改良を図って地震に強い施設の整備に努める。

２　施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に止める。

第４　上水道施設

芳賀中部上水道企業団は、水道水の供給が住民生活に必要不可欠なものであることから、地震に備えて、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

１　書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

２　防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル分担業務、緊急連絡系統図等を作成する。

３　貯留水の確保

配水池等の貯水施設は、耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

４　二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、軽油等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

５　施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウイークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、救護用具、医薬品等を毎月１回点検し、常に使用可能な状態にしておく。

６　配水管路等の改良

老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

７　応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

８　応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

９　重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第５　下水道施設

１　施設の整備

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発された資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既に開設している施設に

ついては、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど耐震性の向上に努める。

2　施設の維持管理

施設の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

第６　電力施設

非常災害の発生が予想される場合は、必要に応じて特別巡視、特別点検を行い漏電等による火災、感電事故の防止に努める。

また、災害時における電力供給の確保を図るため、東京電力株式会社宇都宮支社は最善の予防措置を講じる。

第７　河川管理施設等

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理者は、それぞれの施設について、耐震診断の実施、破壊を受けた場合の影響等の調査を実施し、これらを受けて重要度を定め、耐震化を実施する。

第１４節　救急・救助体制整備計画

〔総務課、市貝分署〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 18 節「救急・救助体制整備計画」を準用する。

第１５節　医療体制整備計画

〔総務課、健康福祉課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 19 節「医療体制整備計画」を準用する。

第１６節　文教対策計画

〔総務課、こども未来課、生涯学習課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 20 節「文教対策計画」を準用する。

第１７節　防災拠点等整備計画

〔総務課、健康福祉課、こども未来課、生涯学習課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 21 節「防災拠点等整備計画」を準用する。

第１８節　広域応援体制整備計画

〔総務課〕

水害・台風、竜巻等風害編第２章第 22 節「広域応援体制整備計画」を準用する。

第３章　災害応急対策計画

〔全職員〕

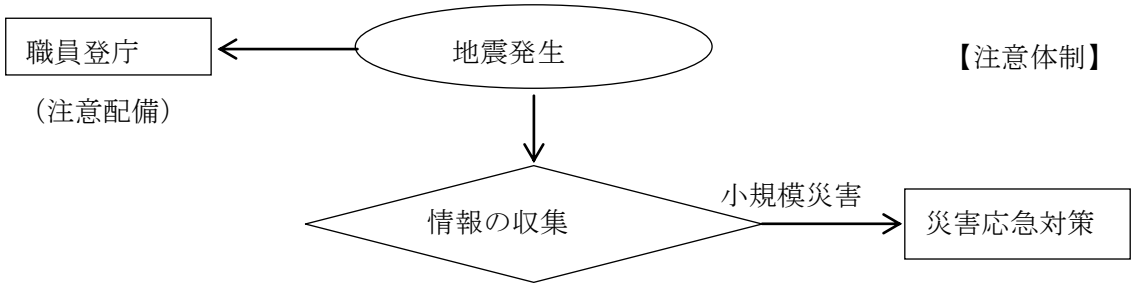
第１節　活動体制計画

町の地域に大規模な地震が発生し、又は、発生するおそれがある場合、町は災害対策本部等を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第３章第１節「活動体制計画」の定めるところによる。

第１　地震発生時の活動体系

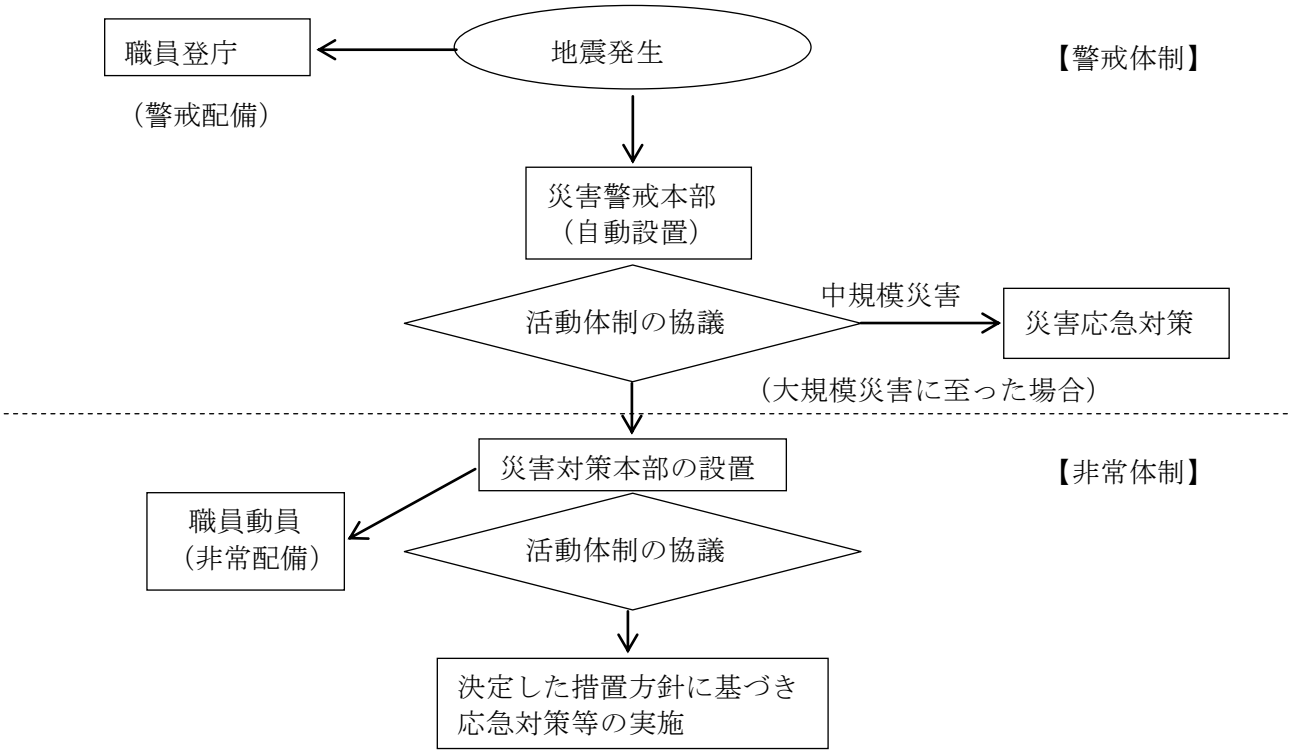
１　震度４の地震の場合

震度４の地震が発生した場合は、注意体制として被害状況の把握等を行う。閉庁時の場合は、注意配備体制に該当する職員が登庁する。



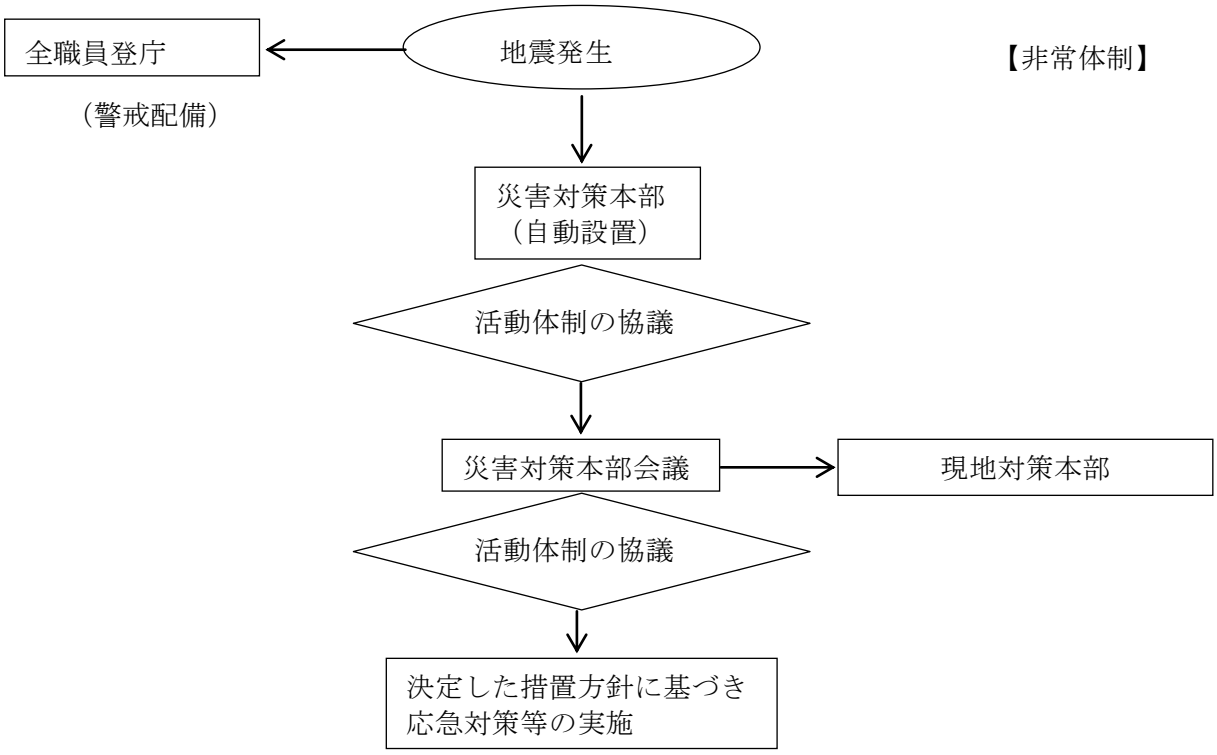
２　震度５弱又は５強の地震の場合

震度５弱又は５強の地震が発生した場合は、災害警戒本部が自動設置となり、次の活動体制をとる。閉庁時の場合は、警戒配備体制に該当する職員が登庁する。



3　震度６弱以上の地震の場合

震度６弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置となり、全力を挙げて応急対策を行うものとする。閉庁時の場合は、全職員が登庁する。



第２　初動体制

1　地震発生初期の措置

町内において震度４以上の地震が発生した場合、町は次の措置を講じる。

（１）震度４の地震が発生した場合（注意体制）

注意配備体制に該当する職員は次の措置を講じる。閉庁時には、直ちに登庁する。

ア　地震に関する情報の収集

イ　被害情報の把握

ウ　被害情報を総務課長及び県へ報告

エ　必要に応じて関係課等への通報

オ　必要に応じて町長等への報告

カ　災害応急対策（小規模）

キ　災害情報に関する広報

（２）震度５弱又は５強の地震が発生した場合（警戒体制）

警戒配備体制に該当する職員は、次の措置を講じる。閉庁時には、直ちに登庁する。

ア　地震に関する情報の収集

イ　被害情報の把握

ウ　被害情報を県へ報告（震度５強の場合には、消防庁にも報告）

エ　関係課等への通報

オ　各課長及び町長等への報告

カ　災害応急対策（中規模）

キ　災害情報に関する広報

（３）震度６弱以上の地震が発生した場合（非常体制）

それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。閉庁時には、直ちに登庁する。

２　初動体制時における決定権者

	決　定　者	代　　決　　者	
		第　１	第　２
注　意　体　制	総務課長	総務課長補佐	消防交通係長
警　戒　体　制	副町長	総務課長	総務課長補佐
非　常　体　制	町　　長	副町長	総務課長

３　災害警戒本部の設置

震度５弱又は５強の地震の場合、災害警戒本部が自動的に設置され、次の災害対策業務を実施する。

（１）災害対策本部の設置に関すること。

（２）災害応急対策の実施に関すること。

（３）災害対策事務の総合調整に関すること。

（４）災害に関する情報の交換及び整理に関すること。

（５）その他必要事項

第３　災害対策本部の設置

１　災害の基準

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次の基準に達したときに設置する。

（１）震度６弱以上の地震が発生したとき。

（２）大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（３）災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合

２　本部の位置

本部は市貝町役場庁舎内に置く。ただし、大規模地震により役場庁舎が使用不可能になった場合は、町長の指定した場所に置き、職員及び関係機関に周知する。

３　本部並びに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の運用及び組織等

本部並び現地本部の運用、組織編成及び事務分掌は、風水害等対策編第３章第１節「活動体制計画」の定めるものとする。

第４　災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者の順位は、次のように定めておくものとする。なお、この順位は、本部設置前の段階においても同様とする。

第１順位　副町長

第２順位　総務課長

第５　職員の配備体制

配備区分・体制

配備の種類	設　置　基　準	体　　制	配備要員
注意配備	震度４の地震が発生した場合 　小規模の災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	・総務課担当職員 ・農林課担当職員 ・建設課担当職員
警戒配備	震度５弱又は５強の地震が発生した場合	災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 ※災害警戒本部自動設置	・総務課全職員 ・農林課全職員 ・建設課全職員 ・健康福祉課全職員
非常配備	震度６弱以上の地震が発生した場合 　災害が拡大し、大規模な災害となるおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 ※災害対策本部自動設置	・全員

（注）震度５弱又は５強の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。

第６　動員

１　動員体制の整備

（１）各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

（２）配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策事務に従事するものとする。

２　動員の方法

（１）勤務時間内における動員

ア　総務課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、本部連絡員にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

イ　本部連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ　総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

（２）勤務時間外、休日における動員

ア　各職員の配置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、あらかじめ地震に応じて指名された配備要員は、速やかに町役場等に登庁し、前記第２の「１　地震発生初期の措置」に定めている措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

イ　自主参集

震度６弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が設置されるため、全職員は町役場等に自主参集する。また、災害情報調査連絡員に指定されている職員は直ちに登庁し、被害情報の収集及び緊急初期応急対策業務を行うものとする。

その場合の活動体型を時系列で表示し、別表に掲げた。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度５弱又は５強でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

ウ　参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

エ　参集時の留意事項

（ア）参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

（イ）参集途上の措置

ａ　被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

ｂ　緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ　参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

（ア）地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防署、警察等との連絡）

（イ）災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）

（ウ）町民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

（エ）応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

（オ）避難所の開設（町民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

（カ）ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実　　施　　内　　容
1　参集準備	職員は、動員命令を持つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2　人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3　被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4　参　集	(1)全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町役場等に参集する。 (2)災害その他により、町役場等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3)各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、町役場に連絡する。
5　被害状況の報告	(1)職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2)各所属長は、被害状況を総務部長に報告する。 (3)速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（消防防災課）に報告する。
6　緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7　緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第２節　災害情報収集・伝達計画

〔総務班、広報班、管財班、福祉班、防疫医療班、学校教育班、配給班、
産業建設部（全班）、市貝分署、消防団〕

町は、地震が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や町民の避難等に必要な情報伝達を行う。

なお、この計画に定めない事項は、水害・台風、竜巻等風害編第３章第２節「災害情報収集、伝達計画」の定めによるものとする。

第１　情報の収集

町及び防災関係機関等は、次により迅速な情報収集に努めるものとする。

１　地震情報等の発表・伝達

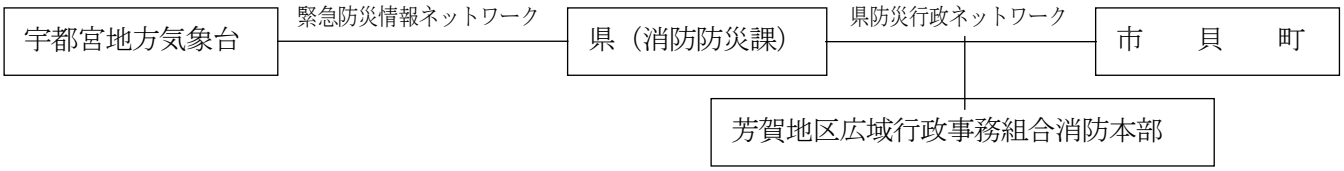
（１）宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台及び県が管轄するもの）

ア　県内の観測点のいずれかで、震度１以上が観測された場合

イ　県内で地震による被害が発生した場合

ウ　その他、必要と認められる地震が発生した場合

（２）地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする



２　町の情報収集

町は、防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線等の活用、自治会等を通じての連絡により、管内の災害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

第２　収集すべき被害情報

町は、次に掲げる事項について把握するものとする。

○災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	町民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、水道、ガス、電気等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況

5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
１０	道路及び交通機関の復旧状況

第３　情報の伝達体制

１　町・消防本部の報告

（１）町、消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、町の区域内で震度５強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の連絡は県に行う。

（２）町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

２　情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。

通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合は、風水害等対策編第３章第３節「通信運用計画」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

（１）県防災行政ネットワーク

（２）その他の無線及び有線電話

第３節　通信運用計画

〔総務班、広報班、管財班〕

害・台風、竜巻等風害編第３章第３節「通信運用計画」を準用する。

第４節　広報・情報伝達計画

〔総務班、広報班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第４節「広報・情報伝達計画」を準用する。

第５節　避難対策計画

〔総務班、広報班、財政班、防疫医療班、福祉班、町民くらし班、ボランティア班、学校教育班、

水害・台風、竜巻等風害編第３章第５節「避難対策計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難の誘導と避難所の開設について、次のとおり定めるものとする。

第１　避難の誘導

１　避難の誘導

町長その他の避難の勧告、指示の実施者は、町民が安全かつ迅速に避難できるようできるだけ自治会単位等で集団避難を行うものとし、特に児童、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者の避難に配慮するものとする。

２　案内標識の設置

災害時に速やかに避難できるよう各避難場所の案内標識を設置し、避難の際には各案内標識を目印に避難を伝えるよう計るものとする。

第２　避難所の開設

１　避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

２　開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

（１）施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を本部に報告する。

（２）応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。

応急危険度判定士が不足する場合には、協定締結市町村又は県に応援を要請する。

３　職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、町民部の職員を派遣し、当該施設の長と連携して避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

４　学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難所生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮説住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

５　避難行動要支援者の避難所対策

避難生活が長期になり、一般の避難者との共同生活が困難になった場合は、町は、関係機関と連携し、市貝町保健福祉センター等の福祉施設への一時収容を行うものとする。

６　仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

７　避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

８　避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや近隣市町に対して協力を求める。

第３　災害時要支援者の生活再建への支援

１　災害時要支援者への日常生活の支援

町は、被災した避難行動要支援者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、避難所での避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。実施にあたっては、必要に応じて関係機関(県看護協会等)へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

２　被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童並びに要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行なう。

また、被災によりダメージを受けた児童・高齢者については、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

３　在町外国人への対策

町は、被災した外国人に対しては、財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに県カウンセリングの実施を要請し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導・助言を行なう。

第６節　広域一時滞在対策

〔総務班、広報班、財政班、防疫医療班、福祉班、町民くらし班、配給班、〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第６節「広域一時滞在対策」を準用する。

第７節　消防計画

〔総務班、消防団、市貝分署〕

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制の設備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、水害・台風、竜巻等風害編第３章第７節「消防計画」を準用するものとする。

第１　地震火災への対処

過去の地震例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

１　火災が、不意に、同時に多数発生すること。

２　地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

３　危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

４　破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第２　消防団の活動計画

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

１　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火に努める。

２　情報収集活動

携帯電話、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、本部、消防署、警察等に正確に伝達する。

３　消火活動

分団区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

４　救急救助

要救助者の救出救助や傷病者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

５　避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に町民を避難誘導する。

第３　町民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

１　使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

２　プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

３　電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

４　火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

5　避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

6　地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119 番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第４　応援要請

1　相互応援協定による応援要請

地震発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、町の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

2　ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請をするものとする。

県消防防災ヘリコプターの出動要請、自衛隊の派遣要請依頼は、風水害等対策編第３章第１節「活動体制計画」の定めによる。

第８節　災害救助法の適用計画

〔総務班、税務班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第８節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第９節　緊急輸送計画

〔総務班、管財班、土木班、広報班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第９節「緊急輸送計画」に定めるところによるものとするが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、自動車運転手がとるべき措置等について定めるものとする。

第１　被害状況の把握等

１　被害状況の把握

大地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに建設部を中心に調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、警察、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、自治会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

２　広報の実施

町は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、町民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

第２　運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転手は次の措置をとるものとするが、町はあらかじめ当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、地震発生時には広報車等により周知徹底を図る。

１　地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

（１）できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

（２）停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

（３）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

（４）駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　避難のために車両を使用しない。

３　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。）

（１）速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

（３）通行禁止区域内等において、車両を移動又は駐車する。

第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達及び供給活動

〔総務班、配給班、農政班、商工観光班、給排水建築班、ボランティア班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 10 節「食料・飲料水・生活必需品等の調達及び供給活動」を準用する。

第１１節　救急・救助活動計画

〔総務班、市貝分署、消防団〕

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の傷病者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、町は、町民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また傷病者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は水害・台風、竜巻等風害編第３章第 11 節「救急・救助活動計画」の定めるところによる。

第１　町民の初期活動

１　救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、町民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

２　救急活動

救出した傷病者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど傷病者等の救急活動に努める。

第２　町の救出活動

１　救出活動等

災害が広範囲に渡る等のため、、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行なう。

（１）救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行なう。

（２）応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定に基づき協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

（３）自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行なう。

２　救急活動

（１）迅速な医療救護活動を行うため、市貝医師団と連携のうえ、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当てを実施する。

（２）医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

（３）道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

３　各関係機関の相互協力

救出活動等を行なうにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第１２節　医療・救護計画

〔総務班、防疫医療班、福祉班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 12 節「医療・救護計画」を準用する。

第１３節　農業対策計画

〔農政班、町民くらし班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 13 節「農業対策計画」を準用する。

第１４節　保健衛生計画

〔防疫医療班、町民くらし班、福祉班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 15 節「保健衛生計画」を準用する。

第１５節　障害物除去計画

〔総務班、町民くらし班、土木班、福祉班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 16 節「障害物除去計画」を準用する。

第１６節　遺体の捜索・処理・埋葬計画

〔総務班、町民くらし班、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 17 節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第１７節　廃棄物処理計画

〔町民くらし班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 18 節「廃棄物処理計画」を準用する。

第１８節　文教対策計画

〔学校教育班、配給班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 19 節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第１　地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

１　緊急避難等の措置

（１）避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

（２）応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など緊急救護の万全を期するものとする。

（３）余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定するものとする。

（４）下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

（５）校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合は、速やかに町教育委員に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

２　被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

３　臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

４　危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第２　状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じるものとする。

	児　童　・　生　徒　等　の　行　動
登下校時	≪地震発生時の対応≫ ・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、災害発生のおそれがある場合は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 【地震発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン・コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていたり、ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	≪教室≫ ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外に飛び出さない ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグランドへ出る。 ≪廊下・階段≫ ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 ≪グランド≫ ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グランド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。（保護者へ連絡）

	児　童　・　生　徒　等　の　行　動
校外活動時	基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。 ≪所属校から離れている場合≫ ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難場所へ避難する。 ・避難については町又はその地の市町村の指示に従う。 ・川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 ≪所属校に近い場合≫ ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対取らない。 例・・・勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	≪校内の場合≫ ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 ≪校外の場合≫ ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難場所へ集団で避難する ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第１９節　住宅応急対策計画

〔総務班、給排水建築班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 20 節「住宅応急対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第１　応急危険度判定

１　定義

応急危険判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする判定である。

２　応急危険度判定体制の整備

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

３　被災建築物の確認

町は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。応急危険度判定は、町役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

４　応急措置の実施

町は、応急危険度判定の結果に基づき、震災建築物に対して、使用禁止、立入禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第２　応援要請

１　応急危険度判定の確保

町内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、近隣市町に応援を要請するとともに、必要により県に派遣要請を行う。

２　資材等の確保

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、資材等が不足する場合は、県に支援要請を行う。

第３　広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、町民に対して広報車等により震災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、震災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第２０節　労務供給計画

〔総務班、商工観光班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 21 節「労務供給計画」を準用する。

第２１節　義援物資、義援金の受入れ・配分計画

〔総務班、財政班、広報班、配給班、福祉班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 22 節「義援物資・義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第２２節　ボランティアの受入れ・活動支援計画

〔総務班、ボランティア班〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 23 節「ボランティアの受入れ・活動支援計画」を準用する。

第２３節　公共施設等災害応急対策計画

〔総務班、管財班、広報班、土木班、給排水建築班、市貝分署、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 24 節「公共施設等災害応急対策計画」を準用する。

第２４節　危険物施設等災害応急対策計画

〔総務班、町民くらし班、農政班、土木班、商工観光班、市貝分署〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 25 節「危険物施設等災害応急対策計画」を準用する。

第２５節　孤立集落応急対策

〔総務班、広報班、土木班、配給班、消防団〕

水害・台風、竜巻等風害編第３章第 26 節「孤立集落応急対策」を準用する。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

〔総務班、広報班、管財班、土木班、給排水建築班〕

水害・台風、竜巻等風害編第４章第１節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第２節　民生の安定化対策

〔総務班、財政班、税務班、福祉班、農政班、商工観光班、給排水建築班〕

水害・台風、竜巻等風害編第４章第２節「民生の安定化対策」を準用する。

第３節　公共施設等災害復旧対策

〔総務班、財政班、福祉班、防疫医療班、町民くらし班、農政班、
商工観光班、給排水建築班、学校教育班〕

水害・台風、竜巻等風害編第４章第３節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

付編　東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策

第１節　総則

第１　計画作成の趣旨

昭和 53 年６月に、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」が制定され、同法に基づき、駿河湾を震源域とする東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある６県 170 市町村が、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）として指定された。

その後、平成 13 年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討並びに地震動及び津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成 14 年４月に、８都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県）の 263 市町村が強化地域として指定され、平成 24 年４月１日現在では、市町村合併等により８都県 157 市町村が指定されている。

本県は、強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、局部的な被害発生も憂慮される。特に同法第９条の規定による警戒宣言が発表された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、市貝町地域防災計画【震災対策編】の付編として、「東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策」を策定する。

第２　計画作成の基本方針

１　この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止、軽減するため、町全域を対象として、町、防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

２　この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に作成する。

３　町、防災関係機関等は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め事前対策の実施に万全を期す。

４　地震発生後の災害応急対策は、「市貝町地域防災計画【震災対策編】」の第３章（応急対策）により対処する。

第２節　平常時における対策

警戒宣言発表時に予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また実際の地震発生時に被害を最小限に留めるためには、防災関係機関の連携のみならず、町民の協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から必要な事項について積極的な広報活動を行い、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

１　広報の内容

（１）東海地震に関する一般知識

ア　東海地震発生の切迫性

イ　大規模地震対策特別措置法の概要

ウ　強化地域の概要

エ　警戒宣言の概要

オ　東海地震注意情報、東海地震予知情報の概要等

（２）警戒宣言発表時に防災関係機関等のとる措置（第４節「警戒宣言発表時の対応措置」）

（３）　町民、事業所等が具体的にとる措置（第４節「警戒宣言発表時の対応措置」第４参照）

（４）その他必要な事項

２　普及の方法

（１）ワークショップや防災講演会等の開催

（２）広報紙

（３）インターネットによる防災情報の提供等

第３節　警戒宣言発表までの対応措置

第１　気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

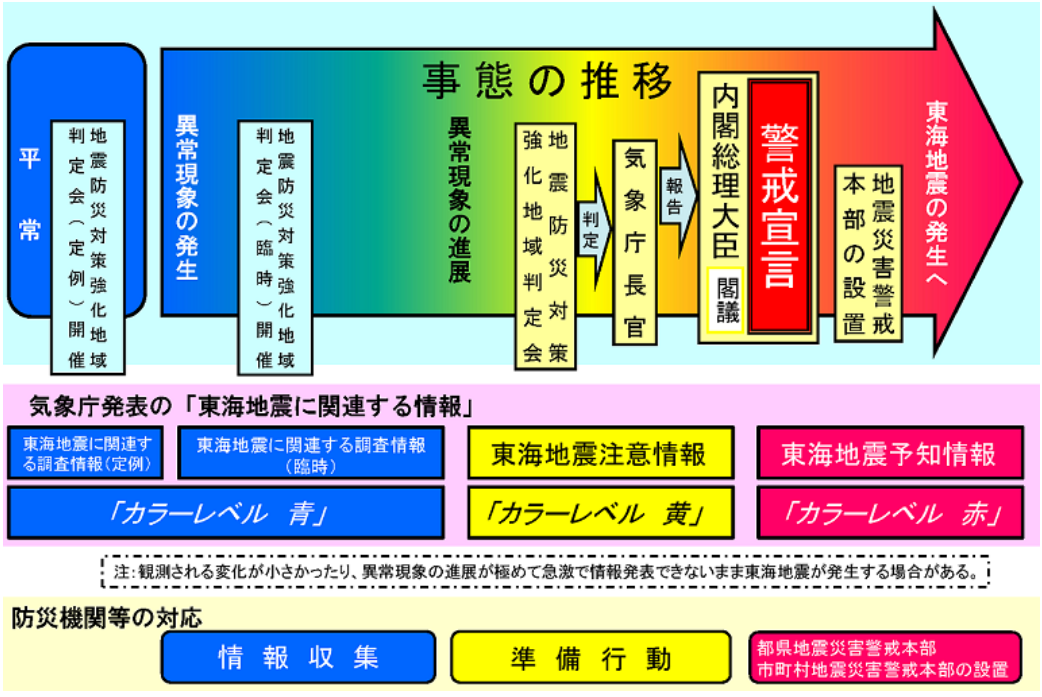
気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。

情報名 （カラーレベル）	発表基準等	主な防災対応等
東海地震に関連する調査情報（定例） （カラーレベル　青）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表	防災対応は特にない。
東海地震に関連する調査情報（臨時） （カラーレベル　青）	東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合（変化の原因についての調査の状況を発表）	防災対応は特にない 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる
東海地震注意情報 （カラーレベル　黄）	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	以下の防災の準備行動がとられる ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・医療関係者、消防部隊等の派遣準備
東海地震予知情報 （カラーレベル　赤）	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合。（東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表）	地震災害警戒本部が設置される 津波や崖崩れの危険地域からの町民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき示されるカラーレベルは「青」に戻される。

※観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激だったりするときは、情報発表できないまま東海地震が発生する場合がある。

※平成 23 年 3 月 24 日から、情報文に各情報の危険度に応じたカラーレベルを示すことになった。



第２　活動体制

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行ったことを了知した場合、及び東海地震予知情報の発表があった場合は、町は県に準じて、直ちに警戒宣言発表時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。

１　体制

町は、直ちに災害警戒本部を設置し、各部間の緊急連絡体制を確保する。また、警戒体制（震災対策編第３章第１節「活動体制の確立」参照 205 ページ）をとり、体制に必要な職員の参集を行う。

２　活動内容

（１）情報の収集・伝達

（２）県、芳賀地区広域行政事務組合消防本部その他各防災関係機関との連絡調整

（３）警戒宣言が発せられた際の対応等の確認

（４）地震防災応急対策上必要な資機材等の確認

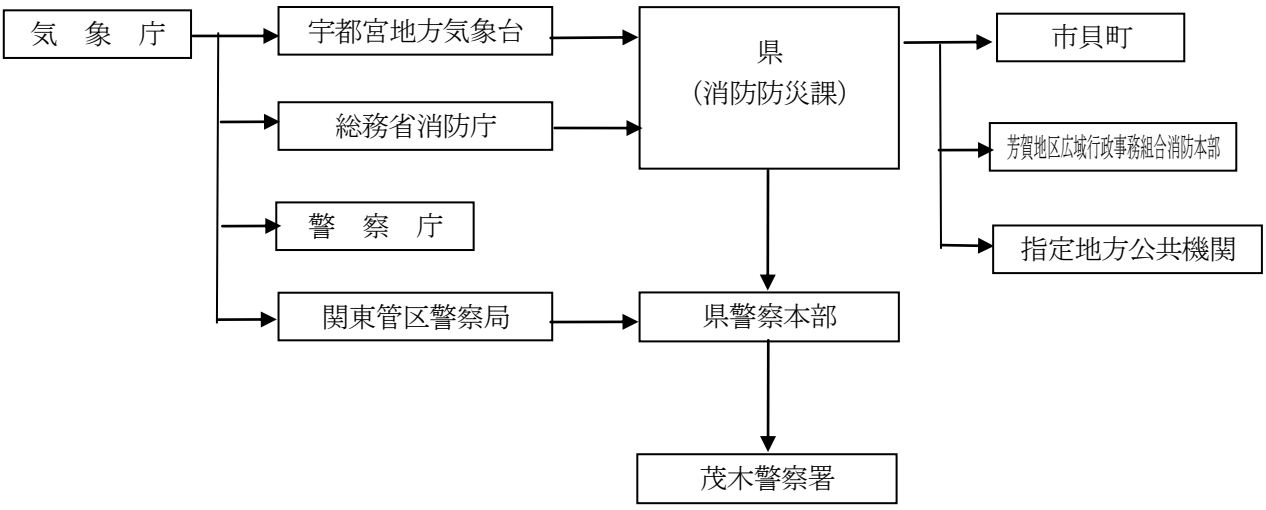
（５）管理している施設等の緊急点検

（６）広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）

第３　伝達系統及び伝達事項

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合、及び東海地震予知情報の発表があった場合は、次により情報の伝達を行う。

１　伝達経路



２　伝達事項

（１）東海地震注意情報、予知情報（東海地震注意情報解除、東海地震予知情報解除）

（２）警戒宣言の発表に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。

（３）その他必要と認める事項

第４節警戒宣言発表時の対応措置

第１　体制の確立

警戒宣言の発表に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた地域防災計画（震災対策編）に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。

１　町の体制

町は、県から警戒宣言が発表された場合、直ちに災害警戒本部を設置する。また、警戒体制をとり、町内で震度５弱又は５強が発生した場合に参集することになっている職員を非常招集する。

上記情報により、震災対策編のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続き、その体制を維持する。

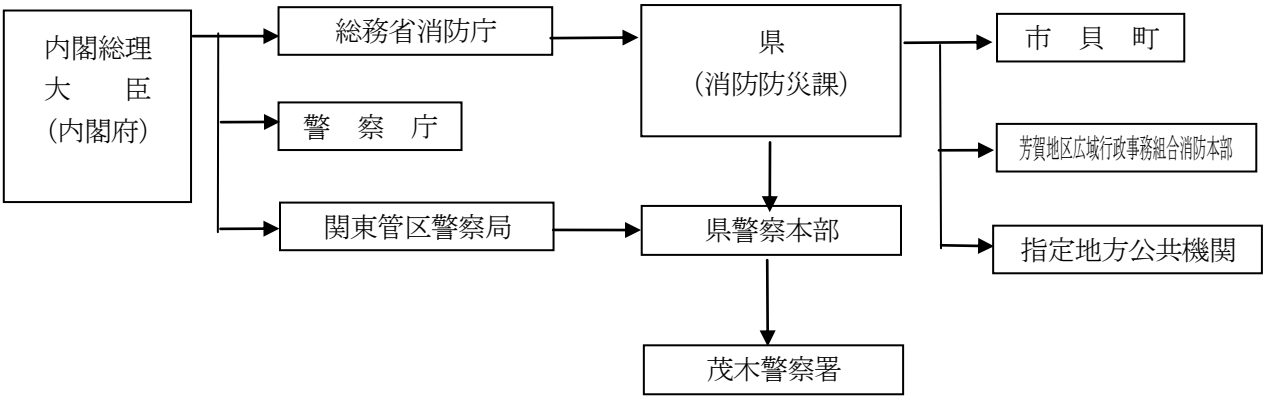
（※地震発生後は震災対策編のとおり、震度に応じた体制をとり、災害応急対策を実施する。）

２　防災関係機関等の体制

警戒宣言の発表を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施並びに東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう必要な警戒体制をとる。

第２　伝達系統及び伝達事項

１　警戒宣言伝達経路



２　伝達事項

（１）警戒宣言（警戒解除宣言）

（２）警戒宣言の発表に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。

（３）その他必要と認める事項

第３　東海地震発生に備えた応急対策の実施

１　広報対策

警戒宣言の発表による社会的混乱の発生を未然に防止するとともに、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして広報活動を実施する。

（１）町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに、事業所、町民等に対し、地域の実情に応じた適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

ア　広報の内容

① 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容

② 町長から町民への呼びかけ

③ 町民、事業所等が緊急にとるべき措置

④ 交通規制に関する情報

⑤ 地震防災応急対策の内容と実施状況
⑥ 混乱防止のための措置
⑦ その他状況に応じて町民、事業所等に周知すべき事項

イ 広報の実施方法

町は、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防対策

（1）消防活動

警戒宣言が発表された場合、消防機関は、次の事項を重点に必要な措置を行う。

ア 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
イ 地震に備えての消防部隊、救急隊及び援助隊の編成強化
ウ 消防団の非常召集体制の確立
エ 消防、救急、救助資機材等の確保
オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
カ 防災機関、事業所等に対し応急対策計画の実施の指示
キ 特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示
ク その他必要な事項

（2）水防対策活動

警戒宣言が発表された場合、県、町及び消防機関は、地震発生後の水害等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

ア 地震に備えての要員の確保・配置
イ 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
ウ 堤防・水門等の施設の点検
エ 資機材の点検整備、緊急調達体制の確保
オ その他必要な措置

3 交通対策

（1）道路

ア 広域交通規制

警戒宣言が発表された場合における交通規制は、県警察が道路管理者と隣接市町との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、緊急輸送路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制及び交通検問を次により行う。

① 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。
② 強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。
③ 緊急輸送路の優先的な機能確保を図る。

イ 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認申請は、警察署及び指定検問所において行う。

ウ 運転者のとるべき措置の周知

警戒宣言が発表された事を知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること。

（2）鉄道

ア 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の通行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置
イ 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。
ウ 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（安全に運行可能かを判断した上でその対応を明示等）

エ　規制の結果生じる滞留旅客の保護

オ　町は、規制の結果生じる滞留旅客の保護のため行われる事業者等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整等を行う。

4　帰宅困難者及び滞留旅客に対する措置

町は、警戒宣言発表時の各機関の措置の結果生じる帰宅困難者及び滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行い、県が実施する活動と連携する。

5　危険物等施設の措置

警戒宣言が発表された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者等(以下、「管理者等」という。)は、地震に起因する施設・設備の損壊に伴う危険物等の漏洩、爆発等の発生を防止するために、必要な措置を講じ、安全確保に万全を期すものとする。

県、町、芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、管理者等に対して、安全確保措置を適切に実施するよう、必要な広報等を実施する。

（1）消防法上の危険物

消防法上の危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。

イ 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。

ウ 必要に応じ、運転(操業)制限、一時停止、避難の指示等の措置をする。

エ 自衛消防体制を確立する。

オ 消防用設備等・資機材の点検及び整備を行う。

カ 周辺住民の安全確保措置をする。

キ その他必要な措置

（2）火薬類

火薬類取扱施設の責任者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア　製造又は使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

イ　火薬類関係事業所にあたっては、爆発・火災防止等にかかる応急点検を実施する。

（3）高圧ガス

高圧ガス施設の責任者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア　地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて設備の使用制限、配管・貯槽内のガスの課廃棄等を行う。

イ　防災要員を確保するとともに防災資機材及び応急復旧工事用資機材を点検確認する。

ウ　転倒・落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。

エ　タンクローリ等については、町民等の安全を確保できる場所に移動する。

（4）ＬＰガス

ＬＰガス販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア　地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。

イ　防災資機材を点検確認するとともに何時でも緊急出動できる体制をとる。

ウ　消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

（5）毒物・劇物

毒物・劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物・劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策及び連絡体制の整備を図る。

6　公共施設対策

（1）道路施設

町その他の道路管理者は、地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋梁等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。

（2）上水道施設

町は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。

ア　要員の確保

防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡事務を行う。

イ　給水量の確保

緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。

ウ　施設・設備の点検

東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火、照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、工事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。

エ　緊急貯水の広報

町やラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、需要家へ飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。

（3）下水道施設

町は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備並びに資材・器材等の点検及び確保を行う。

（4）電力施設

電力事業者は、警戒宣言が発表された場合においても、必要な電力を供給する体制を確保する。この際、東京電力(株)がとる措置は次のとおり。

ア　要員及び資機材の確保

①　要員の確保

警戒宣言の発表に伴い、地震災害警戒本部を設置する。なお、対策要員は、警戒宣言発表の情報を知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく、速やかに所属する事業所に参集する。

②　資機材の確保

警戒宣言の発表に伴い、工事、車両、舟艇、発電機車、変圧器車等を整備し、確保して出動に備えるとともに、手持ちの在庫量の確認と速やかな確保を行う。

イ　施設の予防措置

①　特別巡視、特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

②　通信網の確保

保安通信設備の点検及び整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

③　応急安全措置

仕掛り工事、作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

ウ　電力の緊急融通

防災業務計画の定めに基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

エ　安全広報

県、町、ラジオ・テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関

する広報を行う。

（1）河川管理施設等

町は、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動及び広報活動を行うとともに、必要に応じて応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できる体制を確立する。

（2）ため池

町は、警戒宣言が発表された場合、ため池の管理団体において、ため池の緊急点検を実施し、適切な措置を講じるよう指導する。

（3）廃棄物処理施設

警戒宣言発表に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。

ア　職員に対し、警戒宣言が発表された旨周知させる。

イ　ごみ焼却施設及びし尿処理施設へのごみ及びし尿の投入を中止し、また浸出液処理施設を有する最終処分場にあっては、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。

ウ　廃棄物処理施設の各設備及び防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。

エ　廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制及び資機材の点検・確保を行う。

7　教育・医療・社会福祉施設の措置

（1）学校等

ア　警戒宣言等発表の伝達

警戒宣言及び警戒解除が発表されたときは、町教育委員会は、管内公立小・中学校等に伝達し必要な指示を与える。

イ　児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発表に伴い、学校等の長は、幼児、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し退避・誘導対策計画を具体的に定める。

計　画　作　成　上　の　留　意　点
①　児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先とする。
②　町の地震防災計画等を踏まえる。
③　学校の所在する地域の諸条件等を考慮する。
④　警戒宣言発表に迅速に対応できるものとする。
⑤　児童・生徒等の行動基準並びに学校等、教職員の対処・行動の基準が明確にされている。
⑥　警戒宣言発表後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものとする。
⑦　遠足等、校外活動中に警戒宣言が発表されても対応できるものとする。

ウ　学校等の対応

①　校長等は、警戒本部を設置し、東海地震予知情報等関連情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。

②　児童・生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

③　児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。

④　校長等は、関係機関にそれぞれの退避、誘導等の状況を速やかに報告する。

⑤　学校等の各施設の保安措置をとる。

⑥　初期消火、救護、搬出活動等の防災活動体制をとる。

エ　教職員の対応、指導基準

① 警戒宣言が発表されたら、児童・生徒等を教室等に集める。

② 児童・生徒等の退避、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。

③ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

④ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

⑤ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

⑥ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

⑦ 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動にあたる。

オ　登下校時、在宅時に警戒宣言が発表された場合の対策

① 登下校時に警戒宣言が発表された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するように指導する。

② 交通機関の利用については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

③在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

カ　私立学校

私立学校については、公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

（2）社会教育施設

社会教育施設については、利用者の安全確保のため、公立学校の措置に準じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。

（3）医療機関

警戒宣言が発表された場合は、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

ア　外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は医師が状況に応じて適切に対処する。

イ　警戒宣言の発表を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ　外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ　建物、設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ　消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。

（4）社会福祉施設

警戒宣言の発表に伴い、社会福祉施設においては、施設、要保護者等の安全を確保するため、次の措置をとる。

ア　情報の収集・伝達

イ　収容者、通所者等の安全確保

ウ　消防用設備、避難設備等の点検

エ　落下物等の防止措置

オ　飲料水、食料等の確保

カ　危険物（プロパンガス、重油等）の点検

キ　関係機関、保護者との連絡体制の確保

8　旅館、ホテル等の措置

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル等の管理者は、警戒宣言発表を了知したときは、宿泊、顧客、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。

主な措置は次のとおり。

（1）自衛防災体制の確立

（2）情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導体制をとった後に行う等、伝達の時期に留意すること。

（3）避難誘導の準備及び実施

（4）出火防止の措置

ア　火気使用の制限

イ　火気使用器具、ＬＰガス、燃料タンク等の安全確認

（5）消防用設備類の使用準備

（6）転倒・落下防止の措置

ア　窓ガラス、看板等の建物の付属物

イ　ロッカー、陳列棚、商品等

ウ　薬品等の危険物

（1）応急救護の準備

（2）その他必要な措置

第４　町民のとるべき措置

１　家庭

（1）警戒宣言発表中は、テレビやラジオのスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、町、消防署及び警察署からの情報に注意すること。

（2）家族の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。

（3）いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。

（4）家庭等の転倒防止措置及び重量物の落下防止措置をとること。

（5）火気の使用は自粛すること。

（6）消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。

（7）灯油、プロパンガス等の安全措置をすること。

（8）身軽で安全な服装になること。

（9）水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出用品の用意をすること。

(10) 避難所や避難路の確認をすること。

(11) 不要不急の自動車運転や消防署への照会の電話の使用は自粛すること。

２　職場

（1）正確な情報を把握し、職場全体に伝達すること。

（2）消防計画、予防規定等に基づき防災体制をとること。

（3）職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

（4）火気の使用は自粛すること。

（5）重要書類等の非常持出品の用意をすること。

（6）不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。

（7）自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

原子力災害対策編

第１章　総則

第１節　計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、栃木県においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、県内経済や県民生活等に多大な影響を及ぼした。

本県には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にするため、栃木県では「栃木県地域防災計画」に「原子力災害対策編」を新設した。

本町においても、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことが予想されるため、「栃木県地域防災計画」の「原子力災害対策編」を基本として、「市貝町地域防災計画」に「原子力災害対策編」を新設する。

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市貝町防災会議が作成する「市貝町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「市貝町地域防災計画【震災対策編】」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第３　策定に際し尊重するべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成 24 年 12 月３日原子力規制委員会告示第５号）を十分に尊重するものとする。

第２節　計画の基礎とするべき原子力災害の想定

第１　周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、１基の原子炉が設置されている。また、福島県には、東京電力福島第一及び第二原子力発電所が所在し、第一原発では４基が廃炉決定により残り２基が、第二原発は４基の原子炉が設置されている。さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、７基の原子炉が設置されている。

本町から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、市貝町役場から直線距離で約 45.99ｋｍの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離（役場より）	127.84km					
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機
熱出力	138 万 kw	238.1 万 kw				329.3 万 kw
電気出力	46 万 kw	各 78.4 万 kw				110 万 kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離（役場より）	118.82km				45.99km
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	－
熱出力	329.3 万 kw				329.3 万 kw
電気出力	各 110 万 kw				110 万 kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離（役場より）	166.21km						
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機	７号機
熱出力	329.3 万 kw					392.6 万 kw	
電気出力	各 110 万 kw					各 135.6 万 kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中	停止中			定期検査中		

第２　原子力災害の想定

１　原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、隣接県にある原子力発電所等に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本町は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

２　放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第３　予測される影響

１　防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策重点区域の範囲」では、防災対策を重点的に充実すべき地域の内容として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）のほか、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）が示されており、UPZ 区域の範囲の目安については、原子力発電所等から概ね半径約 30㎞、また、PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載するとされている。

２　栃木県における具体的影響、想定等

※国等が実施する放射性物質拡散等シミュレーション結果等を記載予定

第２章　予防

第１節　初動体制の整備

〔総務課〕

第１　情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図り、町は県との情報の共有を図る。

１　県・国・近隣県

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

また、近隣県との間で、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、地域防災計画の整合を図るなど、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

２　市貝町

町は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

３　原子力事業者

県は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所等に係る安全確保に関する協定等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

４　連絡要員の指定・連絡体制の整備

県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

また、町は、県との連絡責任部署を明確にする。

第２　情報の分析整理

１　原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新し、町は、そのデータの提供を要請し、情報の共有化を図る。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

２　人材の育成・確保

県は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努め、町はこれに協力する。

また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第３　通信手段の確保等

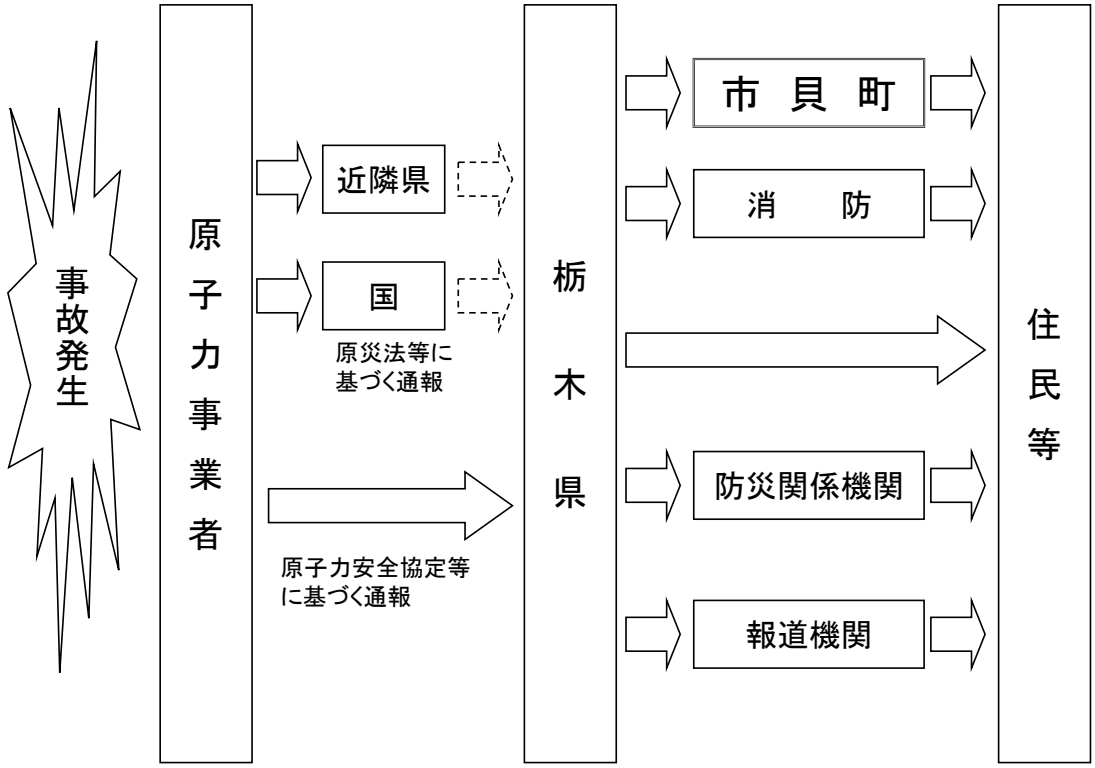
１　通信連絡網等の整備

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣県、町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努め、町はこれに協力する。

２　複合災害への備え

県は、国及び関係市町と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じ、町はこの連絡手段の確保に協力する。

※緊急時における流れ


事故発生
原子力事業者
近隣県
国
原災法等に
基づく通報
原子力安全協定等
に基づく通報
栃木県
市貝町
消防
防災関係機関
報道機関
住民等

第２節　町民等への情報伝達体制の整備

〔総務課、企画振興課、健康福祉課、市貝分署〕

第１　情報伝達体制の整備

県は、情報通信事業者、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、県ホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図り、町は、町防災行政無線、町ホームページ等での情報提供体制の整備を図る。

第２　避難行動要支援者等への情報伝達

町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、町民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第３　相談窓口の設置

町は、県等関係機関と連携し、町民等からの問合せに対応する町民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めるものとする。

第４　情報提供項目

県は、国等と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、町民等に伝達すべき情報の項目について整理し、町はこれに協力する。

第３節　避難活動体制等の整備

〔総務課、企画振興課、健康福祉課、町民くらし課、建設課、こども未来課、社会福祉協議会〕

第１　避難体制等の整備

１　避難計画の策定等

町は、県、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、計画策定の際には、県に支援を要請する。

また、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設の入院患者、入所者をはじめ避難行動要支援者の避難について、十分配慮する。

２　避難所の指定等

（１）避難所の設置及び資機材の整備

町は、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。また、県に対し、整備すべき資機材について支援を要請する。

（２）避難誘導用資機材

町は、町民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努め、必要に応じ県に対し支援を要請する。

３　避難所、避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から町民への周知徹底に努める。

４　安定ヨウ素剤の投与体制の確立

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布･服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、町民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

第２　避難指示の判断

１　避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、町民が受けると予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、地域住民の屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示が発出される。

【屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウラン又はプルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50mSv	100～500mSv	町民は自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか又は避難すること。
50mSv 以上	500mSv 以上	町民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか又は避難すること。

※国において改定予定

2　屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

ＰＰＡにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされており、本県の一部の地域がＰＰＡに含まれることが予想されることから、県及び町は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

第３　警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のＥＰＺの範囲を超えて、半径20ｋｍ圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第４　避難行動要支援者等への対応

町は、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第５　避難誘導

町は、町民の避難に際し、職員が簡易測定器等で放射線量を測定し、線量が高い箇所は立ち入りを禁止するなど、避難に際して避難路を選定し、町民の誘導を行う。

第４節　モニタリング体制の整備

〔総務課、市貝分署、消防団〕

第１　モニタリングによる監視の実施等

町は、人や環境への放射線の影響を把握するため、平常時から県と連携し、空間放射線量測定を実施する。

第２　モニタリング体制

１　体制の整備

（１）　機器等の整備・維持

町は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、簡易測定器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

（２）　複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響により県・国等から情報が入手できなくなるおそれがあることから、町は、万一県等のモニタリングポストが稼動しない場合に備え、簡易測定器等による測定を実施することができるよう体制を整備する。

２　要員の確保・育成等

町は、緊急時の空間放射線量を迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

第３　関係機関との協力体制の整備

町は、県、国、原子力事業者、近隣市町等と緊急時の空間放射線量測定に関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第４　簡易測定器の貸出

町は、必要に応じ町民民に町所有の放射線簡易測定器の貸出を行うものとする。

第５節　町民等の健康対策

〔総務課、健康福祉課、町民くらし課、こども未来課〕

第１　資機材の整備等

１　活動用資機材の整備

県は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努め、町はこれに協力する。

２　医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努め、町はその情報提供を受け、迅速に医療活動体制が支援できるよう、情報を共有する。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

３　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県は、国等と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとし、町はこれに協力する。

また、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第２　医療救護活動体制の整備

１　基本方針

町は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、町民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（サーベイランス）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染（スクリーニング）、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

２　関係機関の協力の確保

（１）関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

（２）救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

３　情報提供システムの充実・活用

（１）広域災害・救急医療情報システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努め、町はこの情報を共有する。

（２）情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

第６節　農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

〔企画振興課、農林課〕

第１　検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

県は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するものとし、町はこれに協力する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から町職員等が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、町は、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県に協力する。

第７節　児童生徒等の安全対策

〔総務課、こども未来課、学校教育課〕

第１　原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

町は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第８節　緊急輸送体制の整備

〔総務課、建設課〕

第１　緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

県は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施するものとし、町はこれに協力する。また、事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

第２　道路交通管理体制の整備

県及び県警察は、県が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努め、町はこれに協力する。また、町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、県、国等の道路管理者と協力し、道路管理の充実を図る。

第９節　町民等に対する普及・啓発活動

〔総務課、健康福祉課、市貝分署、消防団〕

第１　町民等に対する普及・啓発

県は、国、原子力事業者等と協力して、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施するものとし、町はこれに協力する。

（１）放射性物質及び放射線の特性
（２）原子力発電所等の概要
（３）避難等施設の位置
（４）原子力災害とその特性
（５）放射線による健康への影響及び放射線防護
（６）本県の平常時における環境放射線の状況
（７）緊急時に県や国等が講じる対策の内容
（８）屋内退避・避難
（９）安定ヨウ素剤の服用
(10) 放射性物質による汚染の除去

第２　原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、県がや国、関係機関が実施する、以下に掲げる事項の研修等に参加し、職員等防災業務関係者の意識の高揚を図る。

（１）原子力防災体制及び組織
（２）原子力発電所等の概要
（３）原子力災害とその特性
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護
（５）放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
（６）緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
（７）緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項
（８）その他緊急時対応に関すること

第１０節　防災訓練の実施

〔総務課、健康福祉課、町民くらし課、建設課、生涯学習課、市貝分署、消防団〕

第１　訓練計画の策定及び実施

町は、県等が実施する総合訓練に参加するほか、以下に掲げる防災活動についての訓練に協力する。

（１）災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
（２）緊急時通信連絡訓練
（３）緊急時の県モニタリング訓練
（４）町民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、町民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部等の設置

〔全職員〕

第１　町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	配備要員
注意配備	近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課担当職員 農林課担当職員 建設課担当職員
警戒配備	①原子力防災管理者から県を通じて原災法第 10 条第１項に定める通報があった場合 ②総務課長が必要と認めた場合		災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課全職員 農林課全職員 建設課全職員 保健福祉課全職員
非常配備	①原子力防災管理者から県を通じて原災法第 15 条第１項に定める通報があった場合 ②町長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第２　注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。

総務課消防交通係は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

（１）原子力災害に関する情報の収集

（２）被害情報の把握

ア　被害が発生した日時、場所

イ　被害の概要

ウ　被害に対してとられた措置

エ　その他必要な事項

（３）必要に応じて関係部局等への通報

（４）必要に応じて総務課長、町長等への報告

（５）災害応急対策(小規模)

第３　災害警戒本部の設置

町は、特定事象発生の通報を受けた場合又は特定事象発生のおそれがあると総務課長が認めた場合は、災害対策に関する措置を総合的、迅速かつ的確に行うため、町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

１　災害警戒本部の設置、解散の時期

（１）災害警戒本部の設置基準

ア　原子力防災管理者から県を通じて原災法第 10 条第１項に定める通報があったとき。

イ　原子力防災管理者から県を通じて緊急時の通報を受け、総務課長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

ウ　県及び近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局または役場敷地内に設置されている観測局で、５μSv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ　その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

（２）設置場所

災害警戒本部は、市貝町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。

（３）災害警戒本部の解散次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき

イ　災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき

ウ　災害対策本部が設置されたとき

２　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

（１）災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること

（２）災害対策本部の設置に関すること

（３）災害応急対策の実施に関すること

３　災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として「水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節」の定めるところによることとし、必要に応じて、県の職員や関係市町の職員を加えるものとする。

４　災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定める。

第１順位　副町長

第２順位　総務課長

第４　災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、原子力緊急事態発生の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、国、県び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（１）設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア　原子力防災管理者から県を通じて原災法第 15 条第１項に定める通報があったとき。

イ　原子力防災管理者から県を通じて緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

ウ　県及び近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局または役場敷地内に設置されている観測局で 500μSv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ　原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において

屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

オ　その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

（2）設置場所

災害対策本部は、市貝町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。ただし、役場庁舎が使用不能になった場合は、次の施設を代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部設置場所代替施設	市貝町中公民館（市貝町大字上根 1577 番地）

（3）他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

（4）災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ　災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2　防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に通報する。

3　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として活動体制は「震災対策編」第３章第１節の通りとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

4　災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

（1）災害救助法の実施に関すること

（2）災害応急対策の実施、調整

（3）本部の活動体制に関すること

（4）各班の活動体制に関すること

（5）国、県への応援要請

（6）自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整

（7）応援に関すること

(8) 災害広報に関すること

(9) 災害対策本部の解散

(10) その他重要な事項に関すること

5　代決者

本部長（町長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定める。

第１順位　副町長

第２順位　総務課長

第５　防災業務関係者の安全確保

町は、県及び消防機関、その他防災関係機関等と連携し、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1　防護対策

町は、必要に応じ表面汚染検査（スクリーニング）等防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2　防災業務関係者の被ばく管理

（1）防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア　防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 50ｍＳｖを上限とする。

イ　救命救助等の場合、被ばく線量は実効線量で 100ｍＳｖを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

（2）町は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

（3）町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　情報の収集・連絡活動

〔総務班、広報班、管財班、福祉班、防疫医療班、学校教育班、配給班、
産業建設部（全班）、市貝分署、消防団〕

第１　特定事象発生情報等の連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15 分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

第２　応急対策活動情報の連絡

１　特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

（１）施設の状況

（２）原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

（３）被害の状況等

県は、国や近隣県等から入手した情報を、町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

２　原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

（１）要員の確保

町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（２）情報の収集等

町は、県や関係機関から原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

第３　原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第３節　町民等への情報伝達

〔総務班、広報班〕

第１　町民等への情報伝達活動

１　町民等に対する情報伝達

（１）町は、原子力災害に関する情報を広く迅速に町民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。

（２）県は、防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努め、町は、広報車や町ホームページ等により町民に情報を提供する。

（３）町は、町民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、町や県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や町民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

２　情報伝達の内容等

（１）情報伝達に当たっての留意事項

町は、町民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

（２）避難行動要支援者への配慮

町は、町民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者に配慮する。

（３）情報伝達内容

ア　事故・災害等の概況

イ　災害応急対策の実施状況

ウ　不安解消のための町民に対する呼びかけ

エ　避難町民を受け入れる場合、避難町民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

（４）広報内容の確認

ア　十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う

イ　発表内容や時期については、県、国等と相互に連絡を取り合い実施する。

（５）誤情報の拡散への対処

町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第４節　屋内退避・避難誘導等

〔総務班、広報班、財政班、防疫医療班、福祉班、町民くらし班、ボランティア班、学校教育班、配給班、農政班〕

第１　避難等措置の実施主体

町民の避難等の措置を講じるに当たっては、町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、町民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第２　屋内退避、避難等の実施

１　町民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町は、町民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される避難行動要支援者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

２　避難誘導等

（１）町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、町民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

（２）町は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

３　避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、町民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第３　安定ヨウ素剤の服用等

１　安定ヨウ素剤の配布

町は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を町民に配付する。

２　安定ヨウ素剤の服用指示

町は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、町民等が速やかに服用できるよう指示する。

第４　避難所等の開設、運営

１　避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難所の管理・運営

（１）町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

（２）町は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

（３）町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

３　飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の町民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品

の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第５　県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の町民が本町に避難することが予想される。

町は、必要に応じて町の保有する施設を避難所として一時的に提供するとともに、避難所を設置・運営するに当たっては、県に必要な支援、調整等を要請する。

また、町は、必要に応じて、県に対し、県内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することの検討を要請する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。

さらに、町は、県外避難者用駐車スペースを確保する。

第６　避難行動要支援者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな在住外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、避難行動要支援者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、避難行動要支援者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

第５節　医療・救護活動等

〔総務班、防疫医療班、福祉班〕

第１　町民等を対象とする健康相談等の実施

１　避難者等に対する健康相談等の実施

県は、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施し、町はこれに協力する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（スクリーニング）を実施する。

２　相談窓口の設置

町は、県等と連携し、健康福祉センター等に町民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第２　被災者を対象とする医療救護活動の実施

町は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第６節　農林水産物・加工食品等の安全性の確保

〔総務班、広報班、農政班、商工観光班、給排水建築班〕

第１　食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

また、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。なお、現段階の規制値は以下の通りである。

【食品等の基準値（平成 24 年 4 月施行)】
水道水：10　bq/L、　牛乳：50　bq/L、　一般食品：100　bq/kg、　乳幼児用食品：50　bq/kg

第２　食品等の出荷自粛要請及び解除

県等が実施するモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、町は、速やかに関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、町ホームページへの掲載など、様々な手段を使って町民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、町は、県と解除計画について協議し、県の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び町民等へも広く周知する。

第３　飲料水の安全対策の実施

町は、県等が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに必要な指導等を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、町は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第４　食品等の供給

町は、食品等の摂取制限等の措置が指示された際、県と協力し、「市貝町地域防災計画震災対策編」に基づき、関係町民への応急措置を講じる。

第７節　児童生徒等の安全対策

〔学校教育班〕

第１　児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県等と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第４章　復旧・復興

第１節　町民等の健康対策

〔防疫医療班、町民くらし班、福祉班〕

第１　町民への対応

県は、町民等の不安を払拭するため、町民に対する心のケアを含む健康相談を実施し、町はこれに協力する。

第２　健康影響調査

１　調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の町民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

２　調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

３　メンタルヘルス対策

町は、県、医療機関等をはじめ、関係機関等と連携し、町民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、町民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、町民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

第３　学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

１　健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

２　心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

３　その他

（１）原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

（２）学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第２節　除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

〔町民くらし班〕

第１　基本方針

町、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び町民は、連携して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町、県等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

第２　除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び県民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、町民の意見を十分に尊重するものとする。

（１）線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

（２）水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌の発生抑制に配慮する。

（３）除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等周辺町民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

（参考資料編）

除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月環境省）

第３　放射性物質に汚染された廃棄物の処理

県は、国、町、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理をする。

町及び県は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では 8,000Bq/kg を超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管するとともに、保管、処分にあたって関係者の理解を得るため国への協力を行う。

町及び県は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では 8,000Bq/kg 以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺町民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、町及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、町民等へ周知徹底する。

町及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第３節　損害賠償

〔総務班、　管財班、財政班〕

町及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。